

大竹市一般廃棄物処理基本計画

令和6年3月

大 竹 市

はじめに

本市では、循環型社会の構築をめざした「一般廃棄物処理基本計画」を5年ごとに見直し、時代に沿った政策を積極的に推進しています。

具体的には、家庭系ごみのうち「可燃ごみ」及び「粗大ごみ」へのごみ処理手数料の導入、事業系ごみへの登録制度の導入、使用済小型家電の拠点回収の実施、せん定枝等の堆肥化事業の実施、近年では廿日市市との可燃ごみ広域処理化など、市民・事業者の皆様のご協力をいただきながら、ごみの減量や再資源化、適切な廃棄物処理の実現に向け、官民が一体となって取り組んできたところです。

しかしながら、廃棄物行政を取り巻く社会情勢は、時代とともに日々変化しており、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、国内におけるプラスチックごみの排出を抑制し、資源循環を一層促進する重要性が高まっています。

また、平成27年10月に国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」の視点などから、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」についても、削減に向けた取り組みが求められています。

本市ではそれらの課題を踏まえて、長期的・総合的な視点から、さらなるごみの減量・再資源化に資することを目指し、この度「大竹市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行いました。

本計画は、一般廃棄物の処理に係る基本方針を定めたものであり、限りある資源を次世代に効率的に残すため、ごみの減量や再資源化、環境にやさしい処理をさらに促進するとともに、環境と調和した美しいまちづくりをめざすものです。

市民・事業者の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただき、それぞれの取組へのより一層の積極的なご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました大竹市廃棄物減量等推進審議会の委員の皆様にも、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

大竹市長 入山 欣郎

目 次

はじめに

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画見直しの背景と目的	1
2. 計画の位置づけと計画期間	1
3. 計画対象廃棄物	3
4. ごみに関する用語の定義	4

第2章 大竹市の都市特性

1. 自然環境	5
2. 社会環境	8
3. 生活環境	10
4. 都市環境	10
5. 上位計画	12

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状と課題	15
2. ごみ処理の目標	27
3. 計画の体系	38
4. 施策の柱Ⅰ 排出抑制の推進〔排出抑制計画〕	39
5. 施策の柱Ⅱ リサイクルの推進〔再資源化計画〕	45
6. 施策の柱Ⅲ 適正処理の推進〔ごみ処理計画〕	47

第4章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状と課題	59
2. 生活排水処理の目標	66
3. 生活排水の処理計画	69
4. し尿・汚泥の処理計画	72

第5章 計画の進行管理

1. 計画進行の管理手法	74
2. 計画進行の管理指標	75

巻末資料

大竹市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿	巻末資料-1
大竹市廃棄物減量等推進審議会 審議経過	巻末資料-2

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画見直しの背景と目的

20世紀後半における高度経済成長は、私たちの生活を豊かにしましたが、食品ロスや資源の大量消費、廃棄物の大量排出による地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨など多くの環境問題を引き起こしており、限りある資源の節約やエネルギーの有効利用など、生活様式や事業活動そのものを環境に配慮したものへと転換していくことが求められています。

こうしたなか、大竹市（以下「本市」という。）では、ごみや生活排水の発生から処理・処分に至る適正処理方針を示した現行の「大竹市一般廃棄物処理基本計画」（以下「既定計画」という。）を平成30年5月に策定しましたが、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、さらに令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されるなど、廃棄物処理を取り巻く社会情勢は日々変化を続けており、本市における取組についても変更等の検討が必要になっています。

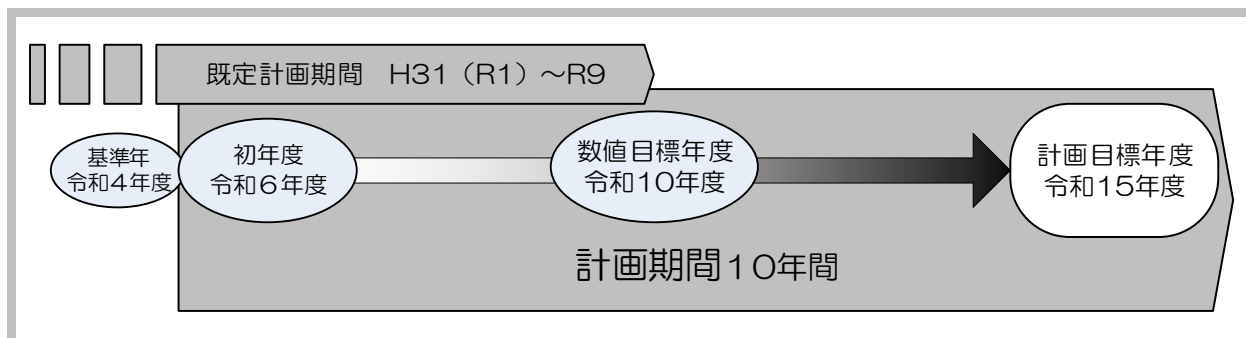
今回の「大竹市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、こうした点を踏まえ、既定計画における目標の達成度や進捗状況を検証しつつ、ごみや生活排水を安全・安心・安定して処理するため、発生から排出、処理・処分に至るまでの今後の取組方針を全面的に見直す計画として策定しました。

2. 計画の位置づけと計画期間

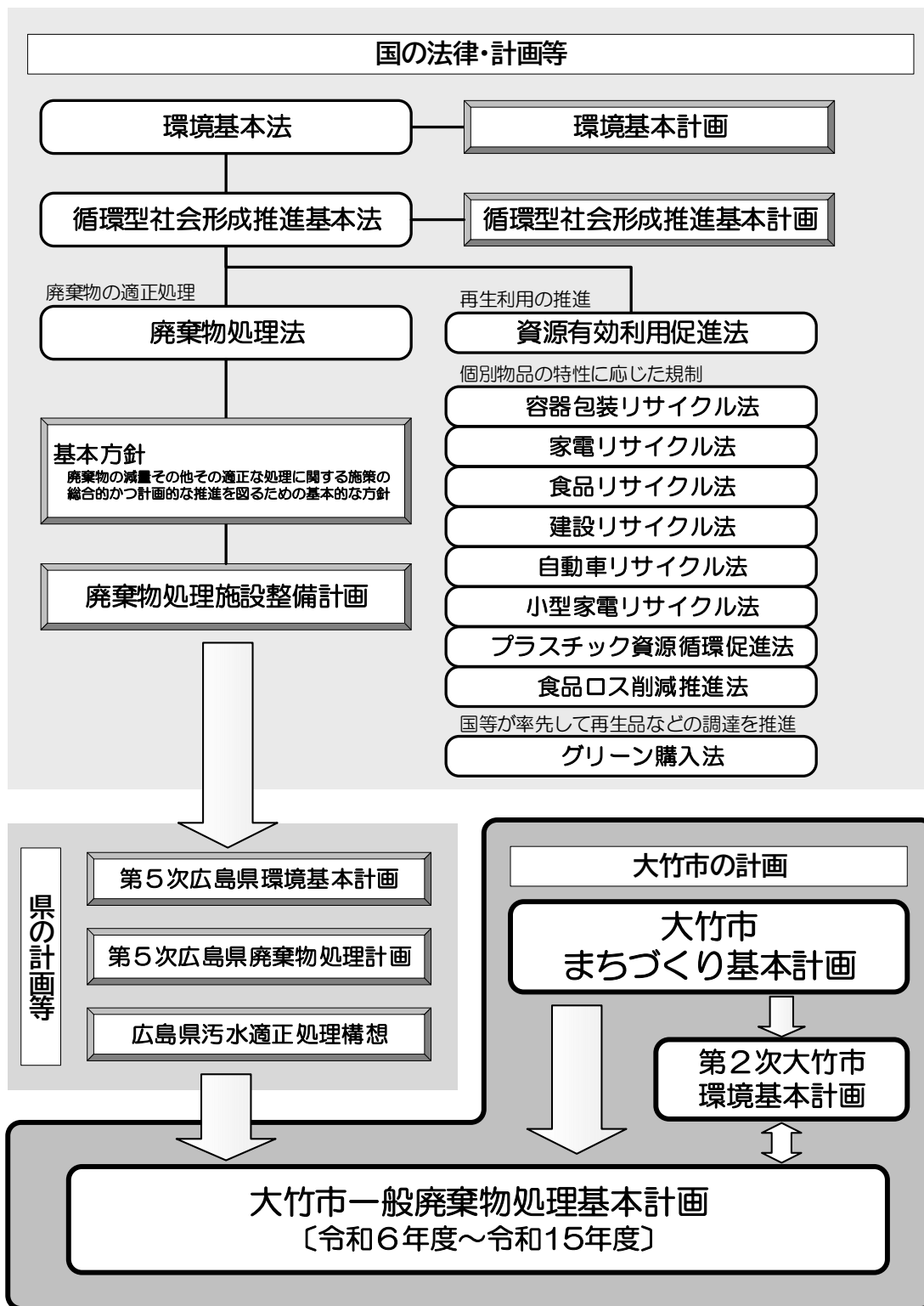
本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村において策定が義務づけられている長期計画で、国の法律・計画、県及び本市の計画等と整合したものです。

また、令和6年度を初年度とし、令和15年度を目標年度とする10ヶ年計画としており、中間年である令和10年度を数値目標年度とします。なお、概ね5年ごとに改定するものとします。

◆図表1-1 計画期間



◆図表1-2 本計画の位置づけ



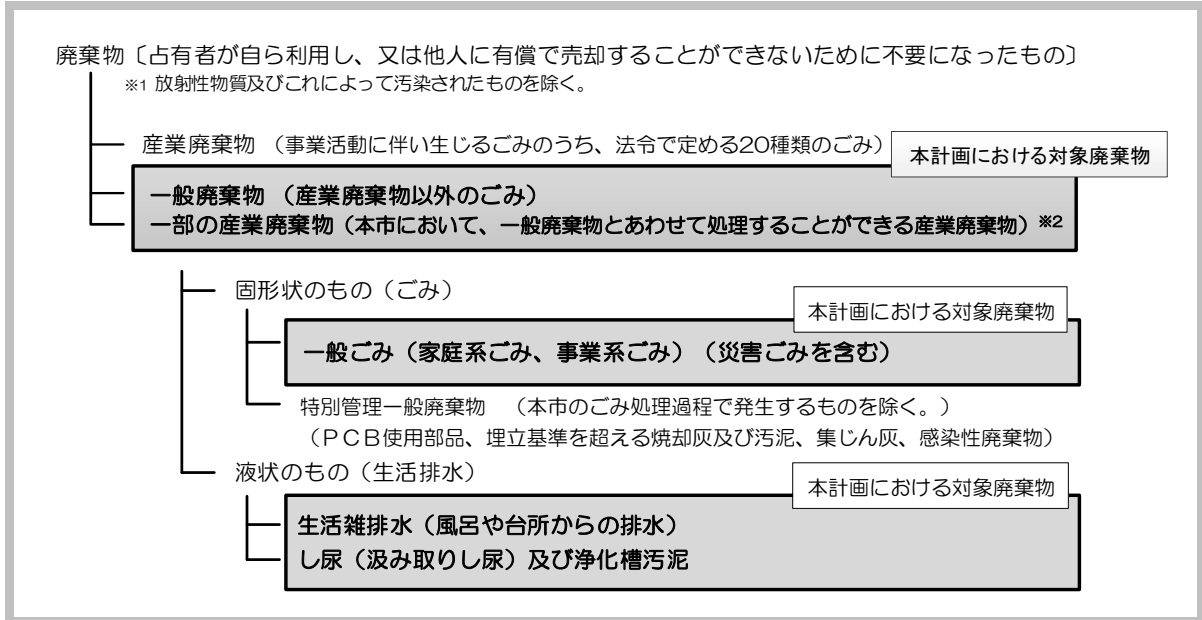
※ 法律名は略称

3. 計画対象廃棄物

本計画における対象廃棄物は、図表 1-3 に示す廃棄物とします。

なお、一般廃棄物のうち、本市による処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの扱いについては、図表 1-4 に示すとおりとします。

◆図表 1-3 計画対象廃棄物



◆図表 1-4 本計画の処理対象外とする一般廃棄物とその扱い

区 分	処 理 ・ 処 分 先
家電リサイクル法 適用物	家電リサイクル法に基づき、テレビ、洗濯機、冷蔵庫・冷凍庫、衣類乾燥機、エアコンについては、販売店による引き取りとします。
パソコン	資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引き取り・再資源化とします。
処理困難物	以下に示す品目については、販売業者などによる引き取りとします。 消火器、金庫、プロパン・酸素・アセチレン等のガスボンベ、バッテリー、仏壇・仏具・神棚等、ピアノ、薬品類、ペットの死がい など

※1 放射性廃棄物について

国は、平成 23 年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質による環境汚染が人の健康または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが緊急の課題となっていることを踏まえ、平成 23 年8月に「平成 23 年3月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故より放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号）を公布しました。従って、当該廃棄物については、この法律によるものとします。

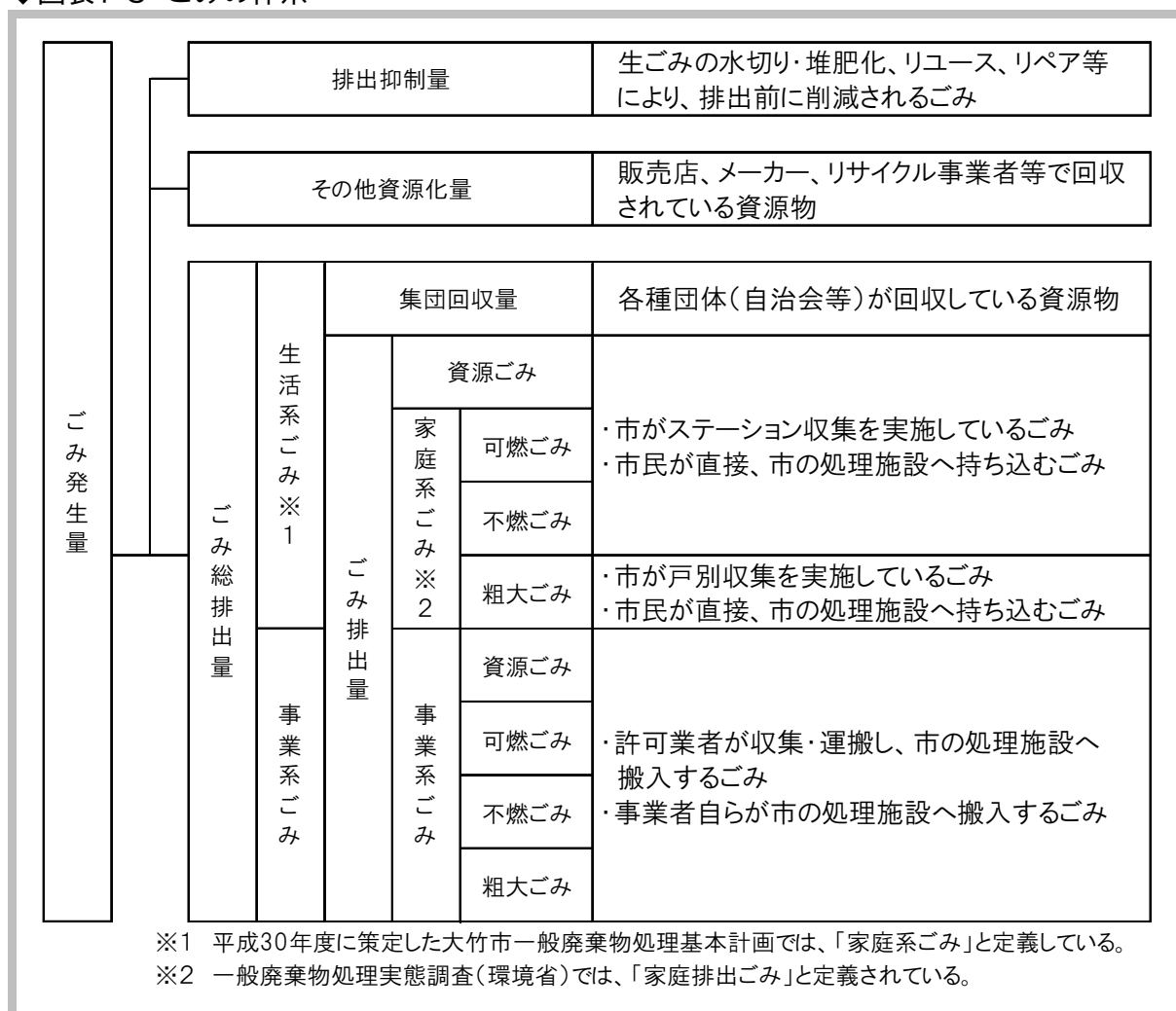
※2 対象品目については、一般廃棄物処理実施計画で規定するものとします。

4. ごみに関する用語の定義

本計画においては、「ごみ発生量」のうち、ごみとして排出された量を「ごみ総排出量」と定義します。また、ごみ総排出量から「集団回収量」を除いた量を「ごみ排出量」と定義します。

ごみ総排出量は、「生活系ごみ」と「事業系ごみ」に二分されます。環境省が毎年集計、公表している一般廃棄物処理実態調査においては、生活系ごみから資源物（集団回収量＋資源ごみ）を除く量を「家庭排出ごみ」と定義されていますが、本計画においては、「家庭系ごみ」と読み替えることとします。

◆図表1-5 ごみの体系



第2章 大竹市の都市特性

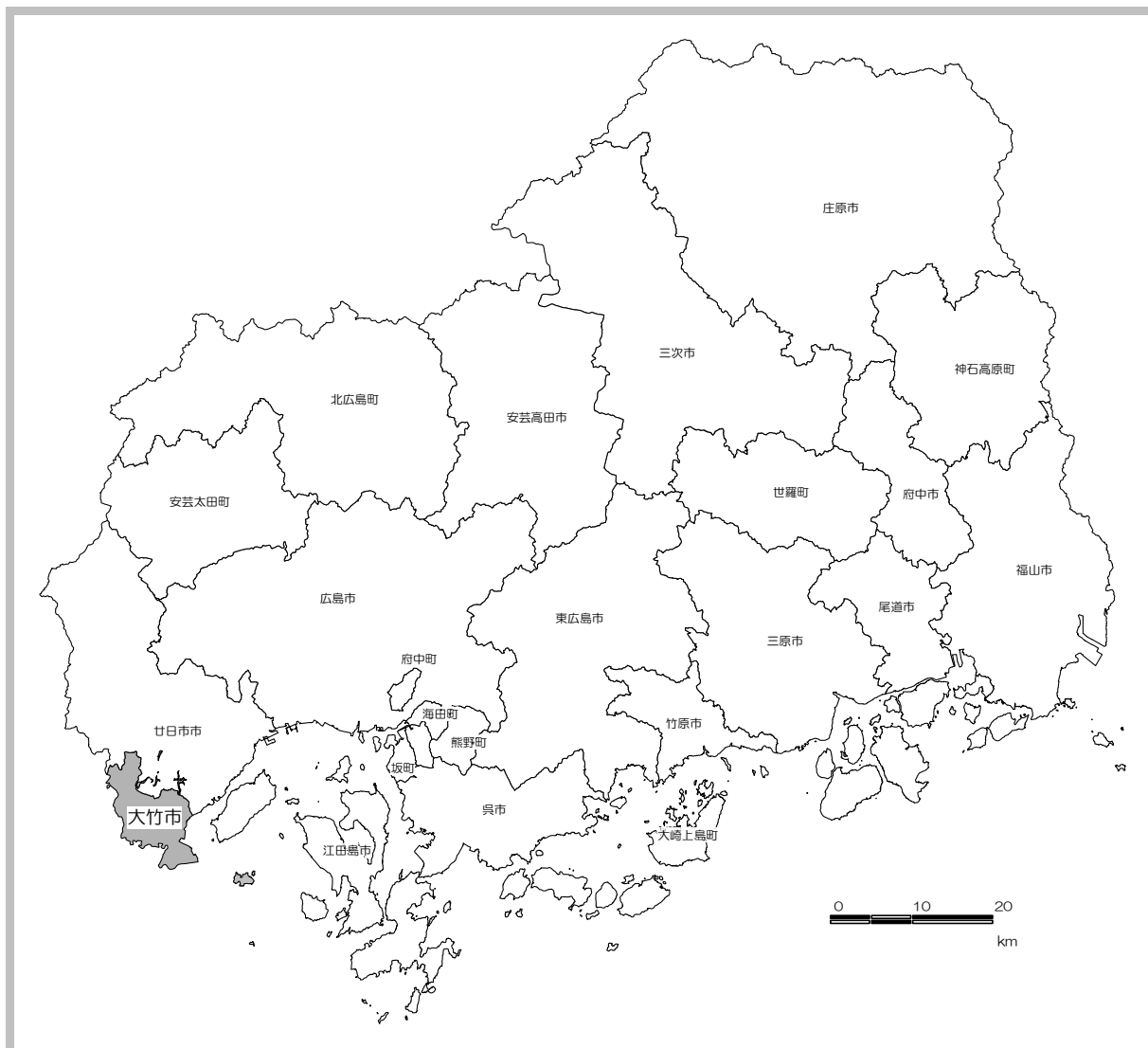
1. 自然環境

1 位置

本市の位置は、広島県の西端にあり、東部は瀬戸内海に臨み、北部は廿日市市、南部と西部は山口県岩国市及び和木町に接しています。また、本市の南東の海上沖合には阿多田島があり、松ヶ原、広原地区等が飛び地として点在しています。

本市は、昭和29年9月1日に旧大竹町、小方町、玖波町、栗谷村及び松ヶ原地区（友和村の一部）が合併して、大竹市として市制を施行しました。また、市域面積は78.66km²（国土地理院全国都道府県市町村別面積調令和5年4月1日時点）です。

◆図表 2-1 位置



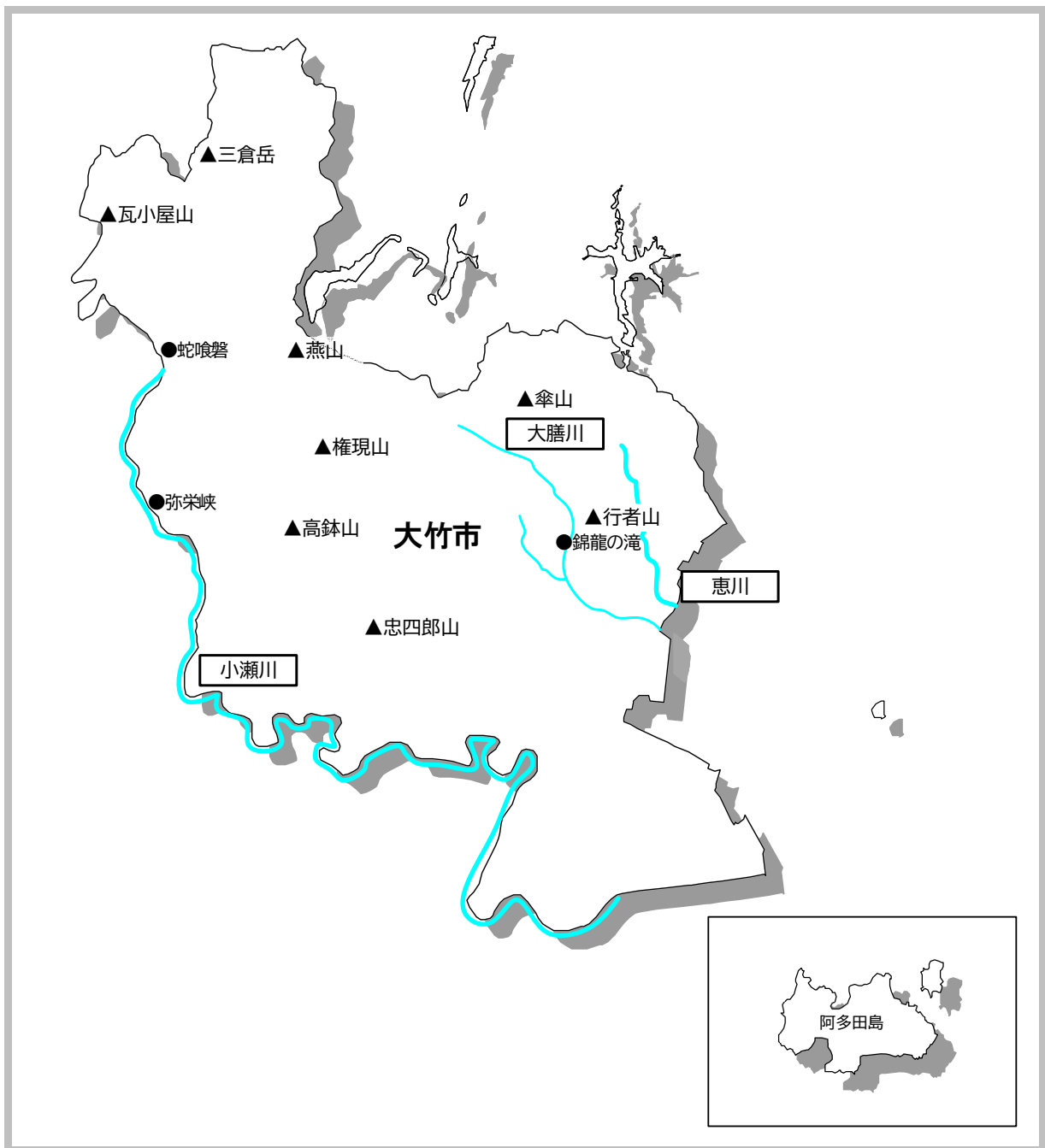
2 自然・地勢

本市の沿岸部には、美しい瀬戸内海が広がり、内陸部には三倉岳などの雄大な自然があります。また、本市の南西部の県境には小瀬川が流れ、中流には県天然記念物に指定の蛇喰磐や県名勝の弥栄峡、中央部を流れる大膳川の上流には、錦龍の滝を中心とした錦龍公園などがあります。

また、地質は、深成岩の花崗岩質岩石が大部分を占め、各所に露岩があります。

地形は、沿岸部の市街地を除いては平地が少なく、海岸線近くまで山々の急傾斜が迫っています。総じて山地が多く、居住地、耕作地としては地形的に恵まれていません。

◆図表 2-2 地勢



3 気候

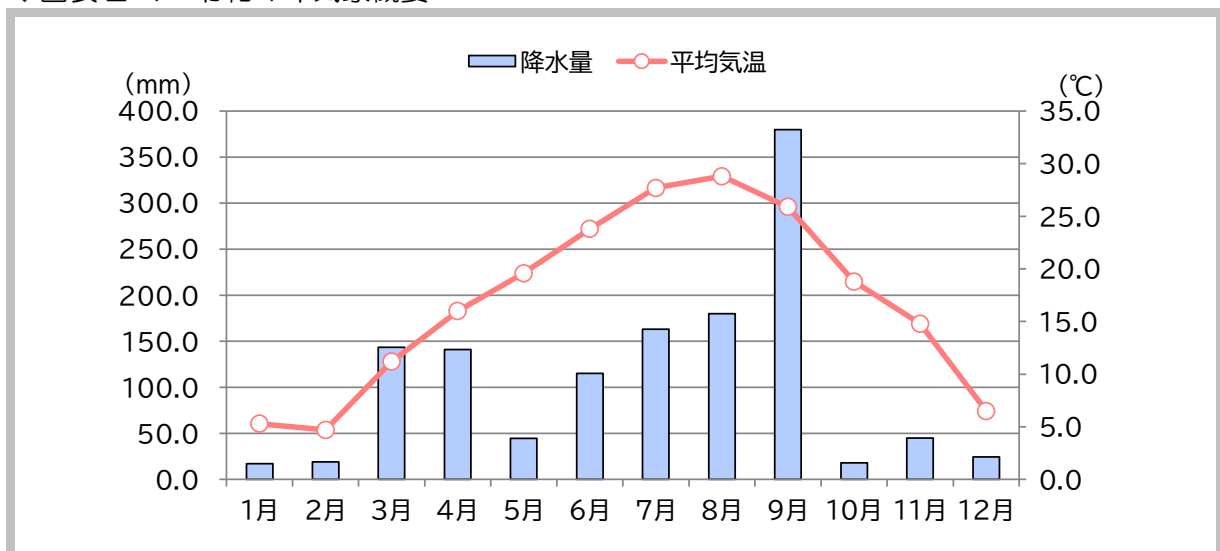
本市は、年間を通して温暖少雨を特徴とする瀬戸内海式気候に属していますが、比較的雨量が多い地域です。

また、年間平均気温はおよそ 16～17℃、年間降水量はおよそ 1,200～2,000mm となっています。

◆図表 2-3 気象概要

年次	気 温(℃)			降 水 量(mm)	
	平均	最高	最低	総量	日最大
平成30年	16.6	37.1	-4.7	1,839.0	171.0
令和1年	17.1	36.6	-0.8	1,470.5	97.5
令和2年	16.9	38.0	-2.2	1,951.0	122.5
令和3年	16.8	37.3	-4.9	1,919.0	129.0
令和4年	16.9	37.2	-2.9	1,290.5	207.0
1月	5.3	13.6	-1.2	17.0	13.0
2月	4.7	13.9	-2.9	19.0	8.0
3月	11.2	21.0	0.7	143.5	62.0
4月	16.0	27.1	3.7	141.0	42.5
5月	19.6	31.0	8.3	44.5	26.0
6月	23.8	34.5	15.2	115.0	28.0
7月	27.7	36.5	22.0	163.0	48.5
8月	28.8	37.2	20.8	180.0	58.5
9月	25.9	35.0	17.3	380.0	207.0
10月	18.8	30.3	8.7	18.0	10.5
11月	14.8	25.1	6.5	45.0	23.5
12月	6.5	16.4	-2.0	24.5	18.0

◆図表 2-4 令和4年気象概要



資料：気象庁ホームページ

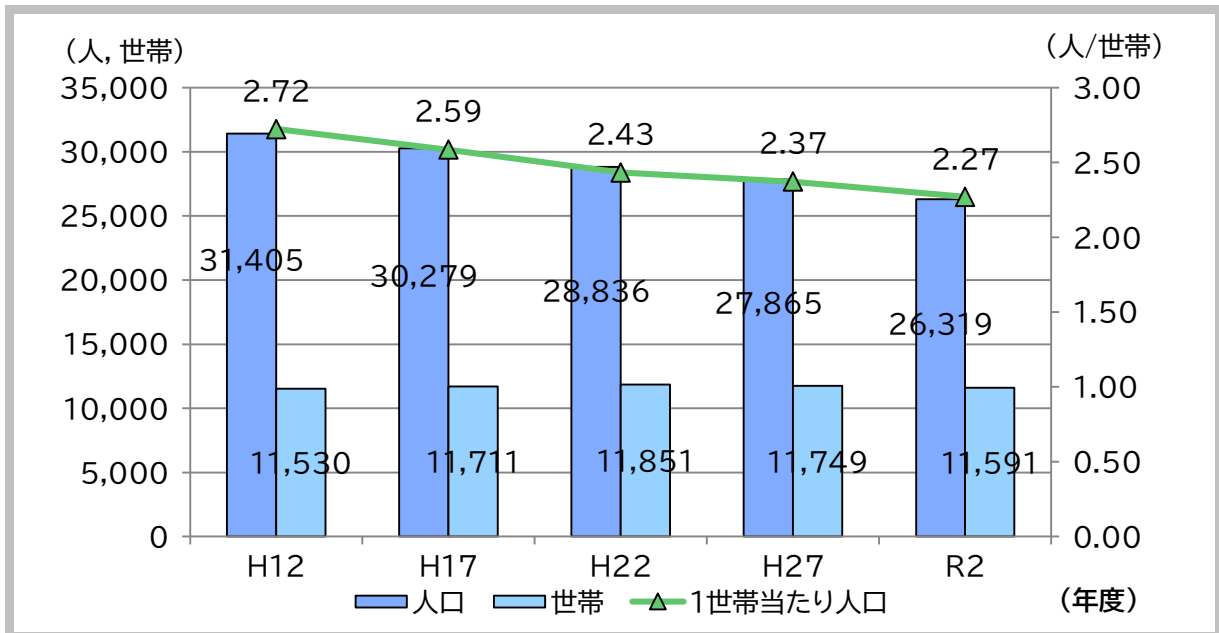
2. 社会環境

1 人口及び世帯数

本市の人口は、減少傾向にあります。一方で、世帯数は増加傾向にありましたが、平成27年に減少に転じています。

また、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、核家族化の進行が伺えます。

◆図表 2-5 人口及び世帯数



※ 各年 10月1日現在

資料：総務省「国勢調査報告（令和2年）」

2 産業

本市の産業別就業者数の割合は、サービス業が33.8%と最も多く、次いで製造業25.7%、卸売業・小売業15.1%の順となっています。

◆図表 2-6 産業別就業者数

(単位：人)

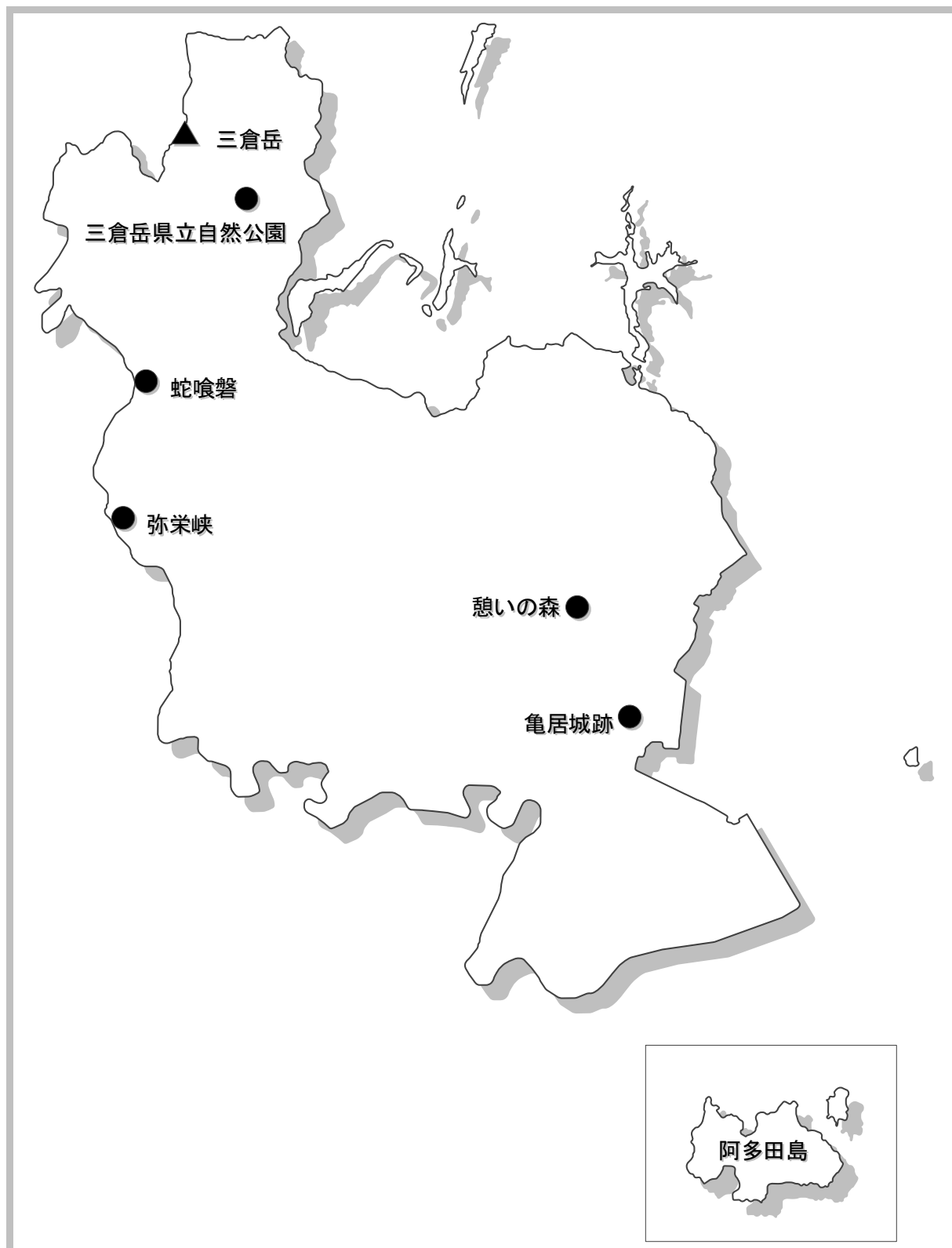
第1次産業				第2次産業		第3次産業							分類不能の産業
農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス	運輸・通信	卸売・小売	金融・保険	不動産	サービス	公務等	
112	6	177	0	1,023	3,040	56	788	1,785	157	147	3,985	400	131
0.9%	0.1%	1.5%	0.0%	8.7%	25.7%	0.5%	6.7%	15.1%	1.3%	1.2%	33.8%	3.4%	1.1%
2.5%				34.4%		62.0%							1.1%

資料：大竹市「大竹市統計書 2022」、総務省「国勢調査報告（令和2年）」

3 観光

本市管内には、栗谷地区にある三倉岳県立自然公園、県天然記念物に指定の蛇喰磐、県名勝の弥栄峡などの他に、亀居城跡、憩いの森などの観光資源があります。

◆図表 2-7 観光施設



3. 生活環境

1 上水道

本市の水道普及率は、97.9%（令和3年度）であり、県平均 95.1%（令和3年度）よりも、わずかに上回っています。

◆図表 2-8 水道普及状況（令和4年3月末）

地 域	行政区域内人口（人）	現在給水人口（人）	普及率（%）
大竹市	26,234	25,679	97.9
広島県	2,777,046	2,640,069	95.1

資料：広島県「令和3年度広島県の水道事業の現況」

2 下水道

本市の下水道普及率は、95.5%（令和3年度）であり、県平均 76.8%（令和3年度）よりも大きく上回っています。

◆図表 2-9 下水道普及状況（令和4年3月末）

地 域	行政区域内人口（人）	処理区域内人口（人）	普及率（%）
大竹市	26,234	25,066	95.5
広島県	2,777,046	2,133,442	76.8

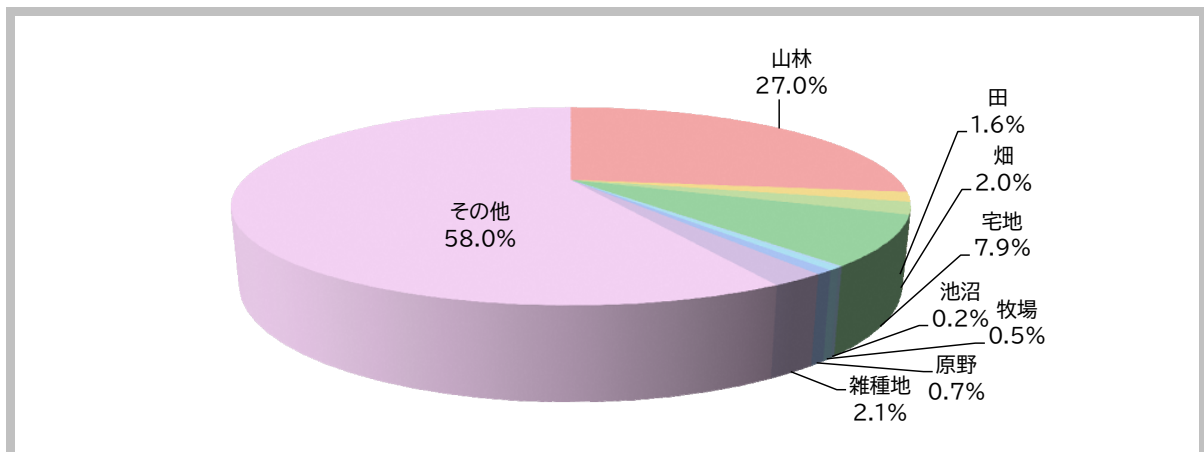
資料：広島県「広島県の下水道 2022」

4. 都市環境

1 土地利用

本市の土地利用の状況は、図表 2-10 に示すとおりです。

◆図表 2-10 土地利用の状況（令和3年1月1日）



資料：大竹市「大竹市統計書 2022」、「固定失算の価格等の概要調書」

2 住宅

本市の住宅種類別世帯数は、約 7 割の世帯が「持ち家」です。

◆図表 2-11 住宅種類別世帯数（令和 2 年 10 月 1 日）（単位：世帯）

総数	持ち家	公営・公団 会社の借家	民営の 借家	給与住宅	間借り	住宅以外に 住む 一般世帯
11,568	7,671	705	2,216	443	105	428

資料：大竹市「大竹市統計書 2022」、総務省「国勢調査報告（令和 2 年）」

3 交通

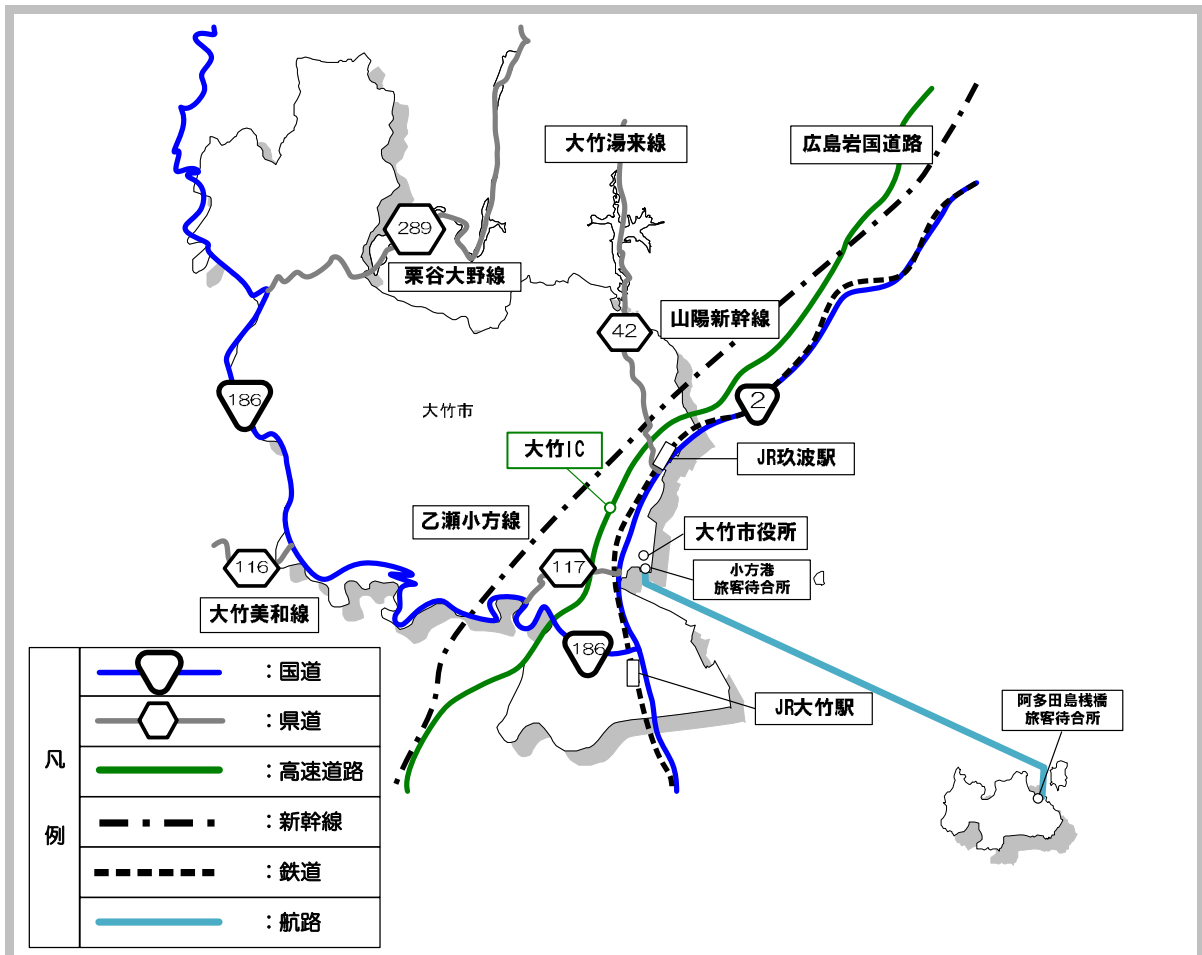
本市の陸上交通網は、道路交通網と鉄道交通網があります。有料道路は、海岸線に平行する形で、広島岩国道路（山陽自動車道と一部共有）が延びています。

また、主要一般道路として、海岸線沿いに国道 2 号が延び、南北に国道 186 号が延びています。

鉄道交通網は、JR 山陽本線が海岸線沿いに延びています。

本市の海上交通網については、小方港から阿多田島までの間を有限会社阿多田島汽船のフェリーが運航しています。

◆図表 2-12 交通



5. 上位計画

1 国の計画

国においては、平成30年6月に閣議決定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」に排出量と最終処分量に関する目標値を示しています。また、令和5年6月に閣議決定した「廃棄物処理施設整備計画」において、リサイクル率（出口側の循環利用率）に関する新たな目標値が示されています。なお、廃棄物処理施設整備計画と同日に閣議決定した「廃棄物処理法に基づく基本方針」には、両計画を踏襲した目標値を示しています。

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

第四次循環型社会形成推進基本計画に示される一般廃棄物処理に関する目標値は以下のとおりです。

◆図表 2-13 第四次循環型社会形成推進基本計画に係る目標

区 分	令和7年度（2025年度）目標
排 出 量	1人1日当たりごみ排出量 : 約850g 1人1日当たり家庭系ごみ排出量* : 約440g
最終処分量（率）	2000年度比 約70%削減

*家庭系ごみ排出量 = 生活系ごみ排出量 - 生活系資源ごみ排出量

資料：環境省「第四次循環型社会形成推進基本計画」

(2) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備計画に示される一般廃棄物処理に関する目標値は以下のとおりです。

◆図表 2-14 廃棄物処理施設整備計画に係る目標

区 分	令和9年度（2027年度）目標
ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率*1）	28%*2

*1一般廃棄物の排出量に対する循環利用量の割合

*2この目標の評価に当たっては、民間事業者等によるものも含めた地域全体におけるリサイクルの推進状況を考慮することも必要である。

資料：環境省「廃棄物処理施設整備計画」

(3) 廃棄物処理法に基づく基本方針

廃棄物処理法に基づく基本方針に示される一般廃棄物処理に関する目標値は以下のとおりです。

◆図表 2-15 廃棄物処理法に基づく基本方針に係る目標

区 分	令和7年度（2025年度）目標	令和9年度（2027年度）目標
排 出 量	平成24年度比約16%削減 1人1日当たり家庭系ごみ排出量：約440g	—
再生利用量	—	出口側の循環利用率：約28%
最終処分量（率）	平成24年度比約31%削減	—

資料：環境省「廃棄物処理法に基づく基本方針」

2 広島県の計画

(1) 第5次廃棄物処理計画

広島県は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく法定計画として「第5次広島県廃棄物処理計画」を、令和3年3月に策定しています。

この計画は、一般廃棄物及び産業廃棄物を含む廃棄物全般の減量化や適正な処理の推進を図ることを目的に、令和3年度から令和7年度までを計画期間としています。

◆図表 2-16 広島県廃棄物処理計画に係る目標

区 分	令和7年度（2025年度）目標
排 出 量	1人1日当たりごみ排出量：874g
再生利用量	32.5%以上*
最終処分量（率）	12.2%以下

※一般廃棄物の処理に関する全体像を把握するため、集団回収、店頭回収及びエネルギー利用を考慮した目標設定としている。

資料：広島県「第5次広島県廃棄物処理計画 令和3～7年度」

(2) 汚水適正処理構想

広島県は、下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備目標等を示した「広島県汚水適正処理構想」を平成8年3月に策定し、汚水処理人口普及率の向上などに取り組んできました。

その後、平成13年3月、平成16年3月、平成23年3月、平成26年4月、令和2年3月にそれぞれ適宜、見直しを行い、情勢の変化に対応してきたところです。

◆図表 2-17 汚水処理施設の整備計画

区 分	事 業 名	平成30年度末		令和8年度末(目標)		
		処 理 人 口	処理普及率	処 理 人 口	処理普及率	
汚水処理施設	集合処理	下 水 道	2,130,063人	75.3%	2,200,311人	80.2%
		集落排水	53,371人	1.9%	48,000人	1.7%
	個別処理	浄化槽等	317,782人	11.2%	298,433人	10.9%
	小 計		2,501,216人	88.4%	2,546,744人	92.8%
汚水処理施設未整備人口		327,699人	11.6%	197,688人	7.2%	
行 政 人 口		2,828,915人	100.0%	2,744,432人	100.0%	

※行政人口は、社人研推計より直線補間し算出している（平成30年度末は実績値）。

※浄化槽等には、コミュニティ・プラントを含む。

※端数処理により、普及率等の内訳と小計欄などが一致しない場合がある。

資料：広島県「広島県汚水適正処理構想（令和2年3月改訂）」

3 大竹市まちづくり基本計画

本市では、令和3年3月に第1期大竹市まちづくり基本計画を策定し、まちづくりのテーマである『生涯おおたけ やっぱりおおたけ』の実現をめざしています。

- 計画名称：第1期大竹市まちづくり基本計画
- 策定年月：令和3年3月
- 計画期間：令和3年度～令和6年度（4年間）※第2期以降は原則5年間

- ごみ処理に係る事項

- 現状・課題

家庭系ごみの減少が鈍化し、事業系ごみは増加傾向にあります。また、適正な分別やごみ出しルールが守られず、処理に支障をきたすケースが生じています。

- 取組方針

- ・ごみの適正な分別、ごみ出しルールの遵守への指導とリサイクル化の取組の周知・啓発を強化します。
- ・生ごみのたい肥化や資源ごみのリサイクル化、食品ロスの削減などにより、ごみの減量化を進めます。

- 目標値

項目	現状（令和元年度）	数値目標（令和5年度）
1人1日あたりの生活系ごみ [※] 排出量	587g	522g

※第1期大竹市まちづくり基本計画内では「家庭ごみ」と表記

- 生活排水処理に係る事項

- 現状・課題

公共下水道の普及率は高い一方で、布設管や処理場、ポンプ場施設の老朽化が進んでいます。

- 取組方針

- ・生活環境の改善や公共用水域の水質を保全するため、公共下水道への接続率（水洗化率）の向上に取り組みます。
- ・「大竹市公共下水道事業経営戦略」に基づき、下水道施設の効率的・計画的な整備を進めます。
- ・下水道施設と一体的に運営・管理できる、最も合理的で効率的な処理方式のし尿処理施設を整備します。

- 目標値

項目	現状（令和元年度）	数値目標（令和5年度）
汚水処理人口普及率 [※]	99.1%	99.3%

※汚水処理人口普及率＝（公共下水道人口＋合併処理浄化槽人口＋農業集落排水人口＋漁業集落排水人口）÷計画処理区域内人口×100

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状と課題

1 ごみの分別、排出及び収集方法

本市のごみ分別区分は、「もやすごみ」、「プラスチックごみ」、「紙資源」、「カン」、「ビン」、「ペットボトル」、「衣類・毛布類」、「もやさないごみ」、「粗大ごみ」、「有害ごみ」、「電池類」、「せん定枝」の12分類としています。

ごみの出し方は、原則、指定ごみ袋制を導入しています。ごみの収集・運搬は、委託業者が行っています。粗大ごみは自らが搬入するか、申込みによる戸別収集としています。なお、せん定枝については、令和6年度以降、リサイクルセンターへの直接搬入からシルバー人材センターが指定する場所への直接搬入という方式に変更する予定です。

◆図表 3-1 ごみの分類

分別区分	品目	収集頻度	排出形態	排出方法	収集形態
①もやすごみ	台所ごみ(生ごみ)、資源化できない紙類、皮革製品、靴・スリッパ、ゴム製品、落ち葉、草花、汚れや臭いの付いているプラスチックごみ、木くず、布類(30cm四方未満)	2回/週	ステーション方式	指定袋 (もやすごみ専用)	委託
②プラスチックごみ	石油で作られたビニールやポリエチレン製のものなど(汚れやにおいが残っているものや、塩化ビニール製品はもやすごみ)	1回/週	ステーション方式	指定袋 (資源回収専用)	委託
③紙資源	新聞、雑誌・雑紙(ぎつがみ)、段ボール	1回/月	ステーション方式	ひもで十字に縛る	委託
④カン	缶類(容量3L未満のもの)	1回/月	ステーション方式	指定袋 (資源回収専用)	委託
⑤ビン	ビン類	1回/月	ステーション方式	指定袋 (資源回収専用)	委託
⑥ペットボトル	 の表示のあるペットボトル	1回/2週	ステーション方式	指定袋 (資源回収専用)	委託
⑦衣類・毛布類	毛布、シーツ、薄手の布団、衣類、ビニールシート、ブルーシート、カーテン、玄関マット、バスタオル、すだれ、ござ、い草マット	1回/月	ステーション方式	指定袋 (もやすごみ専用) 令和6年度から 資源回収専用袋へ変更	委託
⑧もやさないごみ	陶磁器類、ガラス類、金属類、小型家電製品、硬質のプラスチック類、素材が混合しているごみ	1回/月	ステーション方式	指定袋 (資源回収専用)	委託
⑨粗大ごみ	家具、建具類、大型家電製品、乗物類、寝具類、敷物類 (指定袋に入らず、袋の口が縛られていない場合)	平日及び奇数月の第3日曜日:自己搬入(要予約) 平日の金曜日:戸別収集(要予約)			委託
⑩有害ごみ	蛍光管、水銀体温計	1回/月	ステーション方式	販売店での引取。もしくは透明な袋にまとめて「危険」の表示をし、指定袋(資源回収専用)に入れる	委託
⑪電池類	マンガン電池、アルカリ電池、ボタン型電池	随時	回収ボックス ステーション方式	透明な袋にまとめて、指定袋(資源回収専用)に入れる※1	委託
⑫せん定枝	果実、トゲのついて「いない」せん定枝※3 (長さ1m以下、太さ10cm以下に切断すること)	令和6年度以降シルバー人材センターが指定する場所へ搬入(要予約)無料※2			

※1 小型充電式電池：販売店での回収もしくはビニールテープ等で絶縁のうえ、小型家電回収ボックスに入れる。
 ※2 せん定枝のみの場合、再資源化が可能なので無料ですが、落ち葉や草花、果実、トゲはもやすごみとして処理するため有料です。
 ※3 落ち葉はもやすごみですが、枝についている葉は「せん定枝」として受け入れますので、枝から取る必要はありません。
 ※分別区分の名称は、「大竹市ごみ収集カレンダー(家庭ごみの分け方と出し方)」に示すものとしています。
 資料：「大竹市ごみ収集カレンダー(家庭ごみの分け方と出し方)」

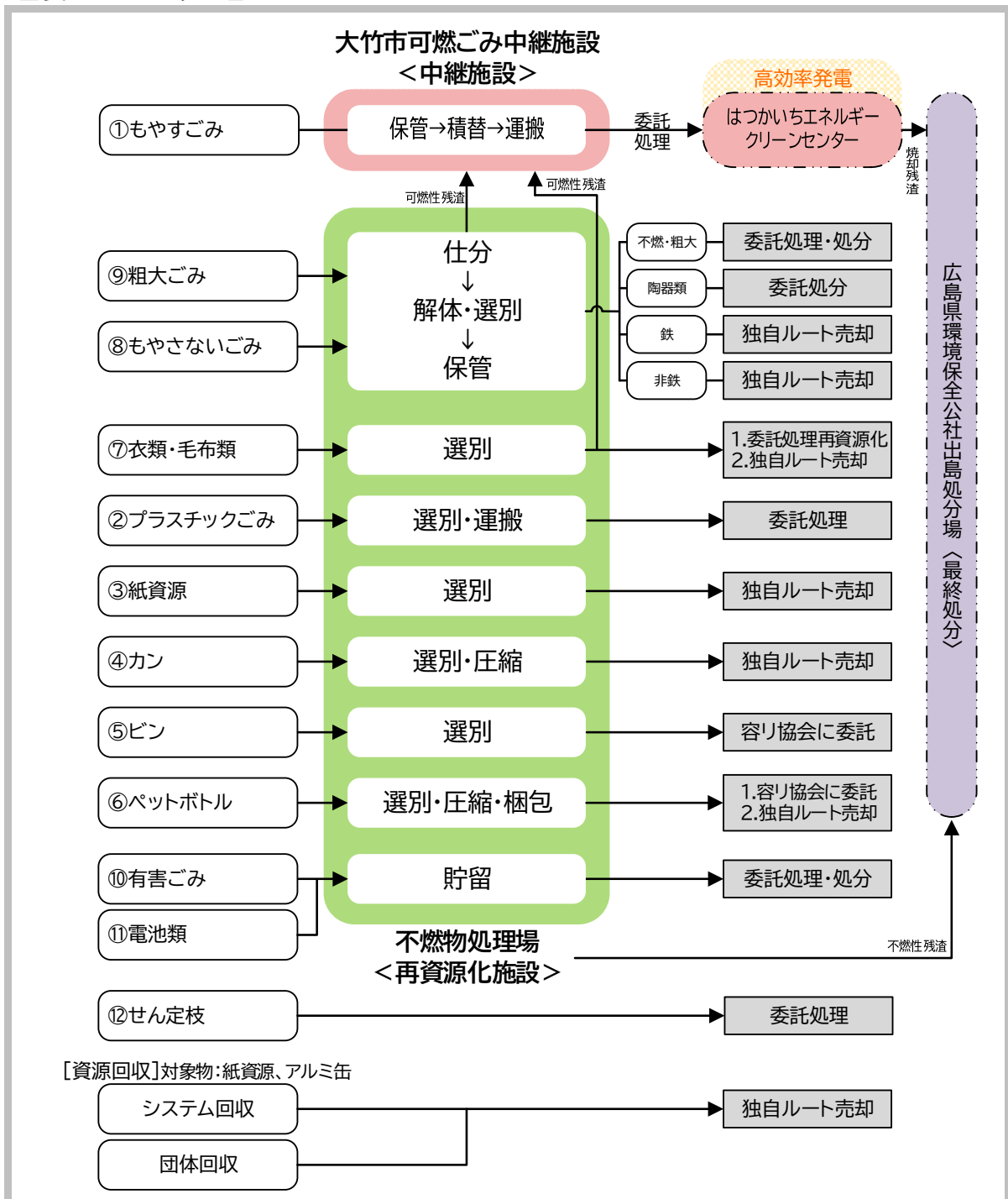
2 ごみ処理の流れ

市内から排出されたごみは、本市が管理運営する中継施設及び再資源化施設に搬入し、中間処理、一時保管等を行ったうえで委託処理、再資源化等を行っています。

このうち、もやすごみは、はつかいちエネルギーセンターへ処理を委託しており、高効率発電を行っています。また、粗大ごみ、衣類・毛布類、もやさないごみ、資源ごみは、不燃物処理資源化施設で破碎・選別・圧縮等の処理をし、資源物回収とごみの減量化を行っています。せん定枝は委託による再資源化を行っています。

なお、はつかいちエネルギーセンターでの焼却処理による焼却残渣や、不燃物処理場での中間処理による不燃性残渣は、委託による埋立処分としています。

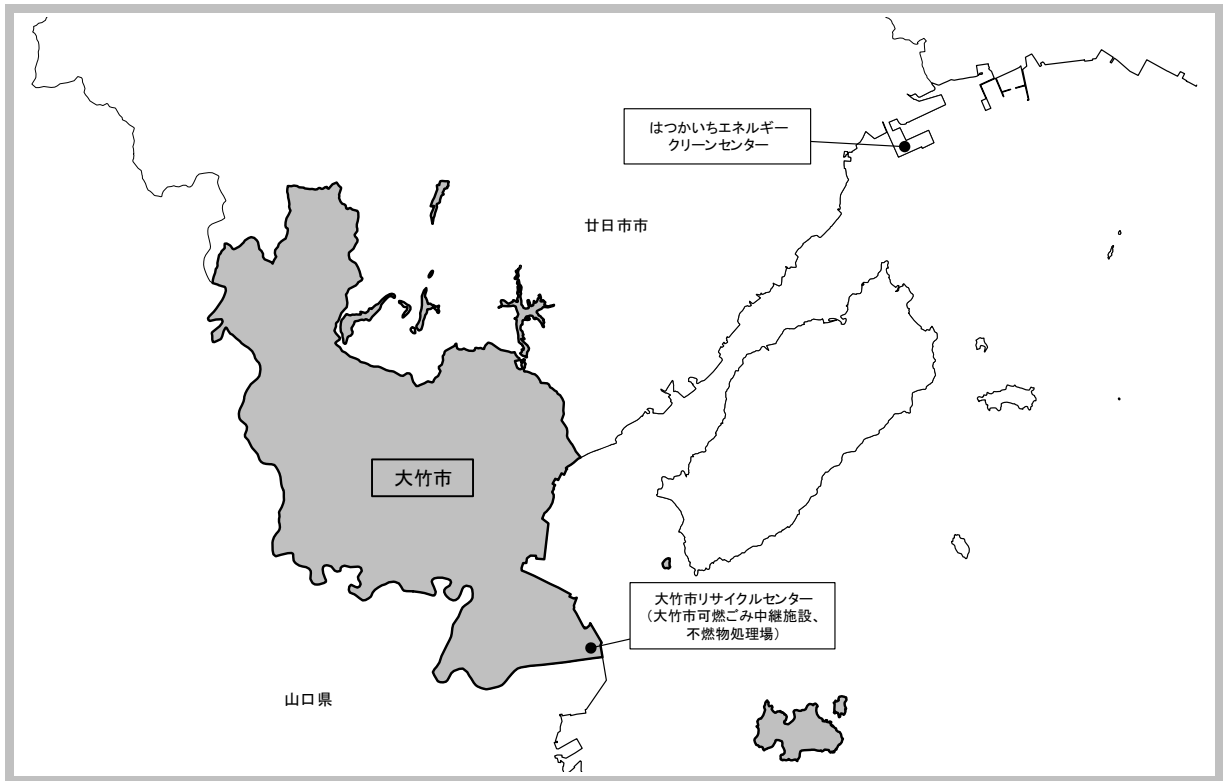
◆図表3-2 ごみ処理フロー



3 ごみ処理施設

本市の可燃ごみは、大竹市可燃ごみ中継施設に収集して積み替えを行い、はつかいちエネルギーグリーンセンターに搬出しています。可燃ごみ中継施設及び粗大ごみや資源ごみ等の選別処理等を行う不燃物処理資源化施設は、市街地から近い南部沿岸地域の工場地帯に「大竹市リサイクルセンター」として集約して立地しており、市が管理運営を行っています。

◆図表3-3 施設の位置



◆図表3-4 施設の概要

名称	はつかいちエネルギーグリーンセンター	大竹市可燃ごみ中継施設	不燃物処理場		
所在地	廿日市市木材港南12番8号	大竹市東栄三丁目3番地・4番地			
処理施設	可燃ごみ処理施設	可燃ごみ中継施設	不燃物処理資源化施設	ペットボトル処理施設	資源物ストックヤード
処理能力	150t/日	50 t/日 (貯留) 25 t/日 (搬出)	11t/日	1.2t/日	7.4 t/日 (新聞) 8.7 t/日 (雑誌・雑紙) 4.2 t/日 (段ボール) 12.0 t/日 (プラスチックごみ) 37.0 t/日 (多目的ヤード)
処理方式	流動床式燃焼炉	ごみ定量供給機 ダストドラム	選別・破碎 ・圧縮処理	選別・ 圧縮梱包	保管・積替え
竣工年	平成31年3月	令和2年3月	平成元年3月	平成23年6月	平成31年3月15日

4 ごみの分別実態（ごみ組成調査）

本市では、家庭から排出される「可燃ごみ」について、削減が可能なものや分別が不徹底なものなどの実際の混入量や排出状況を把握することを目的に、令和5年度に2度のごみ組成調査を実施しました。本市の平均的なごみの排出状況を把握できる調査内容であり、調査結果は一般廃棄物処理基本計画策定（リサイクルやごみ減量の目標値設定など）や今後の施策展開における基礎資料として用います。

◆図表3-5 ごみ組成調査概要

調査対象	生活系可燃ごみ					
調査日程	第1回：令和5年6月30日（金）実施 第2回：令和5年9月29日（金）実施					
調査検体	生活系可燃ごみ：2検体×2回（1検体：ごみ袋10袋程度） なお、調査時には木曜日収集地区と金曜日収集地区において平均的なごみとなるよう、市内21の収集区域からそれぞれ2袋を採取し、その中からそれぞれ1袋を調査対象として抽出しました。（下記表参照）					
調査結果の整理	調査検体が本市全体の平均的なごみとなるように、第1回調査、第2回調査それぞれにおいて、調査結果を人口比率に基づいて整理（加重平均）します。					
		人口	人口比率	採取数	調査対象数	
第1回調査	木曜日収集地区	14,326	55.2%	22袋	11袋	
	金曜日収集地区	11,629	44.8%	20袋	10袋	
	計	25,955	100%	42袋	21袋	
	第2回調査	木曜日収集地区	14,270	55.2%	22袋	11袋
		金曜日収集地区	11,588	44.8%	20袋	10袋
		計	25,858	100%	42袋	21袋
※第1回調査：令和5年6月1日現在人口 第2回調査：令和5年9月1日現在人口						
調査方法	排出されたごみ袋を開き、中のごみを調査員が分類項目に従って分類し、分類項目ごとに重量を計測します。					
分類項目	(42分類)					
適正排出	1	調理くず	9	生花		
	2	新聞・チラシ(利用後)	10	木製品		
	3	その他紙製容器包装(防水加工紙)	11	紙おむつ		
	4	その他紙類	12	その他可燃物		
	5	衣類	13	ペットのトイレ用の砂、糞		
	6	ぬいぐるみ	14	ラップ		
	7	ぼろぎれ	15	皮革類		
	8	せん定枝等	16	紙パック		
	削減可能	17	手つかず食品	18	食べ残し	
		19	新聞・チラシ(利用前)	27	生ごみを入れるのに使ったレジ袋	
	資源化可能	20	雑誌	28	ペットボトル(洗浄済)	
		21	その他紙製容器包装	29	トレー(洗浄済)	
		22	雑紙(ざつがみ)	30	容器包装プラ(洗浄済)	
		23	段ボール	31	レジ袋	
		24	ペットボトル(汚れたもの)	32	製品プラスチック類	
		25	トレー(汚れたもの)	33	カン	
		26	容器包装プラ(汚れたもの)	34	ビン	
		分別間違い	35	プラスチック類(不燃扱い)	39	皮革類(金属付)
	36		金属類	40	乾電池	
	37		小型家電	41	蛍光灯・体温計	
	38		ガラス類	-	-	
	処理対象外	42	土	-	-	

ごみ組成調査の結果、本市から排出される可燃ごみには、手つかず食品や食べ残しなどの削減が可能なものが6.6%、新聞・チラシ、雑紙、その他紙製容器包装、容器包装プラ等の再資源化可能なものが28.1%混入していることがわかりました。

◆図表3-6 生活系可燃ごみの分別状況



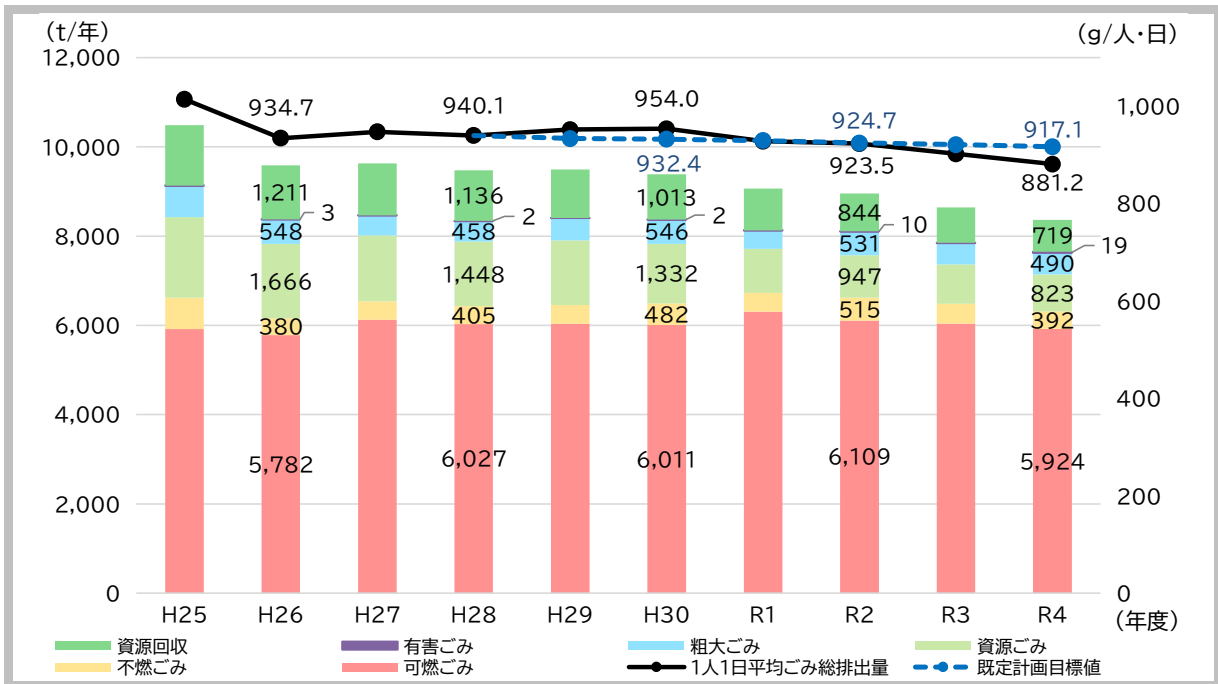
※令和4年4月より、古紙類の需要低下によりリサイクル事業者への売却ができなくなったことから、紙パックはもやすごみへと分別方法が変更となりました。

5 ごみ排出量の状況（既定計画目標値と実績値の比較）

（1）ごみ総排出量

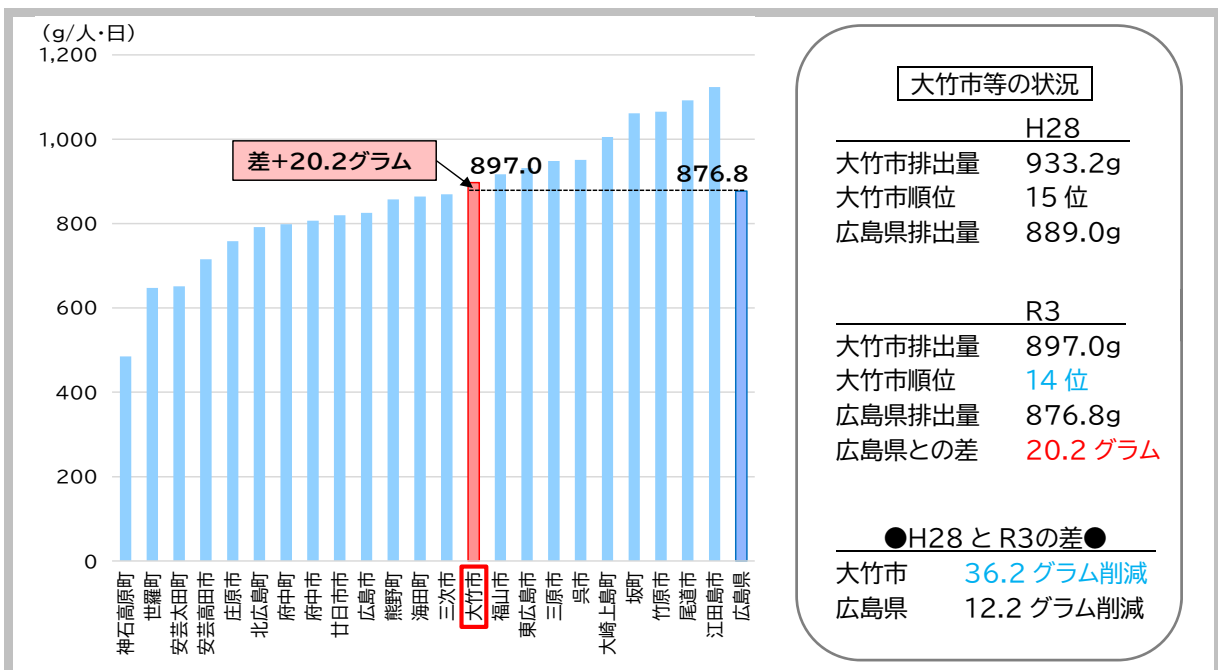
年間ごみ総排出量及び1人1日平均ごみ総排出量は減少傾向にあります。この傾向は生活系ごみと概ね同様です。令和3年度における広島県内他市町と比較したときに本市は23市町中14位であり、平成28年度時点より1つ順位が上がっています。

◆図表3-7 ごみ年間排出量及び1人1日平均ごみ総排出量



※資源回収（集団回収）：団体回収+システム回収

◆図表3-8 令和3年度における広島県内市町との比較



※他市町との比較のため10月1日時点の住民基本台帳人口で1人1日平均ごみ総排出量を算出しています。
資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」

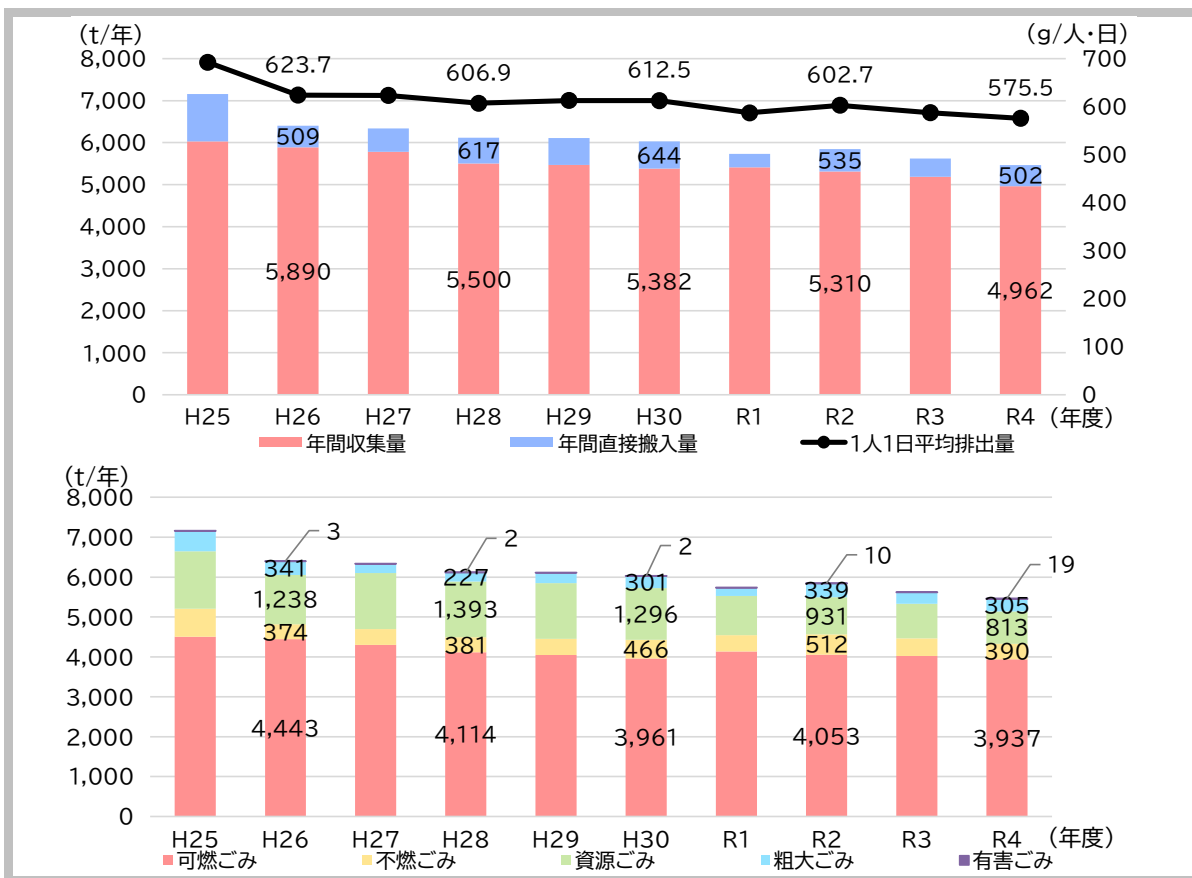
(2) 生活系ごみ排出量

生活系ごみ年間排出量（集団回収量を除く）は減少傾向にあり、1人1日平均生活系ごみ排出量は横ばい傾向にあります。

また、生活系ごみ排出量のうち最も多くを占めるのは生活系収集可燃ごみであり、1人1日平均生活系収集可燃ごみ排出量は平成30年度までは減少傾向にありましたが、令和元年度に増加し、以降は横ばいの傾向にあります。

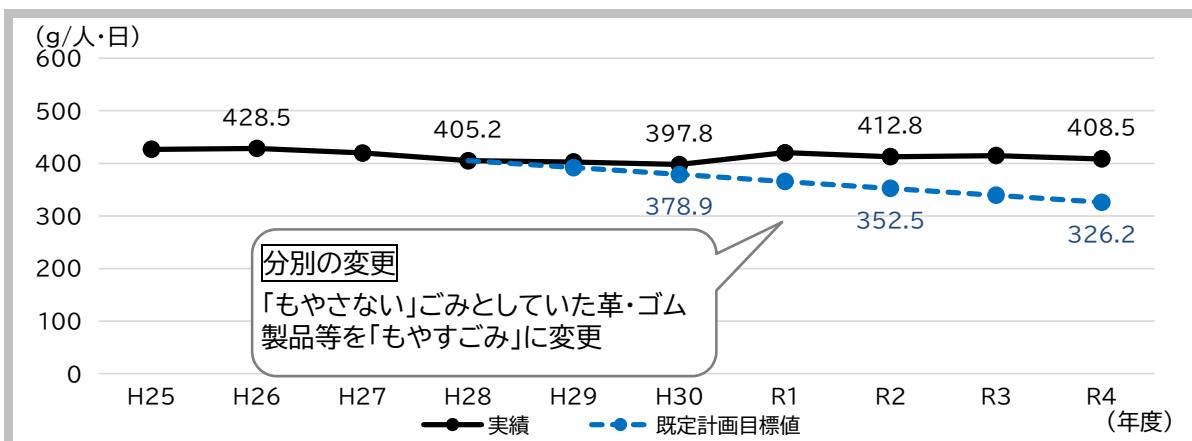
既定計画の目標値は、令和4年度において1人1日平均生活系収集可燃ごみ排出量を326.2グラムにまで削減するものでしたが実績値は408.5グラムであり、目標値には達していません。

◆図表3-9 生活系ごみ年間排出量及び1人1日平均生活系ごみ排出量



※集団回収量を除く

◆図表3-10 1人1日平均生活系収集可燃ごみ排出量

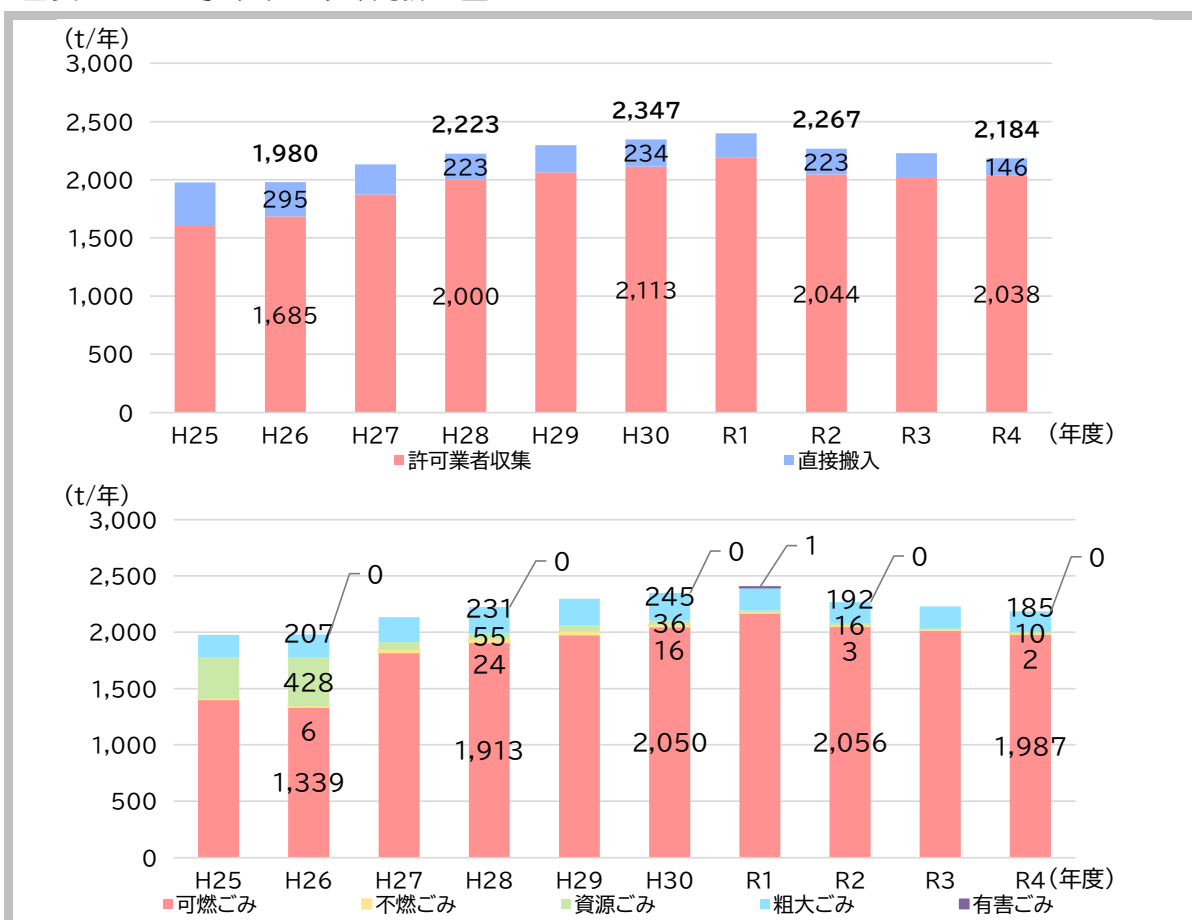


(3) 事業系ごみ排出量

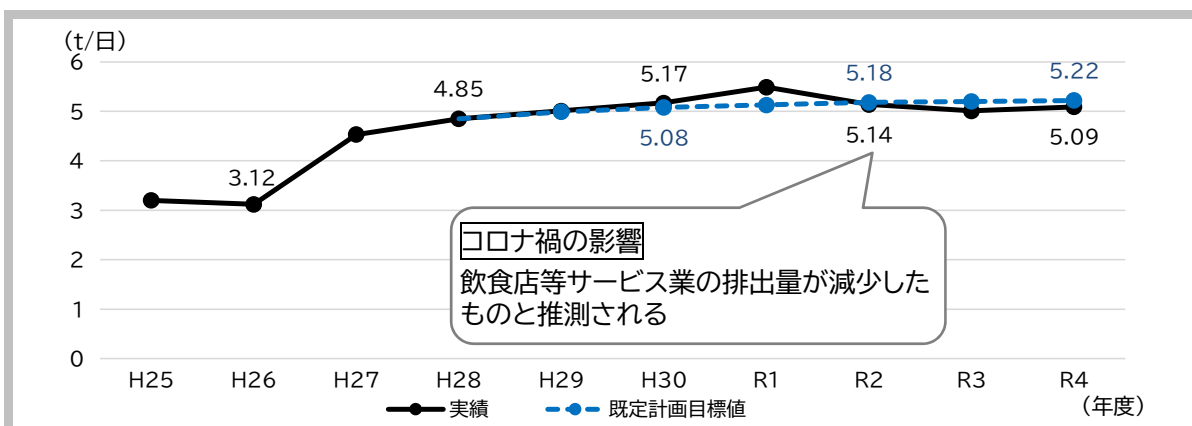
事業系ごみ年間排出量は令和元年度までは増加傾向にありましたが、以降、減少自体はしていませんが、生活系ごみと比べ減少幅は小さく、横ばい状態にあるといえます。

また、事業系ごみ排出量のうち最も多くを占めるのは事業系許可業者収集可燃ごみであり、同じく年間排出量は令和元年度までは増加傾向にありましたが、以降、減少自体はしていませんが、減少幅は小さく、横ばい状態にあるといえます。既定計画策定時点では事業系ごみは増加すると想定されていたことから、その増加幅を抑制して、令和4年度に1日平均事業系許可業者収集可燃ごみ排出量を5.22トンにとどめる目標としていました。実績値は令和4年度に5.09トンであり、目標を達成しています。

◆図表3-11 事業系ごみ年間排出量



◆図表3-12 1日平均事業系許可業者収集可燃ごみ排出量



6 再資源化の状況（既定計画目標値と実績値の比較）

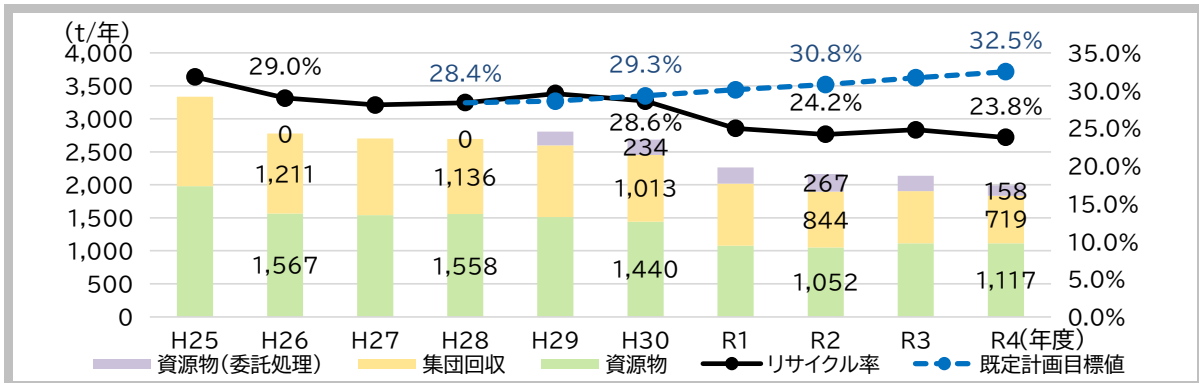
本市におけるごみの再資源化は、市民が主体となって行っている団体回収やシステム回収、ごみ処理施設における資源ごみ等の選別及びプラスチックごみの固形燃料化（RPF）等によって行っています。

既定計画時のリサイクル率は、熱利用であるRDFを除いても県内上位にありました。よってRDFを除いたリサイクル率について、現状を維持しつつも、可燃ごみ排出量削減と資源ごみの分別移行によるリサイクル率の増加を目指し、令和4年度にリサイクル率32.5%を目標値に定めています。しかしリサイクル率は年々減少傾向にあり、令和4年度時点で目標を達成できていません。

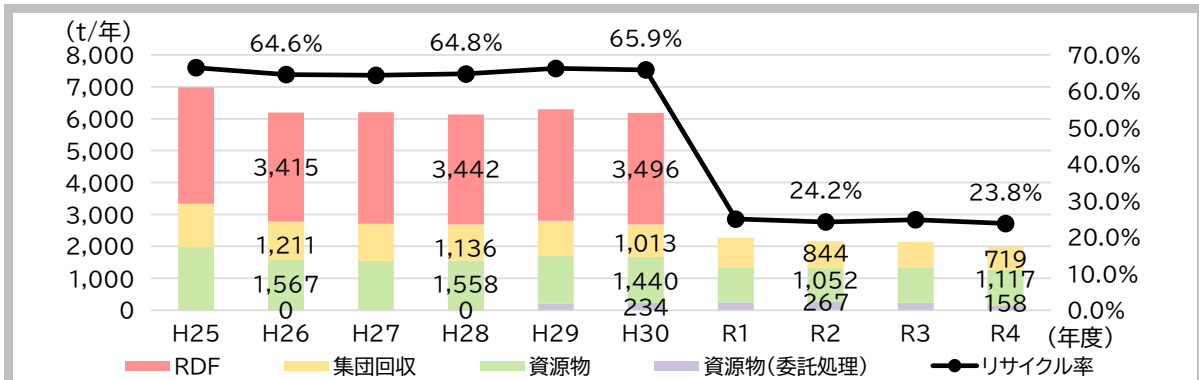
◆図表3-13 本市の再資源化の手法

区分	手法等の概要
集団回収 (団体回収、 システム回収)	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等の団体が資源回収日を独自で定め、集めた資源物を回収業者に収集を依頼し、再資源化しています。本市では昭和63年8月から回収量に応じた報奨金を交付しています。 平成9年5月から、「新聞・雑誌の日」（現在は「紙資源の日」）を利用した地区の「資源回収制度（システム回収）」を行っています。 令和4年4月から「紙パック」の紙資源としての分別区分を廃止し、もやすごみの分別区分としています。
資源ごみ分別と 選別処理	カンやビンといった資源ごみを、施設において選別して再資源化しています。粗大ごみ、もやさないごみ等は、分解等により有価物を回収し、再資源化しています。平成31年4月からせん定枝の収集を廃止し、直接搬入（無料）によるせん定枝については、たい肥化を行っています。
プラスチックごみの 固形燃料(RPF)化	平成31年4月から、プラスチックごみの処理を市内の事業所へ委託し、処理方式を固形燃料（RPF）化方式に変更しました。

◆図表3-14 年間再資源化量及びリサイクル率（RDF 除く）



◆図表3-15 (参考) 年間再資源化量及びリサイクル率（RDF含む）



※平成29年度以降は、委託処理による再資源化量を含みます。

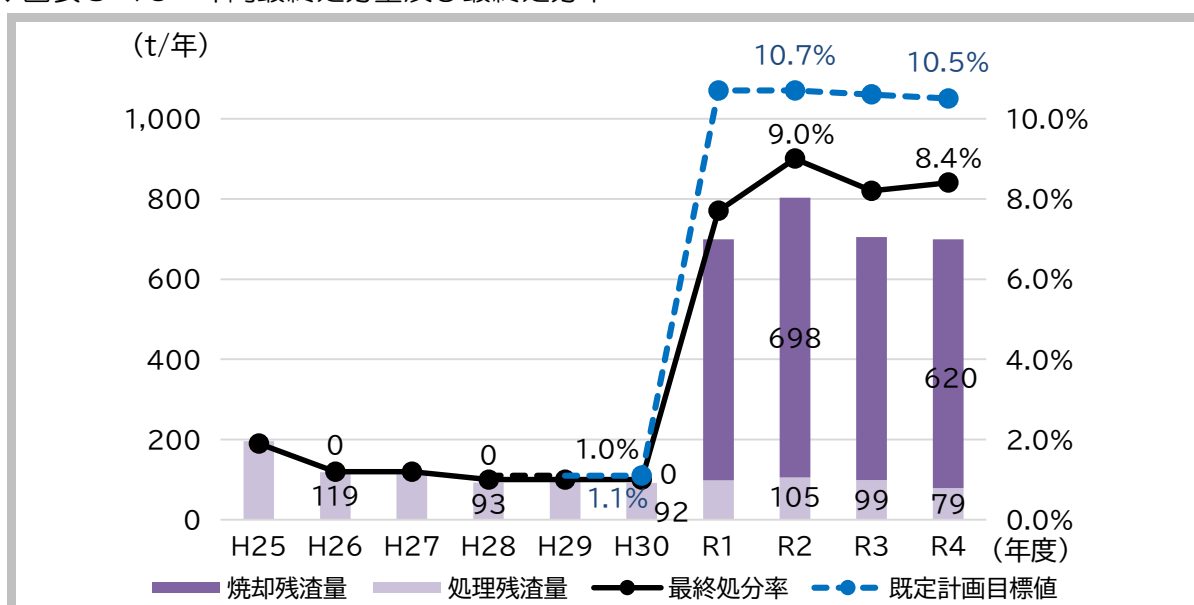
7 最終処分の状況（既定計画目標値と実績値の比較）

本市では、再資源化が困難な陶器やガラス等の不燃性残渣を埋立処分しています。また本市では、可燃ごみの RDF 化を平成 30 年度をもって終了し、高効率発電式の焼却施設にて廿日市市との広域処理を開始しました。これに伴い、焼却施設から出る焼却残渣についても出島処分場（一般財団法人広島県環境保全公社）での最終処分（埋め立て）を開始したことから、令和元年度から最終処分率が大幅に上昇しています。

既定計画時には、最終処分率の増加を考慮したうえで、可燃ごみ排出量削減と資源ごみの分別移行による再資源化量の最大化と最終処分率の最小化を目指し、令和 4 年度に最終処分率 10.5%を目標値に定めています。

実績値は、焼却方式変更後の令和元年度以降、目標値以下を推移しており、目標を達成しています。

◆図表 3-16 年間最終処分量及び最終処分率



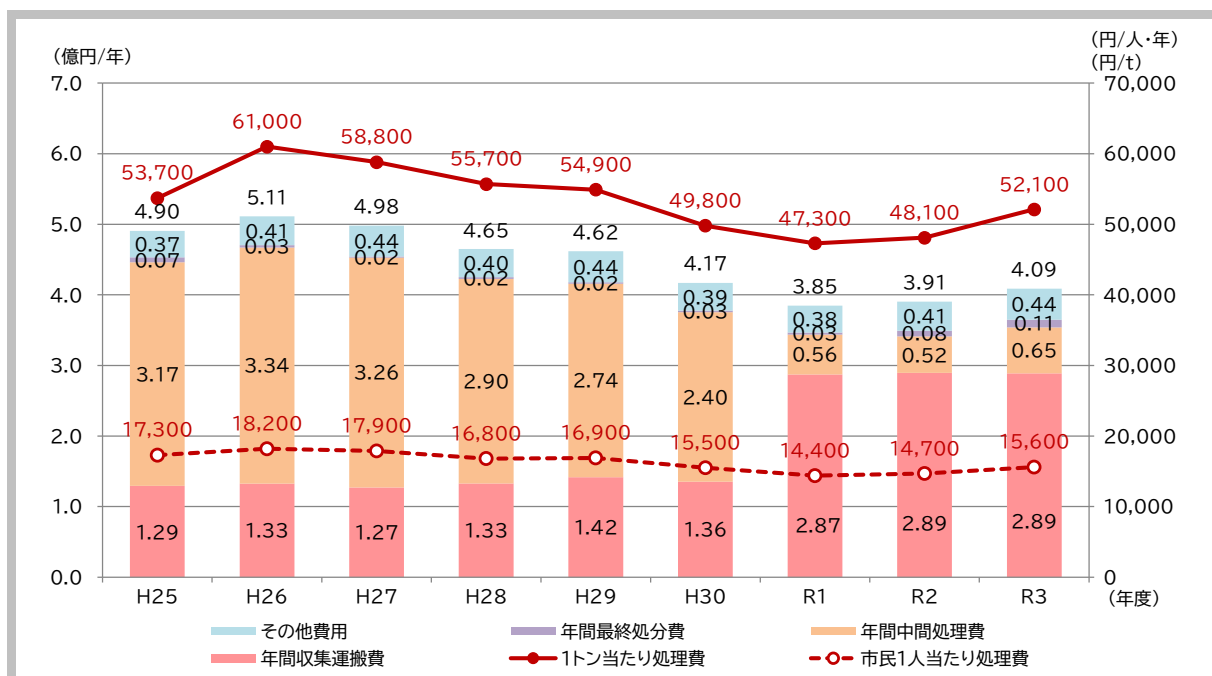
8 ごみ処理経費（建設改良費を除く）

本市のごみ処理経費（建設改良費を除く）について、令和3年度は4億9百万円程度で、令和元年度以降は増加傾向にあります。また、1トン当たりのごみ処理経費でみると5万2千円程度、市民1人当たりのごみ処理経費では1万6千円程度となっています。

本市では令和元年度から高効率発電式の焼却施設にて廿日市市との広域処理を開始しました。それに伴い、これまで焼却処理にかかる費用は中間処理費として計上をしていましたが、令和元年度以降は収集運搬費として計上を行っているため、令和元年度におけるそれぞれの費用が大きく変動しています。

また、最終処分費については、平成30年度以前までは陶器・ガラス類の不燃残渣の処分費のみでしたが、令和元年度からは、はつかいちエネルギーセンターから出島処分場へ搬出する焼却残渣の処理費（本市分のみ）が新たに発生しています。

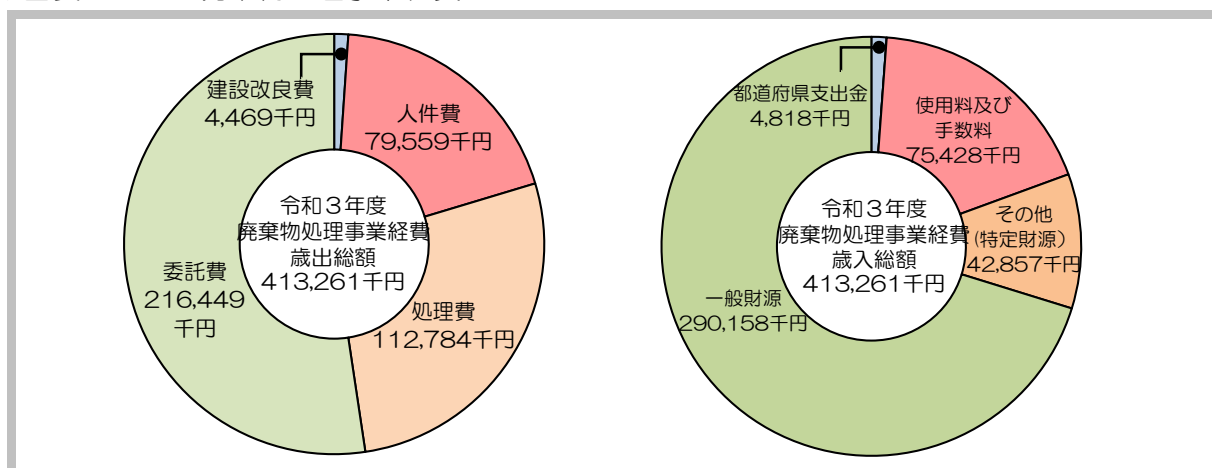
◆図表3-17 処理及び維持管理費（委託費含む）



※建設改良費及び組合分担金を除く

※その他費用：一般職員人件費、その他委託費、車両購入費、調査研究費

◆図表3-18 廃棄物処理事業経費



9 課題

本市のごみ処理における現状の課題としては、次のことが考えられます。

(1) ごみの排出に関する事項

ごみの排出抑制・分別の徹底が必要

- ・ 1人1日平均ごみ総排出量（資源回収量を含む）は、ごみ処理手数料制度の導入以降減少傾向にあります。令和3年度の広島県内市町の平均値との比較では、20グラム以上排出量が多い現状にあります。
- ・ 事業系ごみは令和元年度までは増加傾向が続いており、以降、減少はしていますが、生活系ごみと比べ減少幅が小さく、ほぼ横ばい状態となっています。
- ・ 日常生活や事業活動において、「もったいない」と思う気持ちを常に自覚し、食べ残しや手つかず食品などの排出削減、資源ごみの分別徹底や、生ごみの水切り、再生利用品への転換など、出来ることから実践し、習慣付けを行うことが必要です。

(2) 収集・運搬に関する事項

行政サービスの維持・効率的な収集・運搬体制の構築が必要

- ・ 本市のごみ収集・運搬は、委託により行っています。
- ・ 行政サービスの向上のため、収集・運搬体制の維持と高齢者、要介護者、障がいのある方に対応した取組が必要です。
- ・ 令和元年度から廿日市市との可燃ごみの共同処理を開始しました。継続的な可燃ごみの収集・運搬体制の適正維持が必要です。

(3) 中間処理に関する事項

共同処理開始に伴い、生ごみの水切り等に係る周知が必要

- ・ 令和元年度から廿日市市との可燃ごみの共同処理を開始しました。これにより、施設の維持管理における経済的有利性を確保するとともに、高効率発電による環境負担の低減を図ります。
- ・ 廿日市市にて処理をしている可燃ごみについて、特に生活系可燃ごみに含まれる生ごみ由来の水分を削減することは、ごみの焼却における環境負荷・焼却設備への負荷・燃料使用量等を低減し、ひいてはごみ処理委託費の節減につながるため、生ごみの水切り等について市民への周知を行います。

(4) 最終処分に関する事項

最終処分量の削減が必要

- ・ 本市の地理的な特徴から、最終処分場の整備は非常に困難であり、現在、業者委託により最終処分を行っています。
- ・ 安定した最終処分のため、ごみの排出抑制やリサイクルを促進することで、最終処分量の削減を図ることが必要です。

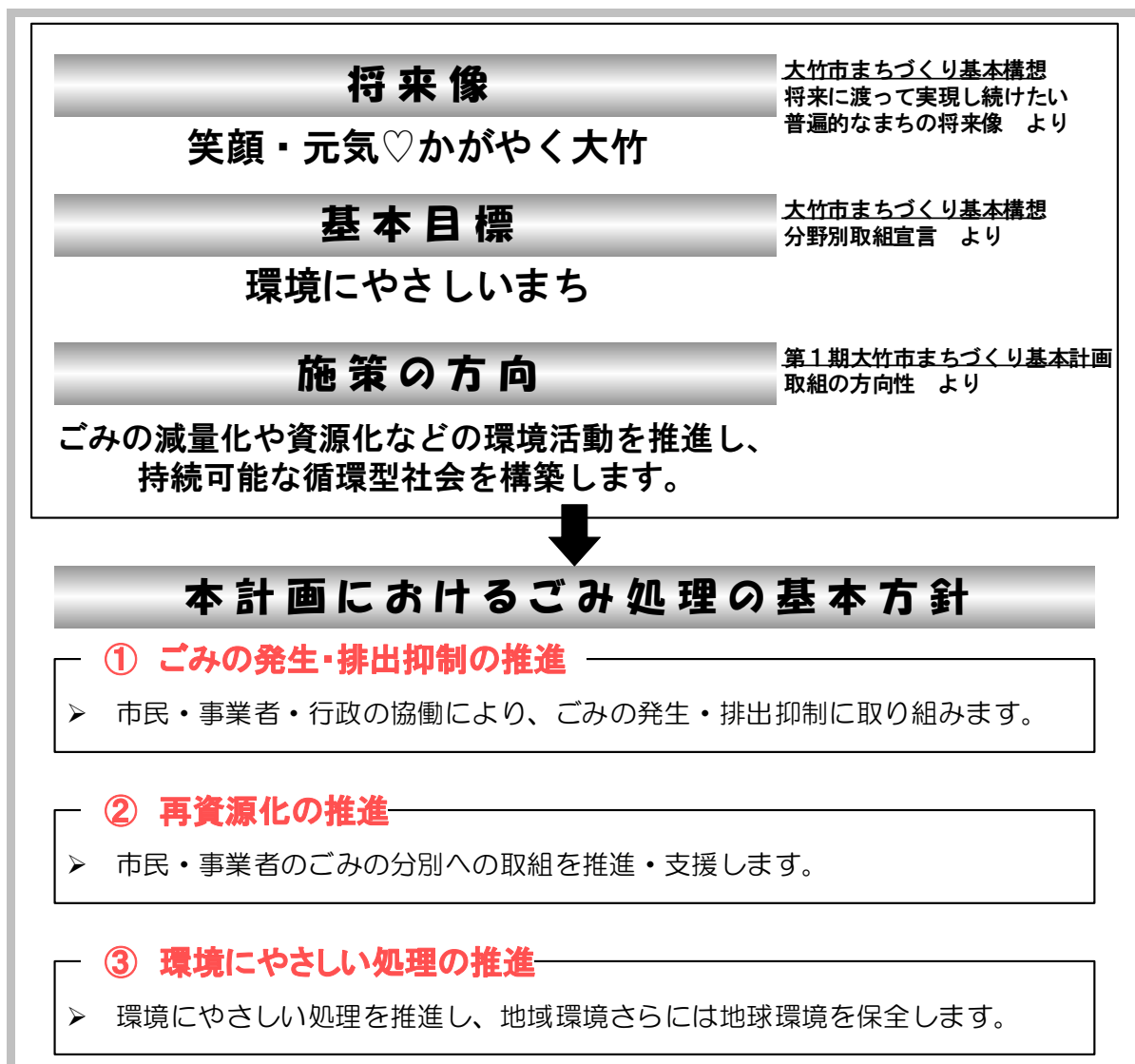
2. ごみ処理の目標

1 基本方針

大竹市まちづくり基本構想では「笑顔・元気♡かがやく大竹」をキャッチフレーズに、将来にわたって実現したい普遍的なまちの将来像として示しており、環境分野の取組宣言として「環境にやさしいまち」を示しています。また、基本構想の実現に向けた、具体的な取組みの方向性を示す「第1期大竹市まちづくり基本計画」では、長期的な視野でごみの減量化や再資源化、エネルギー化などの循環型社会の形成に向けた環境保全活動を、市民、事業者、行政などが一体となって進めることで、持続可能なまちづくりを目指すものとしています。

以上のことを踏まえて、ごみ処理の基本方針を、①ごみの発生・排出抑制の推進、②再資源化の推進、③環境にやさしい処理の推進とします。

◆図表3-19 ごみ処理の基本方針



2 数値目標

(1) 国・広島県の目標値

国においては、平成30年度に策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」に排出量と最終処分量に関する目標値を示しています。また、令和5年6月に改定した「廃棄物処理施設整備計画」において、リサイクル率（出口側の循環利用率）に関する新たな目標値が示されています。なお、廃棄物処理施設整備計画と同日に改定した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「廃棄物処理法に基づく基本方針」という。）には、両計画を踏襲した目標値を示しています。

広島県においては、令和2年度に策定した「広島県第5次廃棄物処理計画」に、「廃棄物処理法に基づく基本方針」で示されている目標値の項目を、ほぼ網羅する形で数値を示しています。

◆図表 3-20 国及び広島県の目標値

区分	国	
計画名	「第四次循環型社会形成推進基本計画」 (平成30年6月19日閣議決定)	「廃棄物処理施設整備計画」 (令和5年6月30日閣議決定)
数値目標年度	令和7年度(2025年度)	令和9年度(2027年度)
排出量	1人1日平均ごみ排出量 :約850g 1人1日平均家庭系ごみ排出量 :約440g	—
ごみのリサイクル率 (一般廃棄物の出口側の循環利用率※ ¹)	—	28%※ ²
最終処分量	平成12年度(2000年度)比約70%削減	—
区分	国	広島県
計画名	「廃棄物処理法に基づく基本方針」 (令和5年6月30日閣議決定)	「広島県第5次廃棄物処理計画」 (令和3年3月策定)
数値目標年度	排出量・最終処分量 令和7年度(2025年度) 出口側の循環利用率 令和9年度(2027年度)	令和7年度(2025年度)
排出量	平成24年度比約16%削減 1人1日平均家庭系ごみ排出量 :約440g	1人1日平均ごみ排出量 :874g
再生利用率(率)	出口側の循環利用率 :約28%	32.5%以上※ ³
最終処分量(率)	平成24年度比約31%削減	12.2%以下※ ⁴

※1 一般廃棄物の排出量に対する循環利用率の割合

※2 この目標の評価に当たっては、民間事業者等によるものも含めた地域全体におけるリサイクルの推進状況を考慮することも必要であるとされている。

※3 一般廃棄物の処理に関する全体像を把握するため、集団回収、店頭回収及びエネルギー利用を考慮した目標設定とされている。

※4 ごみ排出量に占める最終処分量の割合

※3【参考】

※再生利用率に含むエネルギー利用量の計算式

エネルギー利用量(t/年)=エネルギー回収効率(%)×処理量(t/年)

エネルギー回収効率(%)=発電効率(%) + 熱利用率(%) × 0.46

$$\text{発電効率(}\%) = \frac{\text{発電出力(kW)} \times 3,600(\text{kJ/kWh}) \times 100\%}{\text{ごみ発熱量(低位発熱量)(kJ/kg)} \times \text{処理規模(t/日)} \div 24(\text{h}) \times 1000(\text{kg/t}) + \text{外部燃料発熱量(kJ/kg)} \times \text{燃料の使用量(kL)}}$$

$$\text{熱利用率(}\%) = \frac{\text{有効熱量(MJ/h)} \times 1,000(\text{kJ/kWh}) \times 100\%}{\text{ごみ発熱量(低位発熱量)(kJ/kg)} \times \text{処理規模(t/日)} \div 24(\text{h}) \times 1000(\text{kg/t}) + \text{外部燃料発熱量(kJ/kg)} \times \text{燃料の使用量(kL)}}$$

(2) 既定計画の進捗

既定計画においては、平成 28 年度を基準年度とし、令和 4 年度を数値目標年度、令和 9 年度を計画目標年度として、「生活系収集可燃ごみ」、「事業系許可業者収集可燃ごみ」、「リサイクル率」、「最終処分率」、「1 人 1 日平均ごみ総排出量」の項目に目標値を設定しています。

既定計画目標値と、令和 4 年度の実績値及び令和 9 年度における将来見込値の比較を図表 3-21 に示します。「生活系収集可燃ごみ」と「リサイクル率」において目標値は未達成であり、「事業系許可業者収集可燃ごみ」と「最終処分率」においては目標値を達成する結果となりました。

「1 人 1 日平均ごみ総排出量」は、令和 4 年度実績において既定計画目標値より 35.9 グラム少ない結果となりました。ごみの排出状況が現状のまま推移した場合、1 人 1 日平均ごみ総排出量は次第に減少する見込みであり、令和 7 年度時点の国の目標値を令和 11 年度に達成する見込みです。

◆図表 3-21 既定計画におけるごみ排出抑制目標

	既定計画目標値		実績値	
	数値目標年度 令和4年度	計画目標年度 令和9年度	実績値 令和4年度	単純推計(将来見込値) 令和9年度
生活系ごみ	326.2g/人・日	326.2g/人・日	408.5g/人・日	402.6g/人・日
収集可燃ごみ				
事業系ごみ	5.22t/日	5.22t/日	5.09t/日	4.83t/日
許可業者収集 可燃ごみ				
リサイクル率	32.5%	32.3%	23.8%	22.5%
最終処分率	8.8%	8.7%	8.4%	8.5%
ごみ総排出量	917.1g/人・日	928.8g/人・日	881.2g/人・日	853.1g/人・日

-35.9g/人・日

参考：大竹市一般廃棄物処理基本計画(平成 30 年度策定)

※リサイクル率は、RDF を除いたリサイクル率である。(既定計画目標値においても同様、RDF を除いたリサイクル率である)

※最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ総排出量

なお、既定計画に記載の最終処分率は、集団回収量を含まない「ごみ排出量」での算出であった。しかし、既定計画における最終処分率目標値は、集団回収等の再資源化促進を見込んだ目標値設定であったため、「ごみ総排出量」を用いた算出とする。よって本計画においては、「ごみ総排出量」にて最終処分率の算出を行っている。

1人1日平均ごみ総排出量とは？

- ごみの排出抑制の目標の指標とする1人1日平均ごみ総排出量は、家庭、事業所から排出されるごみの量（集団回収量を含む）の年間排出量合計を、市民1人1日当たりの平均排出量としたもので、次の算式で求めます。

1人1日平均ごみ総排出量 (g/人・日)

$$= \text{〔生活系ごみ量(集団回収量を含む) + 事業系ごみ量〕 (t/年) } \div 365 \text{ (日/年) } \div \text{総人口 (人) } \times 10^6$$

- 他の自治体との比較を可能とし、国や広島県の目標値についてもこの値で示されています。

単純推計(将来見込値)とは？

- ごみの削減・再資源化・分別徹底等の対策や施策の実施度合いが現状の傾向のまま推移した場合の推計値（将来見込値）です。

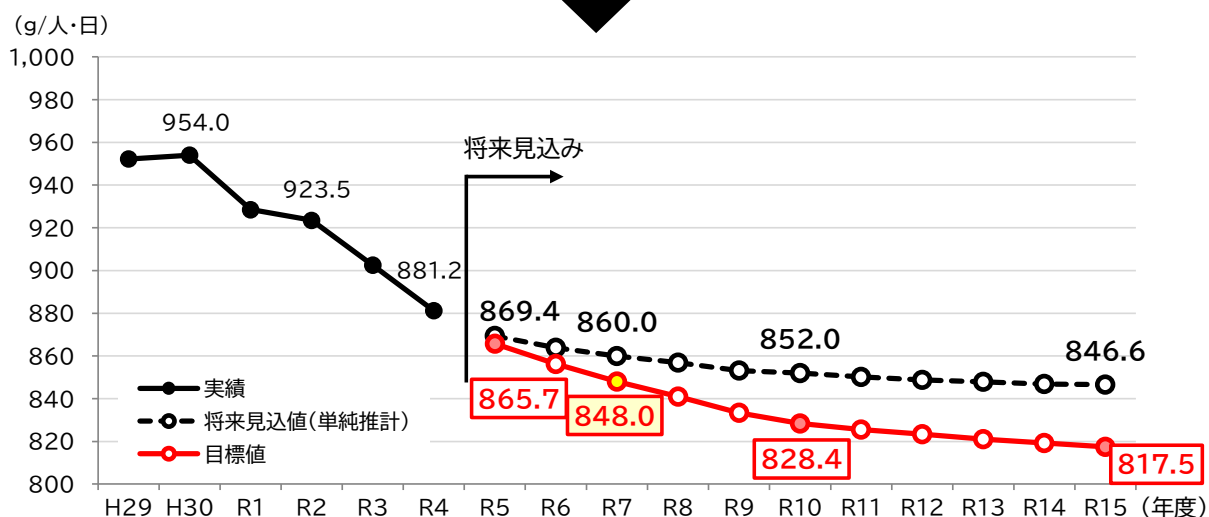
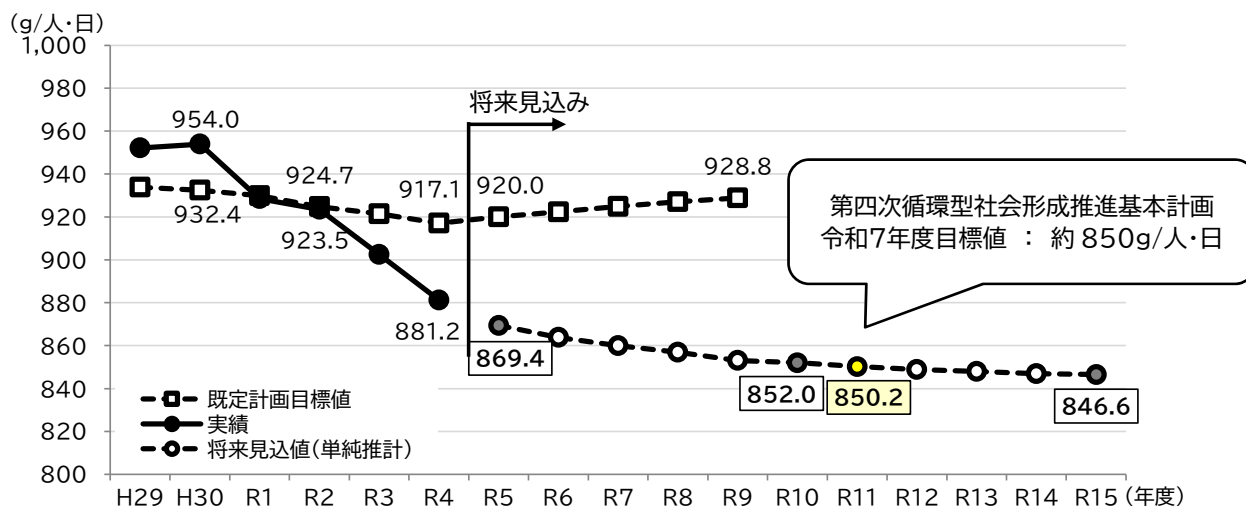
(3) 本計画の目標値

本市ではごみ固形燃料化施設での可燃ごみの RDF 化が、平成 31 年 4 月より廿日市市との可燃ごみ広域処理の開始に伴い廃止となりました。これに伴い民間事業者への委託によるプラスチック類（トレー、プラスチック製容器包装、製品プラスチック）の RPF 化を開始したほか、分別収集項目や分別方法の変更を行うなど、既定計画の策定以降、ごみの収集・処理状況に大きな変化が生じています。よって本計画では、既定計画における目標値を新たに見直すものとし、現状のごみ収集・処理状況に即した目標値を設定することとします。

本市におけるごみ排出状況について、1 人 1 日平均ごみ総排出量は近年減少傾向にあり、既定計画の目標値を達成しているものの、広島県平均よりも排出量が 20 グラム程度多い状況（令和 3 年度時点）にあるほか、国の目標値を 4 年遅れで達成する見込みとなっています。また、可燃ごみの処理方式変更により、令和元年度からリサイクル率が大幅に減少しており、減少傾向にあります。

以上のことから本市では、ごみの「排出抑制」と資源ごみ等の「分別徹底」の 2 つを実践することで、さらなるごみの排出量の削減と再資源化の向上を目指すものとし、なお、本計画の数値目標年度は、令和 5 年度の 5 年後である令和 10 年度として設定します。

◆図表 3-22 1 人 1 日平均ごみ総排出量の将来見込み



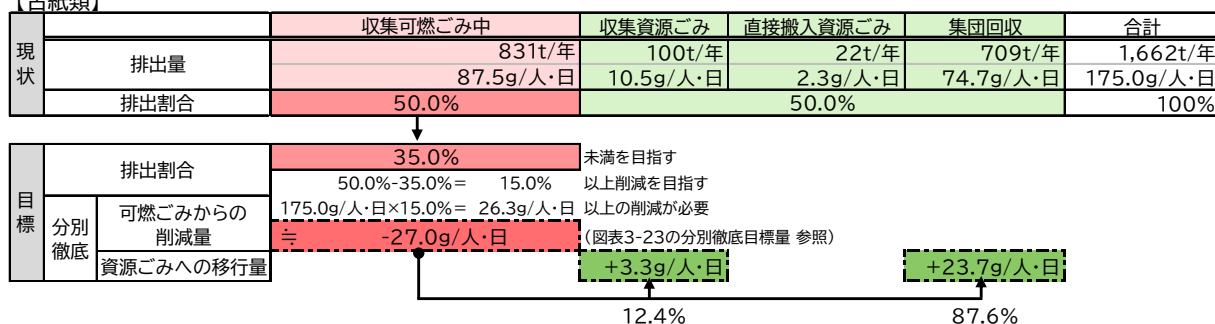
① 生活系ごみ

本市におけるごみ排出量のうちおよそ4～5割程度は生活系収集可燃ごみであり、最も多くを占める項目となります。よって生活系収集可燃ごみの排出量が本市のごみ排出量に与える影響はとても大きいことから、これに対し**分別徹底目標**及び**排出抑制目標**の2つを設定し、ごみの排出量の削減とリサイクル率の向上を目指していくものとします。

分別徹底目標

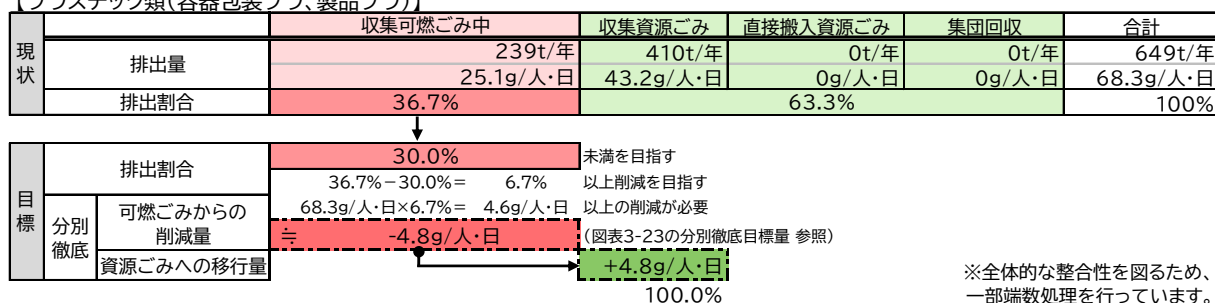
ごみ組成調査（令和5年度実施）により、再資源化可能であるのにも関わらず生活系収集可燃ごみの中に資源物が混入していることがわかりました。よって、生活系収集可燃ごみ中の資源物のうち、特に排出割合の多かった**古紙類**と**プラスチック類**について分別徹底目標を設定します。

【古紙類】



古紙類は50.0%が生活系収集可燃ごみとして排出されており、残りの50.0%が資源として排出されています。既定計画では生活系収集可燃ごみに含まれる古紙類の割合を20%未満とすることを目標としていましたが、本計画においては段階的に分別徹底・排出削減を行い、35.0%未満を目指すこととします。よって令和10年度における単純推計（将来見込値）から、生活系収集可燃中の古紙類を**27.0グラム削減**し、収集資源ごみとしての排出に**3.3グラム移行**、集団回収としての排出に**23.7グラム移行**することを分別徹底目標として設定します。

【プラスチック類(容器包装プラ、製品プラ)】

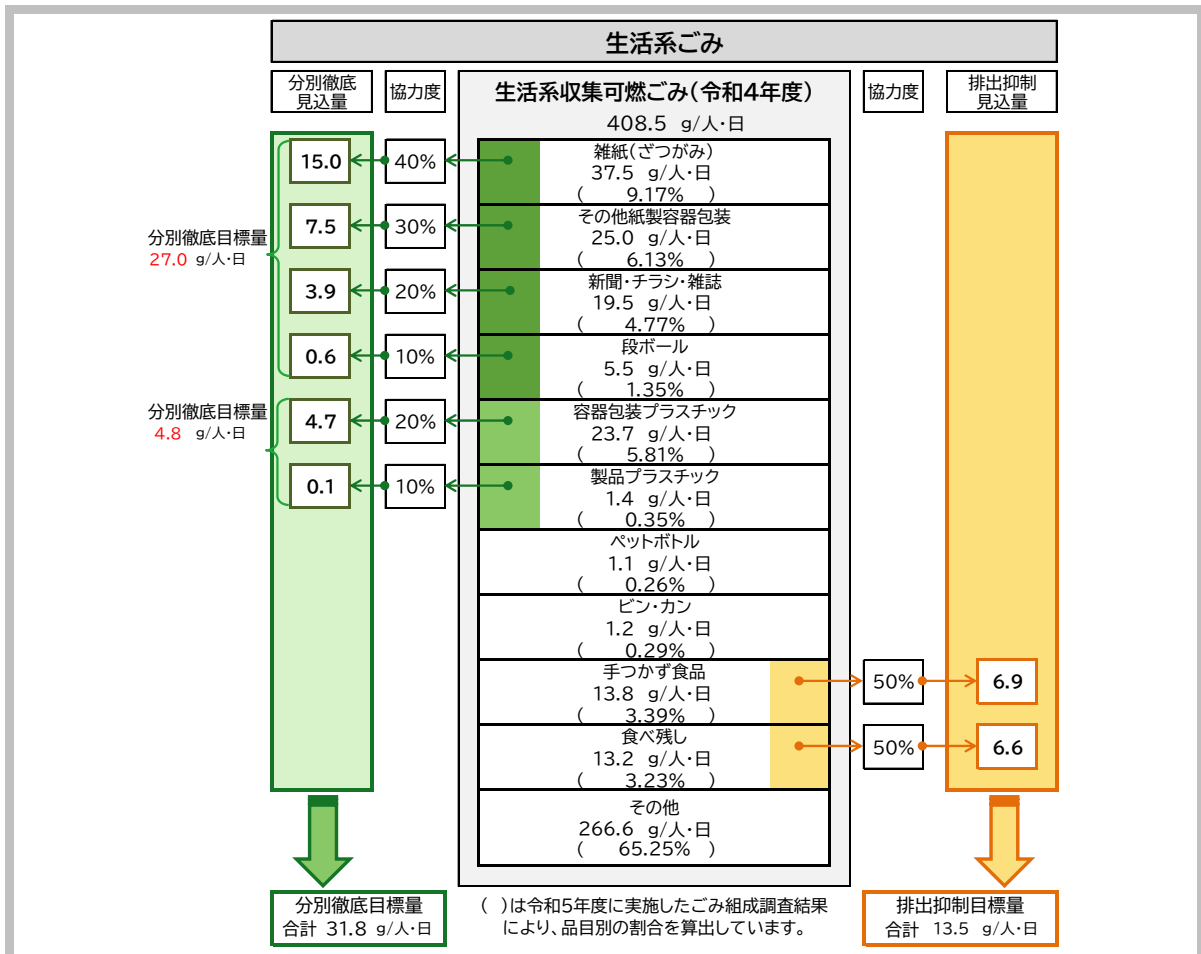


既定計画ではプラスチック類（容器包装プラ、製品プラ）は分別徹底目標の設定をしていませんでしたが、本計画においてはプラスチック類の可燃ごみ中の排出割合が多かったことから目標設定の対象とします。プラスチック類は36.7%が生活系収集可燃ごみとして排出されており、古紙類と比べ可燃ごみとしての排出割合が少ない状況となっています。よってこの割合を古紙類よりも少し高め、30%未満とすることを目指し、令和10年度における単純推計（将来見込値）から、生活系収集可燃ごみ中のプラスチック類を**4.8グラム削減**し、収集資源ごみとしての排出に**4.8グラム移行**することを分別徹底目標として設定します。

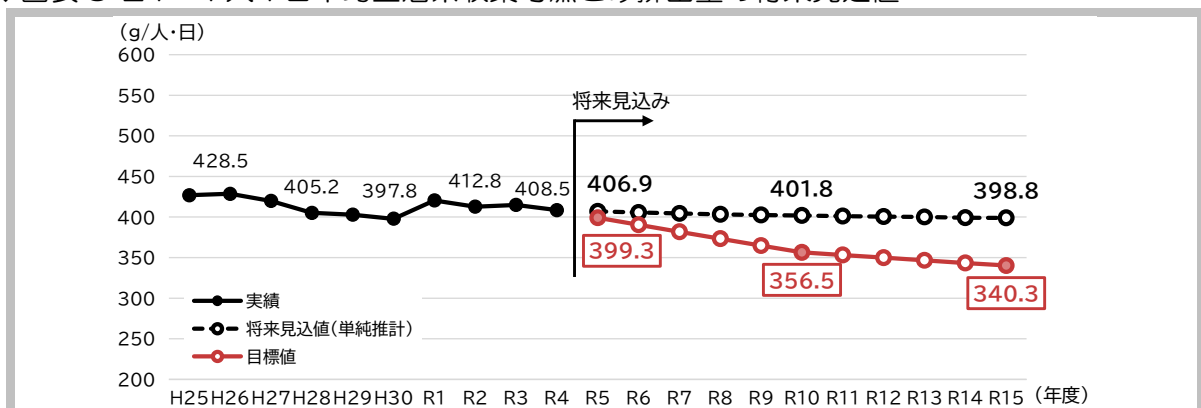
排出抑制目標

ごみ組成調査（令和5年度実施）により、生活系収集可燃ごみの中には手つかず食品が3.39%、食べ残しが3.23%含まれていることがわかりました。この排出割合を参考に1人1日平均生活系収集可燃ごみ排出量（令和4年度）中の食品ロス排出量を算出すると、手つかず食品は13.8グラム、食べ残し食品は13.2グラム排出されていることとなります。既定計画ではそれぞれ90%の削減をする目標としていましたが、本計画においてはより現状に即した実現可能な削減割合に見直すものとし、手つかず食品で50%、食べ残しで50%を削減するものとして協力度を設定しました。よって、令和10年度における単純推計（将来見込値）から、生活系収集可燃ごみ中の手つかず食品を6.9グラム削減、食べ残しを6.6グラム削減することを排出抑制目標として設定します。

◆図表 3-23 生活系収集可燃ごみ排出量の目標設定



◆図表 3-24 1人1日平均生活系収集可燃ごみ排出量の将来見込値

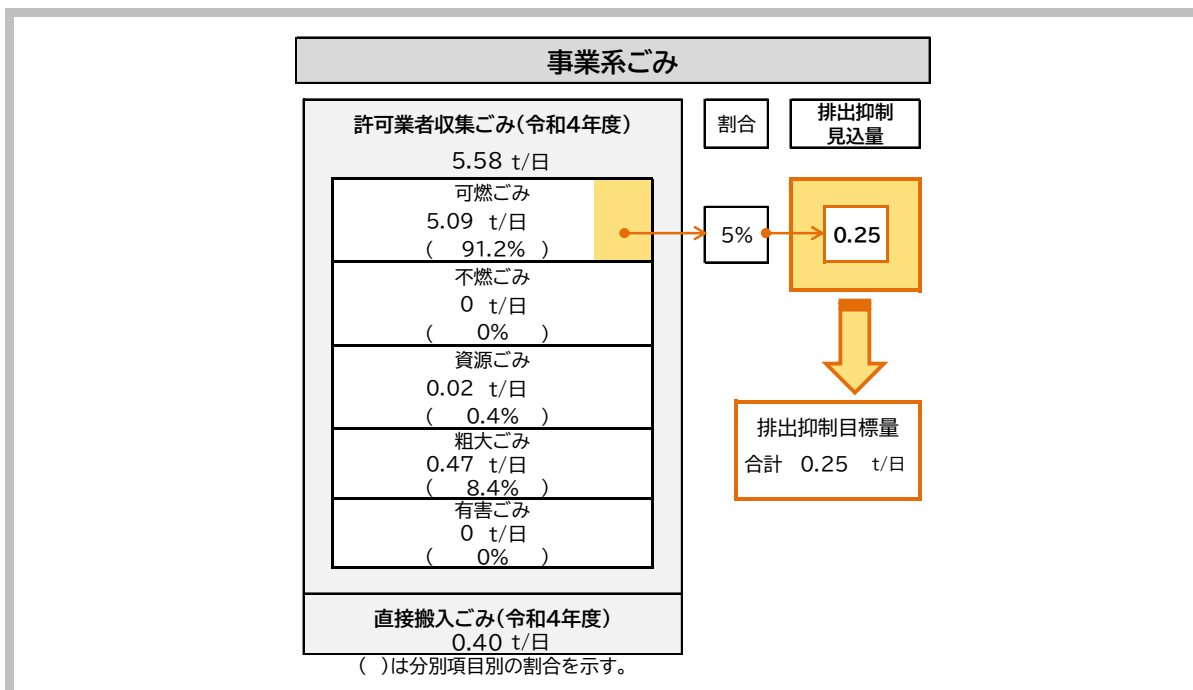


② 事業系ごみ

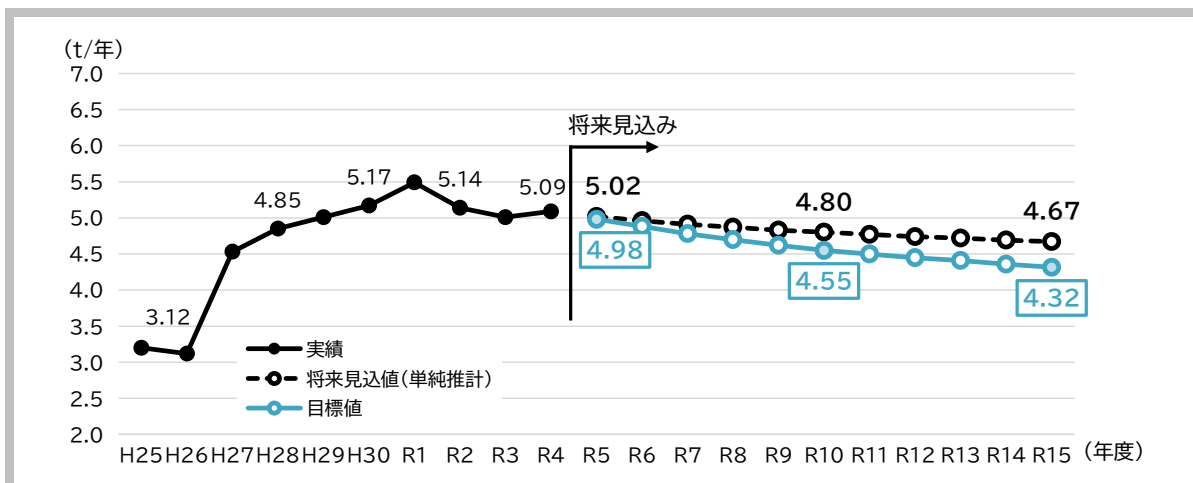
既定計画策定時点では事業系ごみは増加すると想定されていたことから、その増加幅の抑制を目指す目標設定として、令和4年度において事業系許可業者収集可燃ごみの1日平均排出量を5.22トンとする目標値を設定していました。現状はその目標値を達成しており、今後わずかに減少する傾向で推移する見込みではありますがその減少幅は小さく、ほとんど横ばい状態であるといえます。

本計画では、本市のごみ総排出量のうちおよそ1/4は事業系ごみが占めていることや、事業系ごみのうちおよそ8割程度が事業系許可業者収集可燃ごみであることから、事業系許可業者収集可燃ごみを排出抑制目標の対象とします。よって、1日平均事業系許可業者収集可燃ごみ排出量5.09トン（令和4年度実績）のうち、既定計画に引き続き5%の削減を目指すものとし、令和10年度における単純推計（将来見込値）から0.25トンの削減を排出抑制目標として設定します。

◆図表 3-25 事業系ごみ排出量の目標設定



◆図表 3-26 1日平均事業系許可業者収集可燃ごみ排出量の将来見込値

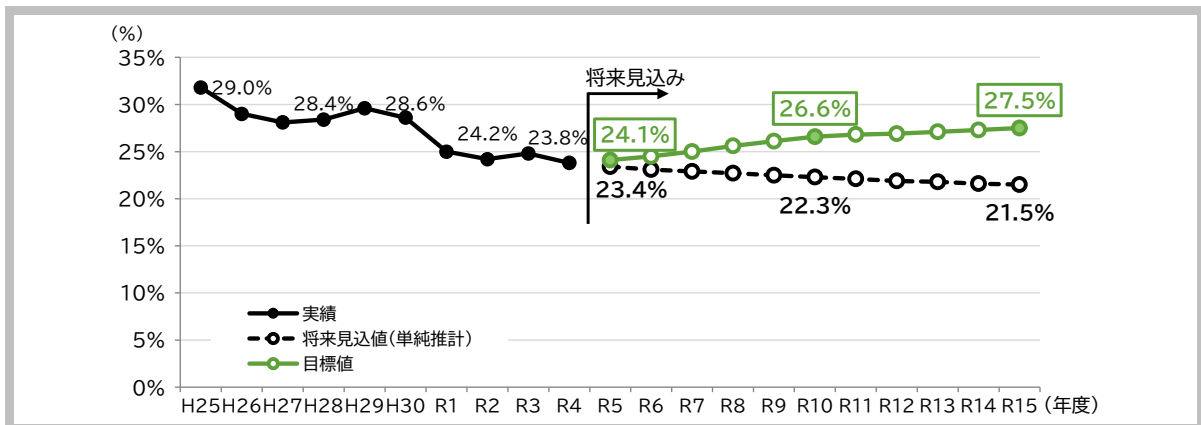


③ リサイクル率

平成 31 年 4 月からの可燃ごみ処理方式の変更に伴い RDF 化を終了したことから、本市のリサイクル率は大きく減少しています。既定計画時は、RDF を除いたリサイクル率であっても県内上位であったことから、RDF 製造量を除いたリサイクル率について可燃ごみ排出量削減と資源ごみの分別移行によるリサイクル率の増加を目指すものとしており、令和 4 年度に RDF 製造量を除いたリサイクル率 32.5% の目標を定めています。しかし近年のリサイクル率は減少傾向にあり、令和 4 年度時点では目標を達成できませんでした。

よって、本計画においてはこれを見直すものとし、現状の減少傾向を増加傾向へと転じ、令和 10 年度に 26.6%、令和 15 年度に 27.5% のリサイクル率を目指すものとします。

◆図表 3-27 リサイクル率の将来見込値



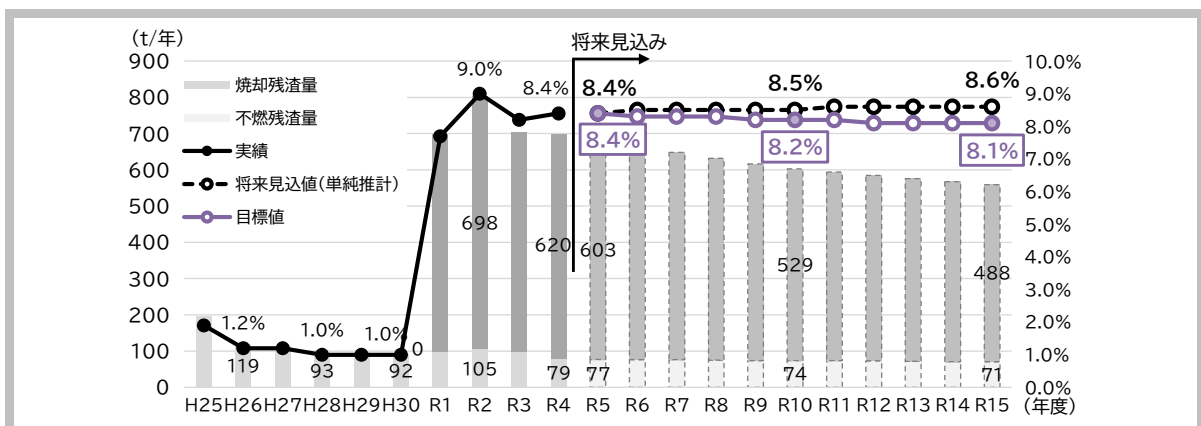
※すべての年度において、RDF 製造量を除いたリサイクル率

④ 最終処分率

平成 31 年 4 月からの可燃ごみ処理方式の変更に伴い RDF 化を終了したことから、焼却施設から出る焼却残渣については最終処分（埋め立て）を開始しており、最終処分率が大きく増加しています。既定計画策定時には、最終処分率の増加を考慮して目標値を設定しており、可燃ごみ排出量削減と資源ごみの分別移行による最終処分率の最小化を目指し、令和 4 年度に最終処分率 10.5% の目標値を定めました。現状この目標値を達成していますが、今後はわずかに増加傾向となる見込みです。

よって本計画では、現状の増加傾向を抑制するものとし、令和 10 年度に 8.2%、令和 15 年度に 8.1% の最終処分率を目指すものとします。

◆図表 3-28 最終処分率の将来見込値

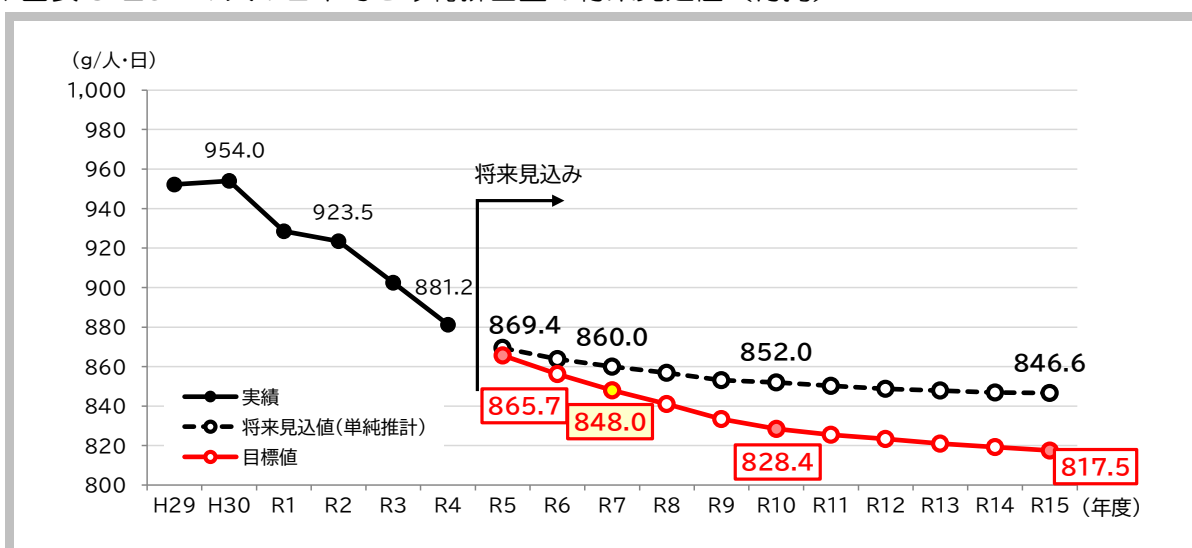


(4) 目標値まとめ

本計画における数値目標を以下に示しました。生活系収集可燃ごみ、事業系許可業者収集可燃ごみにおいて、「分別徹底目標」及び「排出抑制目標」を達成することで、1人1日平均ごみ総排出量について国の目標値（令和7年度）約850グラムを達成するものとし、数値目標年度の令和10年度には **828.4グラム**、計画目標年度の令和15年度には **817.5グラム**を目標とします。

本市では平成31年4月の可燃ごみ処理方式変更に伴い、リサイクル率が減少し、最終処分率が増加しました。よって分別徹底による再資源化量の増加や排出抑制等により、**リサイクル率は増加傾向**へ転じることを目標とし、**最終処分率は増加傾向を抑制**することを目標とします。

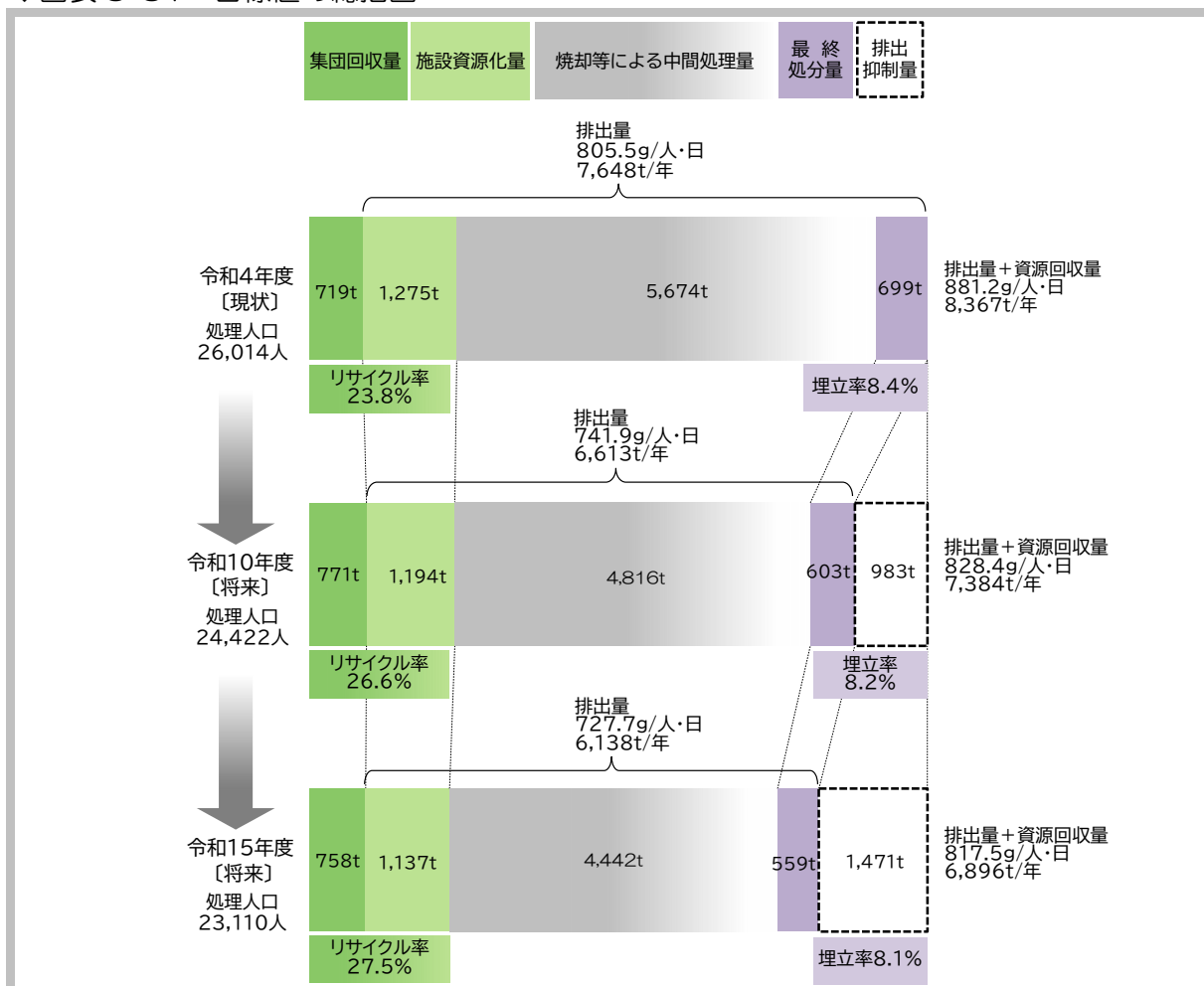
◆図表 3-29 1人1日平均ごみ総排出量の将来見込値（再掲）



◆図表 3-30 目標値のまとめ

	実績値・将来見込値		本計画目標値	
	実績値 令和4年度	将来見込値 令和9年度	数値目標年度 令和10年度	計画目標年度 令和15年度
生活系ごみ				
収集可燃ごみ	408.5g/人・日	402.6g/人・日	356.5g/人・日	340.3g/人・日
事業系ごみ				
許可業者収集 可燃ごみ	5.09t/日	4.83t/日	4.55t/日	4.32t/日
リサイクル率	23.8%	22.5%	26.6%	27.5%
最終処分率	8.4%	8.5%	8.2%	8.1%
ごみ総排出量	881.2g/人・日	853.1g/人・日	828.4g/人・日	817.5g/人・日

◆図表 3-31 目標値の総括図



数値目標年度(令和10年度)における目標

分別徹底目標

○1人1日平均生活系収集可燃ごみ排出量
⇒令和10年度単純推計から **31.8グラム**分別徹底する



排出抑制目標

○1人1日平均生活系収集可燃ごみ排出量
⇒令和10年度単純推計から **13.5グラム**排出抑制する

A4 コピー用紙約 8 枚分



○1日平均事業系許可業者収集可燃ごみ排出量
⇒令和10年度単純推計から **0.25トン**(令和4年度実績の5%)排出抑制する

うずらの卵約1つ分

再資源化目標

○リサイクル率を **26.6%まで**向上させる

最終処分目標

○最終処分率を **8.2%まで**削減する

以上の各目標値を達成した場合の、本市の将来見込値と、国及び広島県の目標値の比較を下表に示します。

●家庭系ごみ排出量

国における令和7年度の目標値について、令和10年度に達成する見込みです。（令和10年度：433.4グラム）

●ごみ総排出量

国及び県における令和7年度の目標値について、どちらも達成する見込みです。

●リサイクル率

国の目標値：“民間事業者等によるものも含めた地域全体におけるリサイクルの推進状況を考慮する”こととしています。

県の目標値：“集団回収、店頭回収及びエネルギー利用を考慮する”こととしています。

⇒民間事業者等によるものも含めた地域全体におけるリサイクルの推進状況や、店頭回収及びエネルギー利用等について、現状把握が困難であるため、本計画では国・県の目標値は比較対象として考慮していません。

●最終処分量・最終処分率

県における令和7年度の目標値について、達成する見込みです。

なお、本市における最終処分量の変化は、平成31年4月よりごみ処理方法が変更となったことに起因するものであるため、本計画では国の目標値は比較対象として考慮していません。

◆図表3-32 目標値の達成状況

		家庭系ごみ排出量	ごみ総排出量	リサイクル率	最終処分量	最終処分率	
						対ごみ総排出量	対ごみ排出量
本市 将来見込値	令和7年度	457.4g/人・日	848.0g/人・日	25.0%	648t/年	8.3%	9.2%
	令和9年度	441.1g/人・日	833.4g/人・日	26.1%	616t/年	8.2%	9.1%
国目標値 達成状況	令和7年度	約440g/人・日 令和10年度に達成	約850g/人・日 達成	—	H24年度比-31% —	—	—
	令和9年度	—	—	28% —	—	—	—
県目標値 達成状況	令和7年度	—	874g/人・日 達成	32.5% —	—	—	12.2%以下 達成

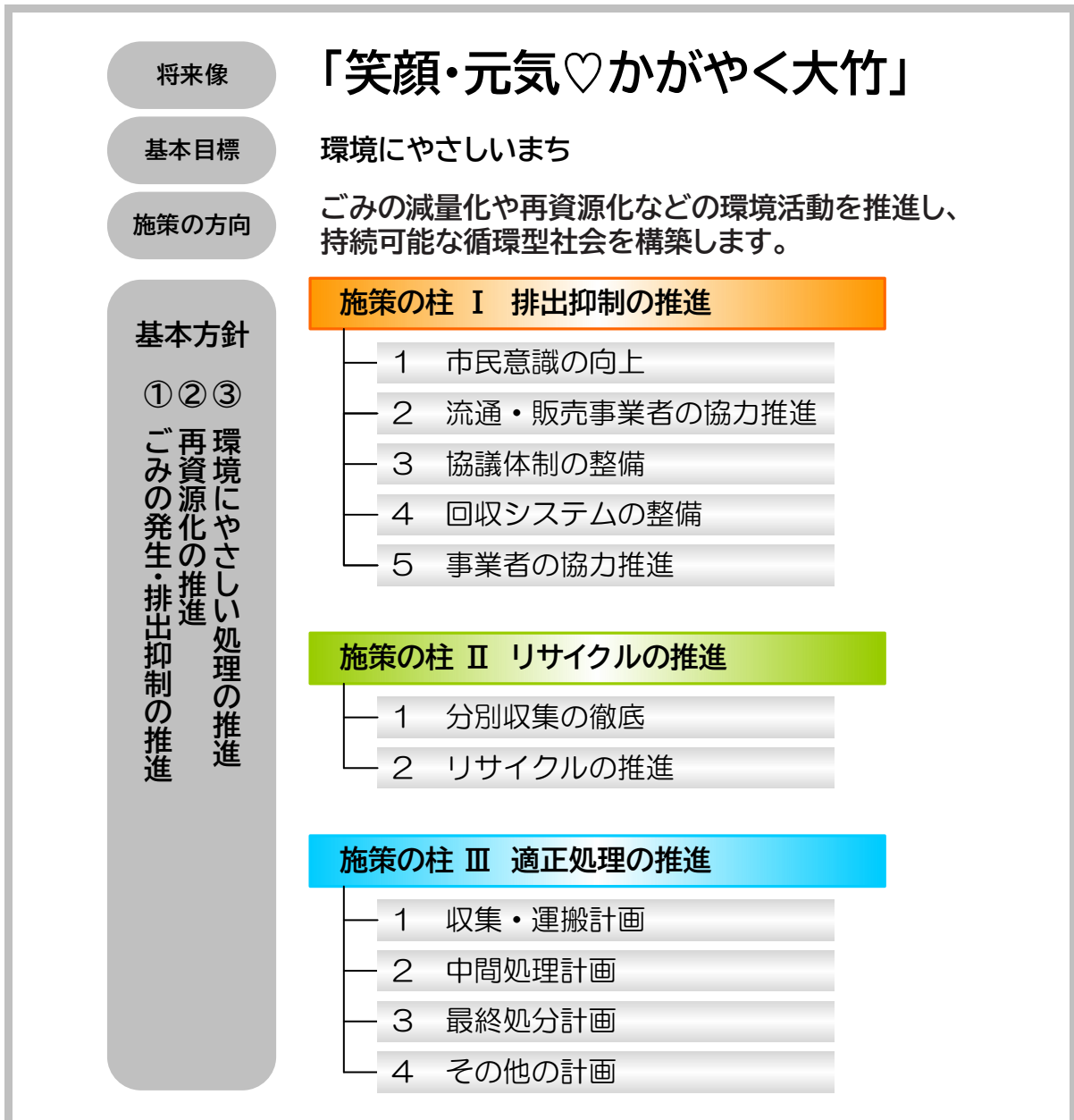
※広島県の最終処分率目標値は、集団回収量を含めない「ごみ排出量」に対する最終処分量の割合で算出しており、表中の「達成」はごみ排出量で算出をした結果を表記しています。なお、本計画においては「ごみ総排出量」にて算出を行っています。

3. 計画の体系

本計画では、持続可能なまちづくりを進め、『笑顔・元気♡かがやく大竹』を実現するため、ごみ処理の基本方針に基づき次に掲げる施策の推進に取り組み、循環型社会の形成を図ります。

なお、具体的な施策については、以下のとおり「排出抑制の推進、リサイクルの推進、適正処理の推進」の3つの柱ごとに位置づけ、それぞれ取り組んでいくこととします。

◆図表 3-33 計画の体系



4. 施策の柱Ⅰ 排出抑制の推進〔排出抑制計画〕

排出抑制施策の方針

- 排出抑制を進めるため、ごみの分別収集や排出抑制に取り組む市民・事業者を増やしていくものとします。
- 具体的な施策は、市民や事業者が取組を進めていくための支援として、「**人づくり**」や「**システムづくり**」となる施策を展開していくものとします。

1 市民意識の向上

施策Ⅰ-1 ごみ減量等講習会

施策の方向(行政の役割)	市民・事業者の役割	区分
<p>地域の公民館や集会所で計画された講習会に担当職員を派遣し情報提供を行っていきます。</p> <p>食べ残しを減らす「30・10運動」や、買った食材を使い切る「3キリ運動」などの周知・啓発に取り組んでいきます。</p>	 <p>市民は積極的に参加しましょう。</p> <p>事業者は専門知識を有する講師を派遣するなど、地域活動に参加しましょう。</p>	継続

◆コラム ごみの減量化のための運動

30・10運動

宴会時の開始 30 分と終了前 10 分は料理をしっかりと食べる「食べきりタイム」の実施を推奨する運動です。

食品ロスの削減には、環境省、農林水産省、消費者庁が連携し取り組んでいます。



3キリ運動

食材を使いキリ



- ✓ 皮を厚くむき過ぎない
- ✓ 捨てていた部分も調理に

料理を食べキリ



- ✓ 作りすぎない
- ✓ 冷蔵庫の残り物活用

生ごみの水キリ




捨てる前に**ギュツ**とひと絞り!

- ✓ 軽くなってごみ出しも楽ちん
- ✓ 汚水が出ずごみ出し場も清潔


施策 I-2 ごみ分別チラシの作成等

施策の方向(行政の役割)	市民の役割	区分
<p>ごみの分別の徹底や過剰包装を改善するため、チラシの作成・配布を定期的に行うなど、市民に対する説明用資料等の作成を行っていきます。</p> 	<p>市民は分別に協力するとともに、買い物の際、過剰包装を断るなど、ごみを必要以上に生じさせない生活を心がけましょう。</p>	<p>継続</p>

施策 I-3 環境学習の充実

施策の方向(行政の役割)	市民・事業者の役割	区分
<p>小・中学校の学習として、リサイクルセンターなどの施設見学の受け入れを行い、環境への配慮を心がける人づくりを進めていきます。 また、成人（PTA等）への啓発についても、取り組んでいきます。</p> 	<p>市民は施設見学や公民館活動に積極的に参加しましょう。 事業者は専門家を講師として派遣するなど、地域の活動に参加しましょう。</p>	<p>継続</p>

施策 I-4 公開見学会の開催

施策の方向(行政の役割)	市民・事業者の役割	区分
<p>本市のごみ処理の実態を広く市民に知っていただくため、積極的にリサイクルセンターなどの見学会を開催します。 見学会では、見て、聞いて、触れることで、体験できるものとします。</p> 	<p>市民は公開見学会に積極的に参加しましょう。 事業者は環境問題に関連する施設を活用して、公開見学会を開催しましょう。</p>	<p>継続</p>


施策 I-5 生ごみの堆肥化等の推進

施策の方向(行政の役割)	市民・事業者の役割	区分
<p>生ごみ堆肥化の取組を推進するため、助成制度を継続します。 効果的な使用ができるよう、使用方法について講習会を開催し、市民への啓発を積極的行っていきます。</p> 	<p>市民・事業者は生ごみの堆肥化に取り組みましょう。</p>	<p>継続</p>

施策 I-6 マイバッグ運動の実施

施策の方向(行政の役割)	市民の役割	区分
<p>平成 21 年 10 月にスーパー等でのレジ袋無料配布を中止する協定を締結しました。</p> <p>レジ袋の削減のため、買い物袋の持参を推進していきます。</p>	 <p>市民は買い物袋を持参しましょう。</p>	継続

施策 I-7 生ごみの水切りの推進

施策の方向(行政の役割)	市民の役割	区分
<p>生ごみの 8 割は水分であると言われています。生ごみの水切りは、ごみの減量や、ごみの焼却段階における燃料の節減、CO₂の削減にもつながります。また生ごみの水分を主因とするごみステーションの汚損や臭気も抑制できます。</p> <p>生ごみの水切りについて、重要性やメリット、方法を普及啓発し、生ごみの水切りの積極的な実践を推進します。</p>	 <p>生ごみの水切りを実践し、習慣づけましょう。</p>	新規


2 流通・販売事業者の協力推進

施策 I-8 店頭回収の推進


施策の方向(行政の役割)	市民・事業者の役割	区分
<p>スーパー等において行っている食品トレー、牛乳パック等の回収を、より一層進めるため、店頭回収実施店と協力し、リサイクルを推進していきます。</p>	 <p>リサイクル推進のため積極的に利用しましょう。</p> <p>事業者は店頭回収を実施しましょう。</p>	継続

3 協議体制の整備

施策 I-9 協議会の活用推進


施策の方向(行政の役割)	市民・事業者の役割	区分
<p>市民団体、事業者、行政が一体となつてごみ処理問題について取り組んでいくため、時事の問題について審議会の場で協議していきます。</p> <p>このため、市民や事業者の意見を審議会の場で募り、効率・効果的な施策を検討・実施します。</p>	 <p>市民・事業者は積極的に意見を提言しましょう。</p>	継続

施策 I -10 公衆衛生推進委員との連携


施策の方向(行政の役割)	市民・事業者の役割	区分
<p>地域での環境課題や問題点の把握、解決のため、公衆衛生推進委員との連携の強化に努め、ごみステーションの管理や不法投棄に対するパトロールの強化を図ります。</p> 	<p>市民・事業者は不法投棄をしないようにし、不法投棄をされにくい環境づくりに努めましょう。</p>	<p>継続</p>

4 回収システムの整備



施策 I -11 助成制度の活用推進

施策の方向(行政の役割)	市民の役割	区分
<p>資源物の集団回収を促進するため、資源回収を推進する団体への助成事業を継続していきます。</p> <p>また、助成制度を市民に積極的に活用してもらうよう、ごみ収集カレンダー・ホームページ・広報を活用して周知します。</p> 	<p>市民は補助制度を積極的に活用しましょう。</p>	<p>継続</p>


施策 I -12 拠点回収の活用推進

施策の方向(行政の役割)	市民の役割	区分
<p>公民館等の公共施設を利用した小型家電の拠点回収を、市民に積極的に活用してもらうよう、ごみ収集カレンダー・ホームページ・広報を活用して周知します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【小型家電回収ボックス設置場所】 市役所本庁2階正面玄関内、総合市民会館、栄公民館、大竹・玖波・木野・栗谷支所、コミュニティサロン玖波・元町、おがたピア</p> </div> 	<p>市民は資源回収に協力しましょう。</p>	<p>継続</p>

施策 I -13 リユースの推進

施策の方向(行政の役割)	市民の役割	区分
<p>毎年11月に「コイ・こいフェスティバル・イン・おおたけ」が開催されています。</p> <p>イベント会場のフリーマーケットで、使わなくなったもののリユースを推進します。</p>  <p>(令和5年度のチラシ)</p>	<p>市民はフリーマーケットに参加しましょう。</p> <p>日頃から、できる限りごみを少なくするよう、心がけましょう。</p> 	<p>継続</p>

施策 I -14 せん定枝等の再資源化活動の効果的な運用

施策の方向(行政の役割)	市民の役割	区分
<p>本市では、各家庭から排出されるせん定枝等を土壌改良材「チップくん」にしています。今後も活動を継続していくため、より効率的な運用方法の検討を行います。</p> 	<p>市民はリサイクルに協力しましょう。</p>	<p>継続</p>

5 事業者の協力推進

施策 I -15 事業系ごみ処理手数料の改定

施策の方向(行政の役割)	事業者の役割	区分
<p>排出者負担の公平性やごみの減量等の観点から、事業系ごみ処理手数料について、令和7年度から 10 kg 100 円から 10 kg 150 円に改定することをめざします。また、それ以降の改定については、状況に応じて検討します。</p>	<p>事業者はコスト意識をもってごみの減量や分別の徹底に取り組みましょう。</p>	<p>継続</p>

施策のスケジュール

施策No.	取り組む施策	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	
1 市民意識の向上												
I-1	ごみ減量等講習会						継 続				➔	
I-2	ごみ分別チラシの作成等						継 続				➔	
I-3	環境学習の充実						継 続				➔	
I-4	公開見学会の開催						継 続				➔	
I-5	生ごみの堆肥化等の推進						継 続				➔	
I-6	マイバッグ運動の実施						継 続				➔	
I-7	生ごみの水切りの推進						継 続				➔	
2 流通・販売事業者の協力推進												
I-8	店頭回収の推進						継 続				➔	
3 協議体制の整備												
I-9	協議会の活用推進						継 続				➔	
I-10	公衆衛生推進委員との連携						継 続				➔	
4 回収システムの整備												
I-11	助成制度の活用推進						継 続				➔	
I-12	拠点回収の活用推進						継 続				➔	
I-13	リユースの推進						継 続				➔	
I-14	せん定枝等の再資源化活動の効果的な運用						継 続				➔	
5 事業者の協力推進												
I-15	事業系ごみ処理手数料の改定	継 続	※令和7年度からの実施をめざします。									➔


5. 施策の柱Ⅱ リサイクルの推進〔再資源化計画〕

再資源化施策の方針

- ☉ ごみのリサイクルは、市民や事業者が自ら再生利用等に積極的に取り組むこととします。
- ☉ 行政は、市民や事業者の取組を支援するものとします。

1 分別収集の徹底

施策Ⅱ-1 広報・説明資料の作成及び啓発活動

施策の方向(行政の役割)	市民の役割	区分
<p>地域の公民館活動等を通じての啓発活動を進めるため、情報の提供や担当職員の派遣等を行っています。</p> <p>ごみを正しく分別することの必要性を示した説明資料を作成し、併せて、出前講座等により啓発等を行います。</p> 	市民は出前講座等に積極的に参加しましょう。	継続

施策Ⅱ-2 転入者・自治会未加入者等への啓発

施策の方向(行政の役割)	市民の役割	区分
賃貸住宅への居住者は、自治会に加入しない場合があるため、転入等の事務手続き時に、窓口でごみ収集カレンダーや分別ガイドを配付し、分別等による適正なごみ出しの周知、啓発を行います。	ごみの正しい分別のための分別ガイドを活用し、ごみを正しく分けて排出しましょう。	継続

2 リサイクルの推進

施策Ⅱ-3 事業者及び資源回収業者への協力要請

施策の方向(行政の役割)	事業者の役割	区分
<p>事業系ごみは、できる限り事業所内で有効利用するよう促し、可燃ごみの削減、あるいは排出量の削減を図ります。</p> <p>そのため、事業者からの問い合わせに対し、有効利用の手法、資源物を取り扱う資源回収業者等の紹介などを行います。</p>	資源物のごみとして出さず、自らの取組により資源回収業者に引き渡しましょう。	継続

施策Ⅱ-4 小型家電のリサイクル

施策の方向(行政の役割)	市民・事業者の役割	区分
<p>小型家電は、国が定めた小型家電リサイクル法の適用により、積極的にリサイクルを進めます。</p> <p>このため、分別方法、処理方法等、本市に適したリサイクルシステムについて検討します。</p> <p>(施策の柱Ⅲ 適正処理の推進〔ごみ処理計画〕参照)</p>	<p>決められた方法により正しくごみ出しを行いましょう。</p>	<p>継続</p>

施策のスケジュール

施策No.	取り組む施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
1 分別収集の徹底											
Ⅱ-1	広報・説明資料の作成及び啓発活動					継	続				➔
Ⅱ-2	転入者・自治会未加入者等への啓発					継	続				➔
2 リサイクルの推進											
Ⅱ-3	事業者及び資源回収業者への協力要請					継	続				➔
Ⅱ-4	小型家電のリサイクル					継	続				➔

6. 施策の柱Ⅲ 適正処理の推進〔ごみ処理計画〕

ごみ処理方法及び処理主体

本市から排出されるごみの最終処分に至るまでの処理形態等について、ごみの区分ごとに、排出者、収集・運搬方法及び最終処分に至るまでの工程等に分類し、次のとおりまとめました。

◆図表 3-34 処理方法と処理主体

区 分	排 出	収集・運搬	中間処理		最終処分	
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭系ごみ	市 民	大竹市	大竹市	焼却 再資源化 (破碎・選別)	大竹市	埋立処分
事業系ごみ	事業者	事業者				

※本市が処理主体となる収集・運搬や中間処理、最終処分には、委託を含みます。

1 収集・運搬計画

- ④ 計画収集区域は、行政区域全域とします。
- ④ 収集・運搬作業は、排出者である市民とのごみの受け渡しを行うため、より高い行政サービスの提供が可能な収集・運搬体制の構築をめざします。
- ④ 福祉の充実したまちづくりを推進するため、高齢者などに配慮した収集・運搬体制の整備に努めます。

施策Ⅲ-1 ふれあい戸別収集事業

本市のごみ収集は、収集・運搬の効率化からステーション方式により行っており、市民は、決められた場所に自らがごみを出す必要があります。

このため、高齢者、要介護者及び障がいのある方にとっては負担が大きく、福祉の向上を目的とした行政サービスが必要です。

本市では、平成25年6月から認定制度による戸別収集を実施しています。なお、今後も高齢化の進行等により利用の増加が予想されています。



“収集の際、安否確認のための声かけも行います。”

>>>市民の役割<<<

- ◆ ごみの分別区分は、再資源化を図ることから、より複雑になっており、高齢者などにとって、分別が難しくなっています。このため、適切に分別されていない場合、収集されずに取り残され、カラスなどに荒らされてしまうなど、環境美化を損ねることとなります。そのため、地域住民で協力しあい、適切にごみ出しに努めましょう。

>>>行政の役割<<<

- ◆ 介護が必要な方や障がいのある方などのごみ出しに対する支援として、認定制度による「ふれあい戸別収集事業」を継続していきます。

《施策スケジュール》

施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
ふれあい戸別収集事業					継	続				

施策Ⅲ-2 適切なおみ出し方法の徹底〔警告書貼付による啓発〕

ごみの分別は、決められた方法で行われないと再資源化が困難となったり、選別等の追加作業によりコスト増となる場合もあります。このため、決められた方法でごみを出すことは適正なおみ処理において不可欠と言えます。

ごみステーションに排出された家庭ごみに、異物が混入されていたり、指定袋に入っていないなど、ごみ出しのルールが守られていない場合は、不適切である理由を記した警告書を貼付のうえ、ごみステーションに残置することで、適正な分別による排出を促していきます。

また、適切な分別方法について周知するため、必要に応じて、随時、分別ガイドの改訂を進めていきます。

>>>市民の役割<<<

- ◆ ごみの分別は、資源化施設等による効率的な資源物の回収に不可欠です。ごみ出しのルールに従い、適切なおみの分別を徹底しましょう。

>>>行政の役割<<<

- ◆ 市民によるごみの分別が徹底されるよう、適切にごみを分別することの重要性について、出前講座・ごみ収集カレンダー・ホームページ・広報などによる周知を図っていくものとします。

《施策スケジュール》

施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
適切なおみ出し方法の徹底					継	続				



施策Ⅲ-3 事業系ごみに係る排出指導〔家庭系ごみへの混入禁止指導〕

事業者が事業活動により排出するごみについては、廃棄物処理法第3条において「事業者自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されています。

事業者が排出するごみは、事業者自らが運搬するか、あるいは本市が許可する収集・運搬許可業者により行うことが必要ですが、一部の事業者については、家庭系ごみへ混入した排出が見受けられます。

こうしたことから、今後、排出事業者に対して、廃棄物管理責任者の選任や減量等に関する計画の策定を指導するとともに、本市のごみ処理施設に搬入する場合には、予め搬入するごみの種類や量を記した処理計画の提出を求め、計画に基づき適正なごみの排出を指導していくものとします。

なお、平成25年4月より、事業系ごみを本市のごみ処理施設に搬入する場合には、事前に事業所登録を必要としており、今後も引き続き事業所登録制度を継続していくものとします。

>>>事業者の役割<<<

- ◆ 事業者は自らによる適正な処理を進めましょう。なお、やむを得ず、ごみとして排出する場合は、予めごみ処理計画を提出し、計画的なごみの搬入に努めましょう。

>>>行政の役割<<<

- ◆ 本市に搬入する事業者に対し、搬入するごみの種類や量を記した処理計画の提出を求め、これに基づき、分別の徹底や適正な排出について指導していくものとします。

《施策スケジュール》

施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
事業系ごみに係る排出指導					継	続				→

施策Ⅲ-4 事業系ごみに係る収集・運搬業の許可

ごみの収集・運搬業の許可は、事業系ごみの排出状況及び現在の許可業者の収集・運搬状況などを勘案して行っています。本市では、将来のごみの排出量に関する目標値を定め、事業者自らによる適正な処理や再資源化を進めることで、削減する計画としています。

このため、事業系ごみに係る収集・運搬業については、再資源化等を目的とする場合や本市で処分することが困難なごみを、限定的に収集・運搬する場合を除き、現状どおり新たな許可は行わないものとします。

>>>事業者の役割<<<

- ◆ 自らによるリサイクルや減量に取り組みましょう。また、収集・運搬許可業者は、排出事業者に対し、分別の徹底等の指導や協力要請を行うなど、本市における適正な処理の推進に協力しましょう。

>>>行政の役割<<<

- ◆ 事業系ごみの適正な処理のため、排出事業者に対しごみの分別の徹底を指導し、収集・運搬許可業者に対しては、排出事業者の指導員となるよう協力を要請していくものとします。

<<施策スケジュール>>

施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
事業系ごみに係る収集・運搬業の許可					継	続				



施策Ⅲ-5 せん定枝の再資源化

本市では、平成 25 年度から家庭から排出されるせん定枝等を「資源ごみ」として位置づけ収集を行っていましたが、排出量の減少により収集を廃止し、もやすごみとしての排出もしくは果実及びトゲのついていないせん定枝については直接搬入（無料）による排出に変更を行いました。処理場に持ち込まれたせん定枝は、大竹市シルバー人材センターにより土壌改良材として再資源化し、有効利用しています。

◆コラム せん定枝の収集・処理

- 処分場に持ち込まれるせん定枝は、シルバー人材センターが持ち帰り、チップーと呼ばれる機械で裁断・破碎されます。
- 2年程度熟成させ、土壌改良材の「チップくん」として販売しています。



資料：公益社団法人大竹市シルバー人材センターホームページ

≫≫市民・事業者の役割≪≪

- ◆ 庭木等のせん定を行ったら、大きな枝は粗大ごみ、再資源化できるせん定枝は、資源ごみとして排出しましょう。庭等の草花はもやすごみとして排出しましょう。
- ◆ 「チップくん」を利用しましょう。

≫≫行政の役割≪≪

- ◆ せん定枝等の処理や有効利用を継続していきます。
- ◆ 庭等の草花については、もやすごみとして排出するよう啓発していきます。

≪施策スケジュール≫

施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
せん定枝の再資源化					継続					→

2 中間処理計画

- 🌀 計画処理区域は、行政区域全域とします。
- 🌀 RDF 発電事業を平成 30 年度で終え、令和元年度から廿日市市との広域処理を開始しました。
- 🌀 ごみ処理が安定かつ長期的に継続できるよう、必要な処理システムの整備と適正な維持管理を行うものとします。

施策Ⅲ-6 廿日市市との可燃ごみ広域処理

本市は平成 31 年 4 月から廿日市市との可燃ごみの広域処理を開始しています。広域処理によるごみの適正処理継続のためには、焼却炉への負荷を出来得る限り低減することが有効であり、生ごみの水切りやごみの正しい分別排出方法などの普及啓発を行っていくものとします。

>>>市民・事業者の役割<<<

- ◆ ごみの減量や再資源化への取組を進め、市において処理するごみの量を削減しましょう。こうした取組により、新たなシステムの整備や維持管理に要するコストの削減に努めましょう。

>>>行政の役割<<<

- ◆ 令和元年度に完成した可燃ごみ中継施設の維持管理を適切に行うとともに、今後も広域処理を継続することで、長期にわたる安定的な処理を目指します。

<<施策スケジュール>>

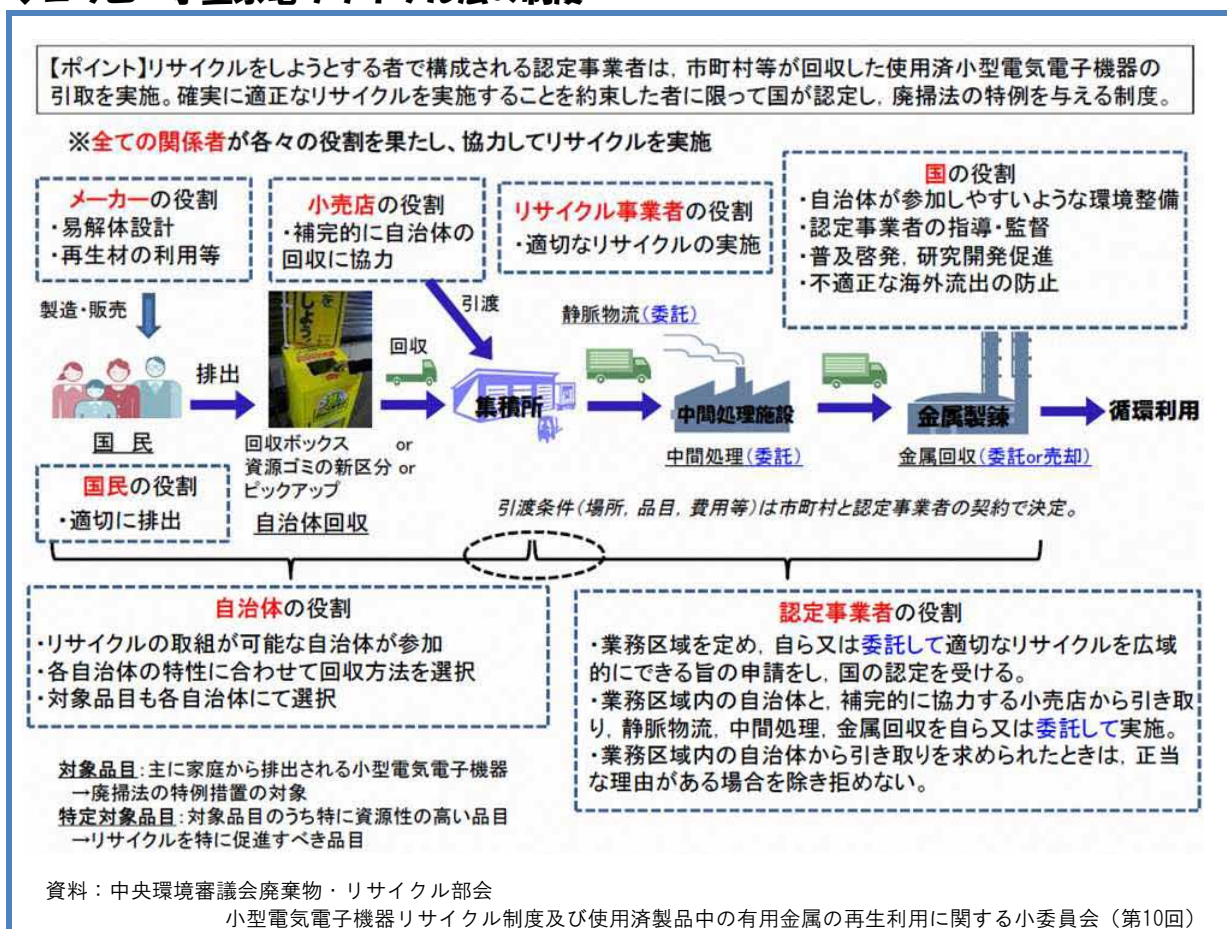
施策	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度
廿日市市との 可燃ごみ広域 処理					継	続				
	➔									

施策Ⅲ-7 小型家電のリサイクル

小型家電リサイクル法は、平成 24 年 8 月 3 日に成立、平成 25 年 4 月に施行されました。この法律は、携帯電話、デジカメ、ゲーム機、ビデオカメラ、電話機などを対象とし、一部の地域や品目での先行的な取組を活かしながら、これらの取組が安定的・継続的に行われるよう、制度的に担保することを狙いとしています。

このため、家電リサイクル法のように、消費者からリサイクル料金を徴収するのではなく、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクルの実施方法を工夫し、それぞれの実情に応じて参加するといった「促進型」の制度として取り組みます。

◆コラム 小型家電リサイクル法の制度



現在の分別・処理方法は、対象品目を「もやさないごみ」としてごみステーションに排出したり、「粗大ごみ」としてリサイクルセンターに搬入したり、あるいは公共施設に設置した小型家電専用の回収ボックスに投函する取扱いとしています。

しかしながら、未だ対象外製品の投函等、不適切な行為も見られます。

今後も小型家電のリサイクルを積極的に推進していくうえで、本市に最適な分別・回収方法等について検討していくものとします。

◆小型家電類の分別方法等のケース

排出方法	収集方法	処理・保管方法	必要なシステム
従来どおりの方法で分別	現収集体制による	行政により選別・保管	<ul style="list-style-type: none"> 選別設備の整備 (現状の処理システムの活用等) 保管設備の整備
		選別・保管を専門業者に委託	委託先の確保
小型家電を資源ごみとして分別	資源ごみの収集体制を増強する	行政により保管	保管設備の整備
拠点回収	家電量販店や公共施設に回収拠点を設置	行政により保管	<ul style="list-style-type: none"> 回収拠点の整備 拠点からの運搬体制の整備 保管設備の整備

※赤枠は現在の処理を示しています。

>>>市民・事業者の役割<<<

- ◆ これまでどおり、ごみの分別に協力しましょう。また、家電製品は大事に扱い、長く使うことで、ごみとならないようにしましょう。

>>>行政の役割<<<

- ◆ 効率的な収集方法等を構築し、有用金属（資源価値の高いベースメタル、貴金属、レアメタル）の回収を進めるものとします。

<<施策スケジュール>>

施策	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	
小型家電のリサイクル						継	続				



3 最終処分計画

- 🌀 計画処理区域は、行政区域全域とします。
- 🌀 ごみの排出抑制・再資源化を推進し、最終処分量の最小化を促進していくものとします。

施策Ⅲ-8 最終処分量の削減

平成 31 年 4 月からの可燃ごみ処理方式の変更に伴い RDF 化を終了したことから、焼却施設から出る焼却残渣については最終処分（埋め立て）を開始しました。焼却残渣の発生量を抑制するため、ごみの排出抑制や再資源化の取組を積極的に推進し、最終処分量の最小化を図っていくものとします。

>>>市民・事業者の役割<<<

- ◆ ごみの減量や再資源化への取組を進め、市において処理するごみの量を削減しましょう。こうした取組により、最終処分が必要となる埋立量の減少が図られます。

>>>行政の役割<<<

- ◆ 地球環境や地域の環境の保全に寄与し、併せて効率的な処理を長期・安定的に行うため、最終処分量の最小化を図り、ごみの排出抑制や再資源化の取組について普及啓発を行います。

《施策スケジュール》

施策	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度	令和 15年度
最終処分量の削減					継	続				



4 その他の計画

施策Ⅲ-9 災害廃棄物対策

東日本大震災、熊本地震及び平成30年7月豪雨等を踏まえ、平時から、災害時への対応を準備しておくことが必要です。また、災害時には状況に応じ、県、近隣市町、関係業者等に対して応援要請が必要となるため、関係機関との連携体制を構築していくことも重要です。

このため、本市では「大竹市災害廃棄物処理計画（第2版）」及び「大竹市地域防災計画」を策定・改訂しており、これらの計画に沿って災害時に発生する廃棄物及び避難所から発生する避難所ごみとし尿を迅速かつ適切に処理・処分することで、公衆衛生の保持に努めます。

本市の役割として、以下のとおり災害発生時における対応を行います。

災害発生時における本市の対応事項

大竹市災害廃棄物処理計画（第2版概要版）抜粋

- 災害廃棄物の発生状況及び施設被害状況等の各種情報収集
- 仮置場の選定・設置運営
- 災害廃棄物・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処分
- 広島県、近隣市町及び民間支援団体等との連携協力体制の調整・支援要請
- 災害廃棄物処理実行計画の策定 等

施策Ⅲ-10 在宅医療系廃棄物対策

高齢化の進行等に伴い、在宅医療行為に伴う廃棄物（在宅医療系廃棄物）が増加しています。こうした在宅医療系廃棄物には、注射針などごみの運搬、処理及び処分において危険を伴う場合も想定されます。

在宅医療系廃棄物による事故を防ぐため、医師や医療機関との連携を図り、安全な排出方法について指導を受けるなど、適正な処理を推進します。具体的には、注射針など危険なものや感染性のあるものは、医療機関を通じて専門業者による回収とします。



施策Ⅲ-11 感染症発生時の廃棄物処理体制の検討

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなど、感染症の流行時には、国が示す「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」や「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」に従い、廃棄物の適正処理が維持できるよう、体制の整備や感染防止策の検討、人員や物資の確保など、必要な対策を講じるよう努めます。

施策Ⅲ-12 地球温暖化防止対策

本市では「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「第5次大竹市地球温暖化対策実行計画」を策定しており、本計画も関連計画として位置づけを行っています。

実行計画の対象施設において、実施する事務・事業から排出される温室効果ガスの削減や、リサイクル推進など社会全体でみたときの温室効果ガスの削減について、取り組みを推進していくものとします。

施策Ⅲ-13 不法投棄対策

現在、不法投棄の防止策として啓発看板の設置やパトロールを行っています。不法投棄やポイ捨てが発生しやすい場所を減らしていくことも重要です。

このため、監視パトロールの強化や発見時の警察への通報に取り組みます。また、郵便事業者などとの連携を図るなど、不法投棄の監視を強化します。

さらに、不法投棄を抑制するための監視カメラの設置や防止・啓発看板の作成・配布にも努めます。



施策Ⅲ-14 事業者への協力要請

製品の製造、加工、販売等を行う事業者による「ごみの減量のための自主回収ルートの確立」、「ごみにならない容器の利用促進及び適正処理困難物等の処理施設の整備」について、国及び広島県等の関係各機関に対し、支援要請を行っています。

また、同時に本市管内の流通・販売事業者に対しても、過剰包装の自粛や資源ごみの回収等への取組を積極的に行うよう、協力要請をしていくものとします。

施策Ⅲ-15 廃棄物再生事業者への協力要請

本市管内から排出されるごみの減量及び再資源化のためには、これらに関連する再生事業者の協力が不可欠です。

このため、広島県内において登録されている廃棄物再生事業者等に対して、ごみの再資源化への協力要請を行うとともに、管内の廃棄物再生事業者による安定した再資源化等を推進するものとします。



第4章 生活排水処理基本計画

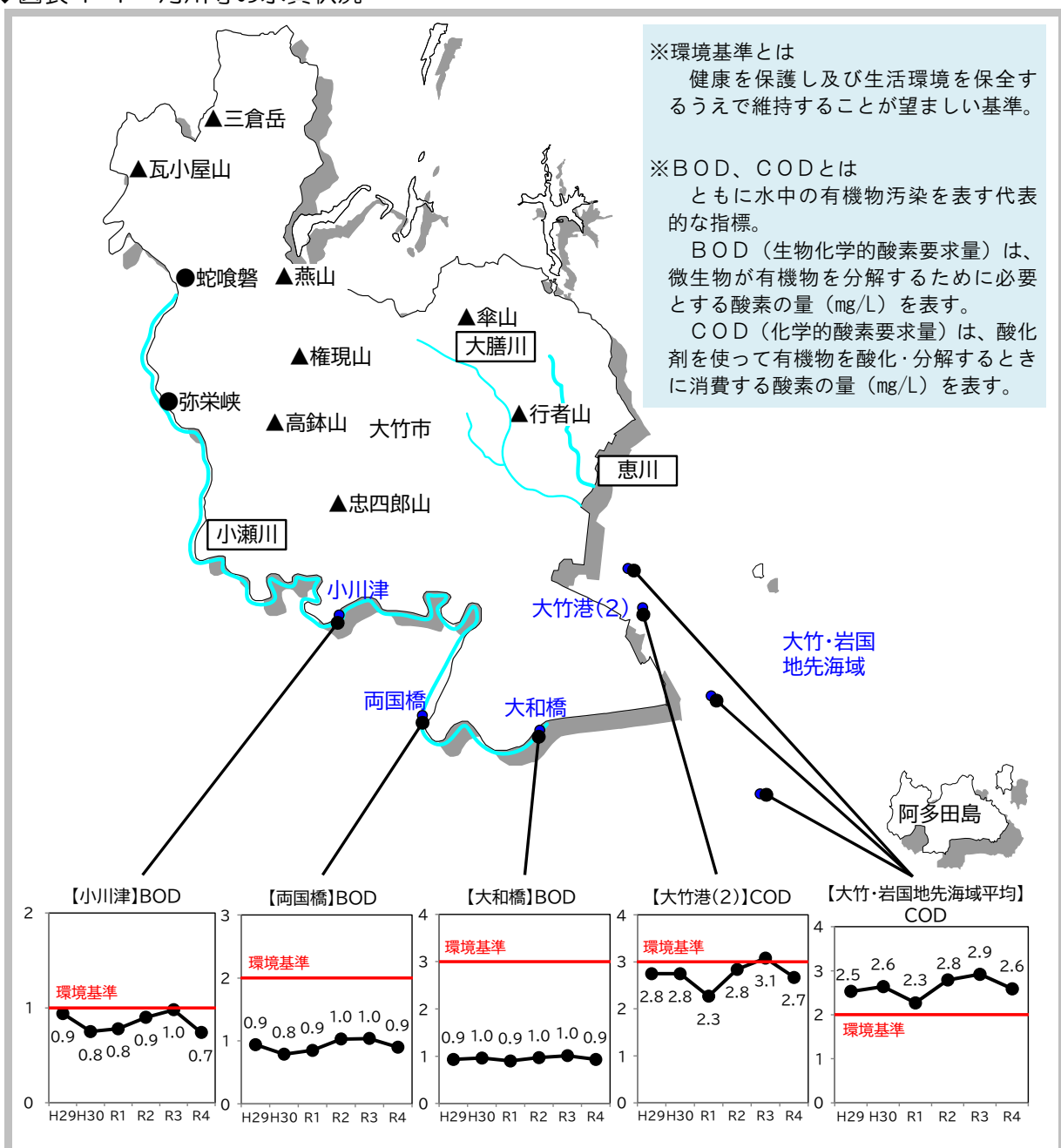
1. 生活排水処理の現状と課題

1 水環境の状況等

本市管内の河川等の水質は、広島県が調査を行っており、河川では、有機物汚濁の指標である生物化学的酸素要求量（BOD）をみると、環境基準を下回っていますが、海域では、一部、化学的酸素要求量（COD）が環境基準を上回る地点が見られます。

このため、河川域の水質の維持、海域の水質の改善のため、生活排水の適切な処理の推進が必要です。

◆図表4-1 河川等の水質状況



資料：広島県ホームページ「公共用水域の水質調査結果」

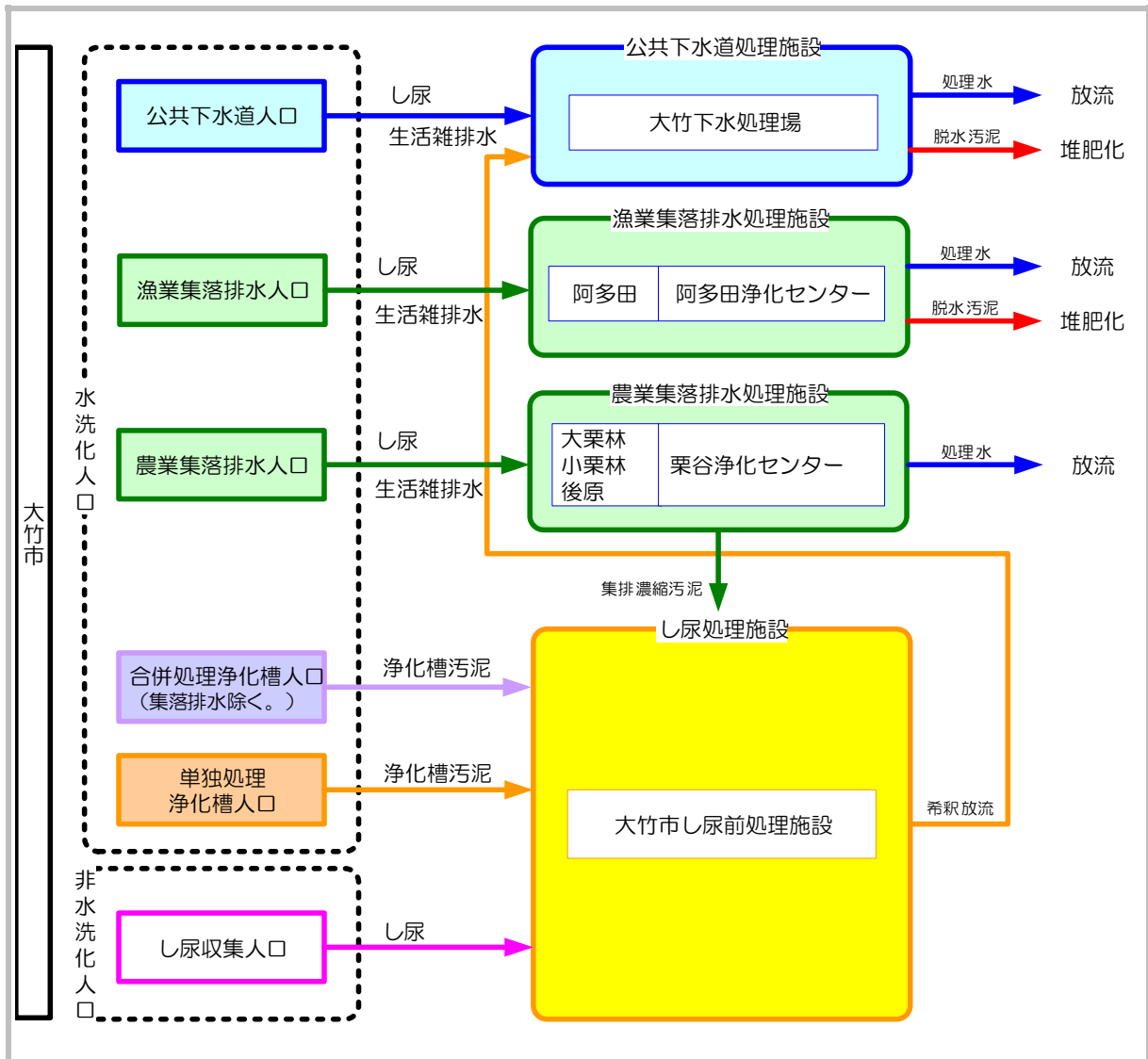
2 生活排水処理の流れ

本市管内で排出される生活排水のうち、台所排水などの生活雑排水は、公共下水道、漁業集落排水処理施設、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽により処理しています。

公共下水道処理施設で発生する汚泥は、脱水等の処理を行い堆肥化しています。

また、し尿及び浄化槽汚泥と農業集落排水処理施設汚泥は、大竹市し尿前処理施設に搬入し、除さ処理、希釈処理を行ったうえで公共下水道処理施設へ投入しています。

◆図表4-2 生活排水処理の流れ

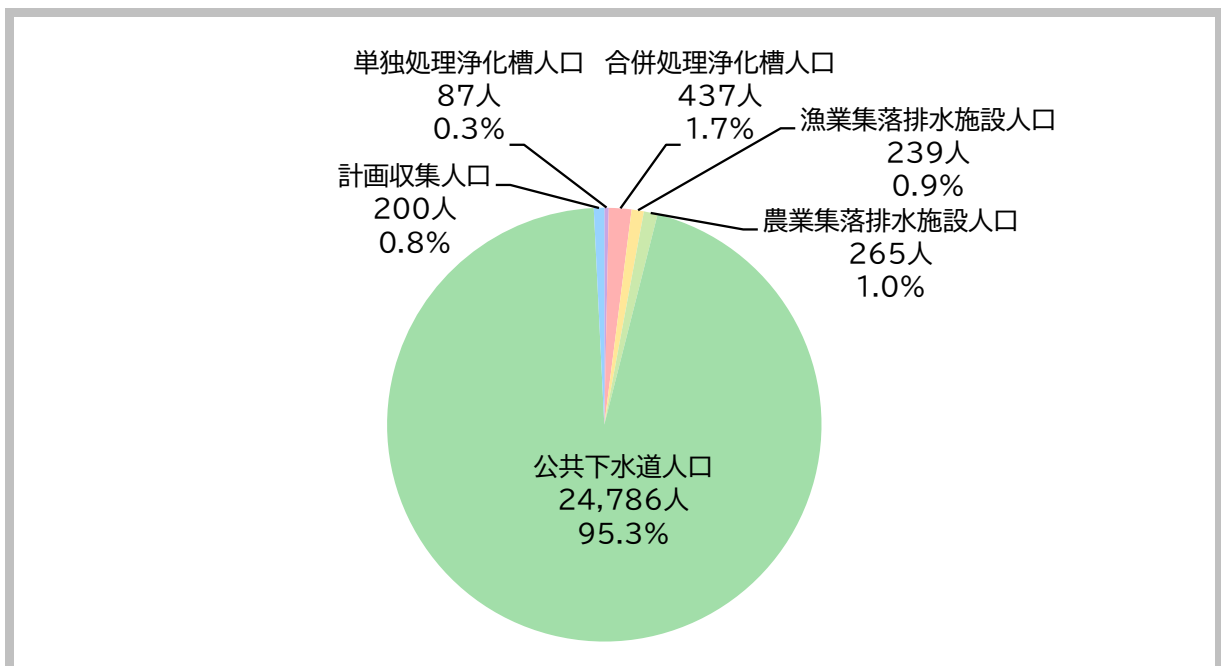


3 生活排水処理形態別人口

本市の令和4年度における生活排水処理形態別人口は、公共下水道が24,786人(95.3%)、合併処理浄化槽が(集落排水処理施設を除く。)437人(1.7%)、漁業集落排水処理施設が239人(0.9%)、農業集落排水処理施設が265人(1.0%)で、生活排水処理率は98.9%です。

一方で、生活雑排水を処理していない生活排水未処理人口は287人(1.1%)となっています。

◆図表4-3 令和4年度生活排水処理形態別人口割合



※公共下水道人口は、処理人口(公共下水道区域内人口)25,066人のうち、実際に、接続している人口を示しています。

※合併処理浄化槽

- 浄化槽法において、「浄化槽」は、いわゆる合併処理浄化槽のことを示しますが、本計画においては、「合併処理浄化槽」とトイレ汚水のみを処理する「単独処理浄化槽」(みなし浄化槽)を使い分けるものとしています。
- 環境省所管の補助事業、あるいは交付金事業で整備されたものは、補助事業による小型合併処理浄化槽として整理するものとしています。
- 集落排水処理施設の終末処理場は、浄化槽法に規定される浄化槽ですが、ここでは、漁業集落排水処理施設、農業集落排水処理施設としています。

※生活排水処理

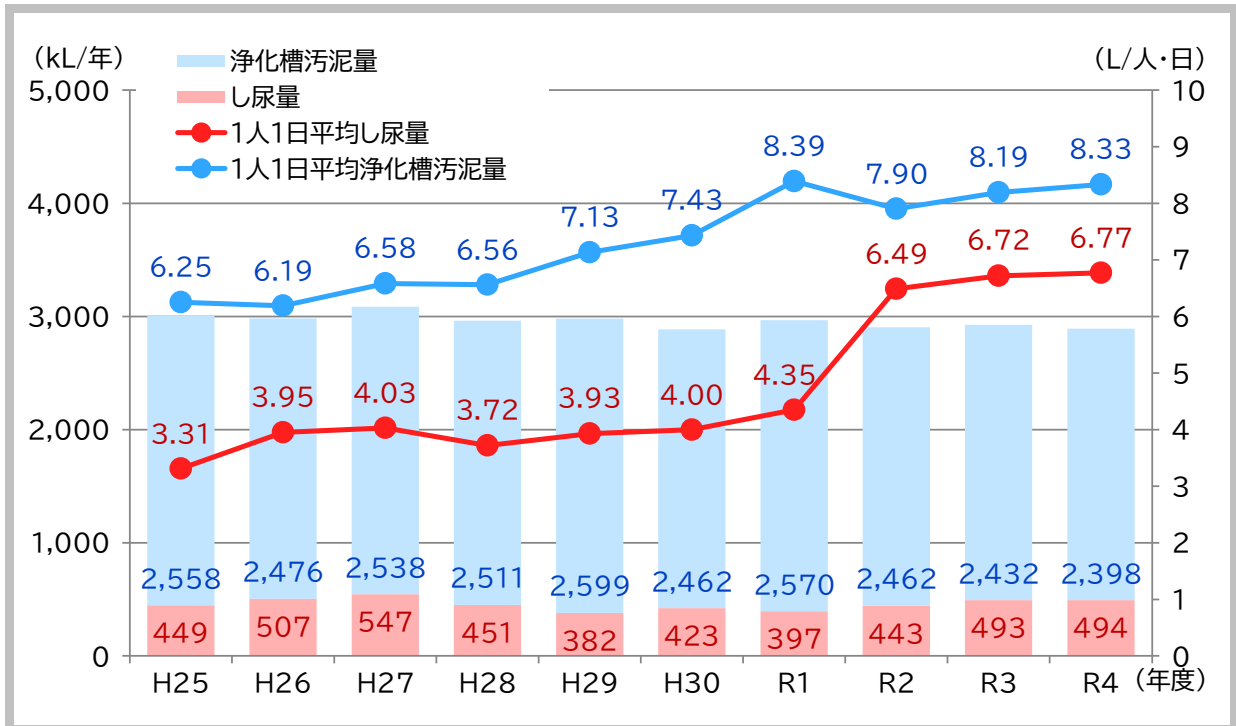
生活排水とは、台所や風呂の排水などの生活雑排水と汲み取りし尿、浄化槽汚泥を含めたもので、これらは公共下水道、集落排水処理施設、合併処理浄化槽で処理します。これらの人口の合計が総人口に占める割合を、「生活排水処理率」とします。

4 し尿・浄化槽汚泥排出量

本市管内から排出されるし尿、浄化槽汚泥の量は、概ね横ばい傾向にあり、令和4年度においてし尿が494 キロリットル、浄化槽汚泥が2,398 キロリットル、合計で2,892 キロリットルとなっています。内訳は浄化槽汚泥量が多く、令和4年度の浄化槽汚泥の割合は83.0%となっています。

1人1日平均排出量では、令和2年度以降はし尿量が2 キロリットル程度増加しています。この要因として、し尿の排出をする人口（計画収集人口）が令和2年度以降に減少したことや、工事に伴う仮設トイレの増設等による影響があったものと考えられます。

◆図表4-4 し尿・浄化槽汚泥排出量



5 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬

本市管内で排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、本市の許可業者による収集・運搬としています。収集・運搬の手数料は、従量制により徴収しています。

◆図表4-5 生活排水処理の流れ

項目	し尿	浄化槽汚泥
区分	収集・運搬	収集・運搬、清掃
形態	委託業者1社	許可業者7社
手数料	従量制	

6 し尿・浄化槽汚泥の中間処理

本市のし尿処理施設は、平成 16 年度末で廿日市市（旧佐伯町）のし尿処理に係る事務委託が終了し、併せて、年間のし尿処理量が大幅に減少したことから、平成 17 年度に経費の節減を図る目的で、処理方式を二次処理方式から希釈放流方式に変更しました。

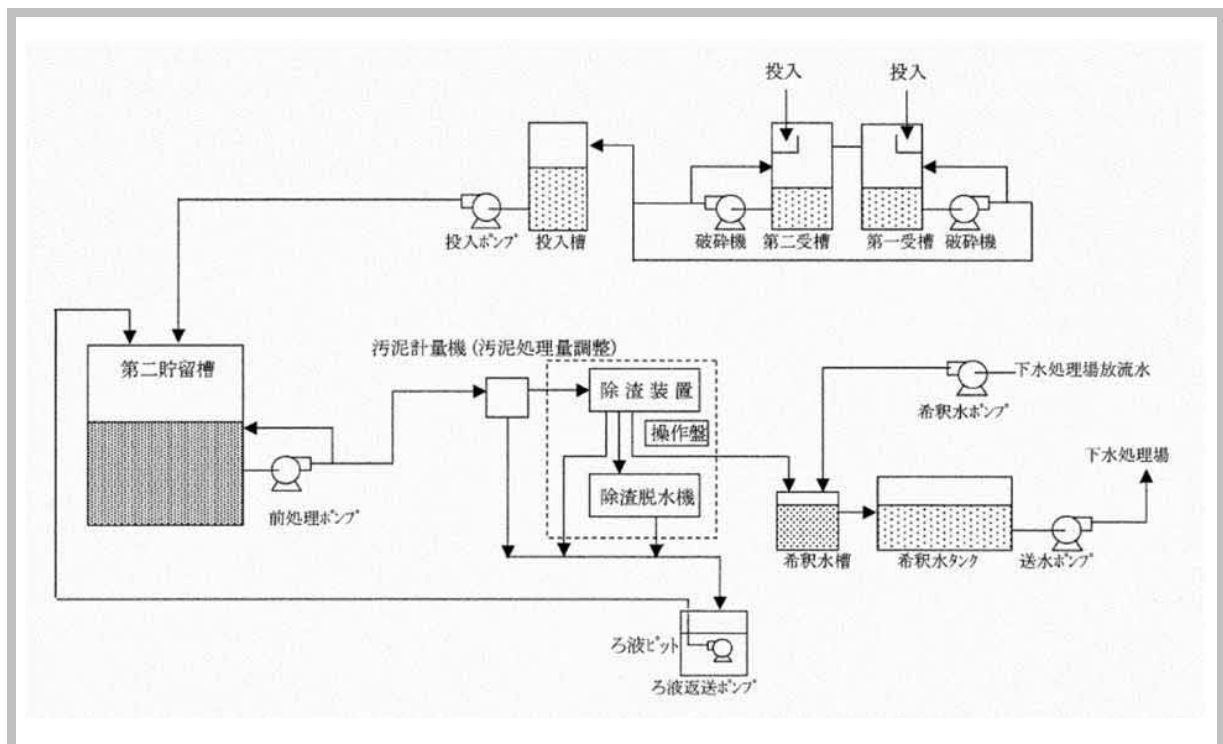
また、現行施設の処理能力は 1 日当たり 12 kL で、旧し尿処理施設を活用して整備しています。

なお現在、未使用部分も含めた施設の老朽化が顕在化しているため、下水道施設と統合し共同処理を目的とした新たな施設について、整備に着手しているところです。

◆図表 4-6 施設の概要

項 目	概 要
施 設 名 称	大竹市し尿前処理施設
所 在 地	大竹市東栄三丁目 4 番地
処 理 対 象	し尿・浄化槽汚泥
供 用 開 始	昭和 41 年 11 月（平成 17 年度改造）
処 理 方 式	希釈放流方式
処 理 能 力	12kL/日
放 流 先	大竹下水処理場

◆図表 4-7 前処理施設（現行施設）の処理工程



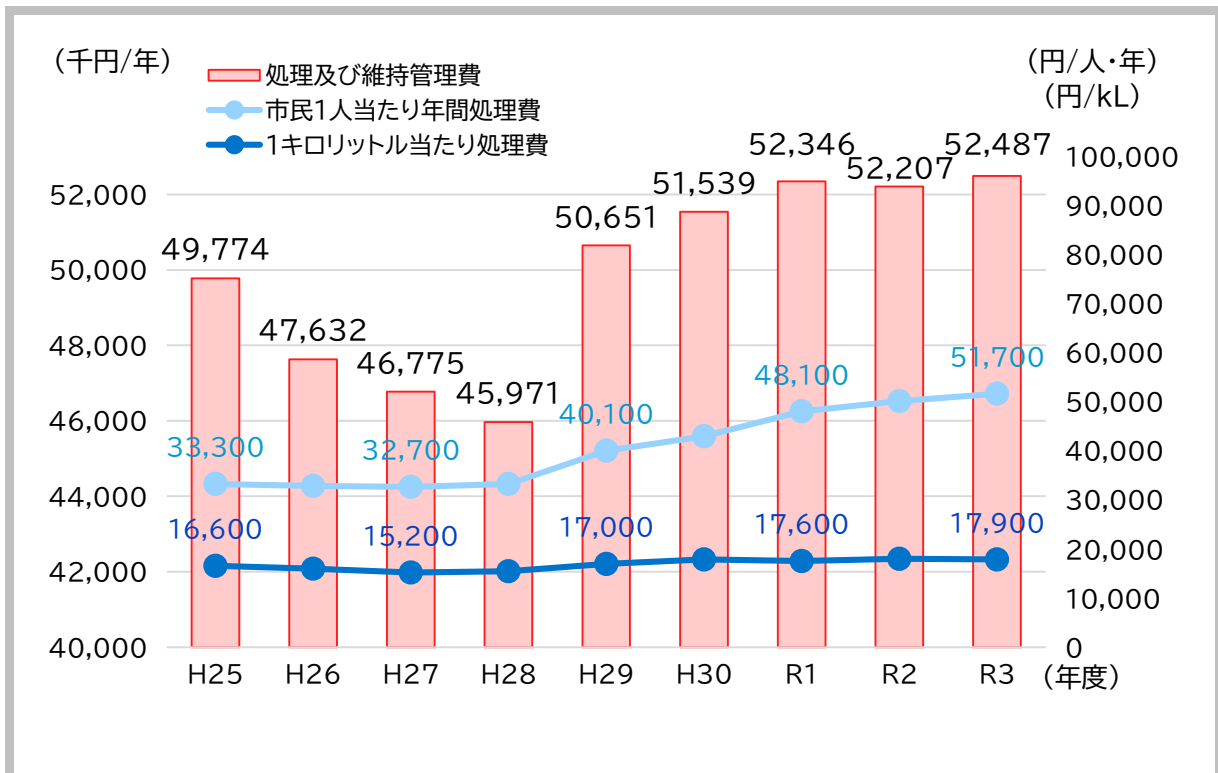
7 処理経費

本市のし尿及び浄化槽汚泥処理に係る処理及び維持管理費（建設改良費、その他を除く。）は、令和3年度には年間5,200万円程度となりました。

市民1人当たりの年間処理費は近年増加傾向にあり、令和3年度には51,700円程度となりました。増加傾向の要因として、公共下水道への接続が進んだことで計画収集人口や浄化槽人口等の割合が減少していることが挙げられます。

し尿及び浄化槽汚泥 1 キロリットル当たり処理費は横ばい傾向にあり、令和3年度は17,900円程度となっています。

◆図表4-8 し尿及び浄化槽汚泥処理経費



※市民1人当たり処理費の算定に用いる人口は、し尿処理施設で処理を行っている計画収集人口、浄化槽人口（漁業集落排水施設人口を除く。）の合計値としています。

8 課題

本市における生活排水処理の現状や関連するその他の事項について整理した結果、今後の生活排水処理における課題は次のとおりです。

生活排水処理率の維持・向上

- ・ 本市における生活排水を処理していないし尿収集人口、単独処理浄化槽人口は、合計で287人（1.1%）であり、わずかに残るのみとなっています。
- ・ 引き続き、生活排水の適切な処理を推進していく必要があります。

生活排水対策の啓発

- ・ 本市の水環境の保全に対して、生活排水に係る処理対策が果たす役割及びその効果等について広く市民・事業者に啓発する必要があります。
- ・ 併せて、台所などの発生源における汚濁負荷に係る削減対策についても、公共下水道処理施設や浄化槽の機能が発揮できるよう、啓発を行っていく必要があります。

し尿処理施設の更新

- ・ 本市のし尿処理施設は、昭和41年11月の供用開始からおよそ57年が経過し、また、平成16年度末の処理方式の変更からおよそ19年が経過しています。
- ・ 現行のし尿処理施設は、昭和41年設備導入時の水槽類を活用しており躯体等が老朽化しているため、地震等による損壊等が懸念されることから、施設の安定稼働のため、現在下水道広域化推進総合事業において、し尿前処理設備建設に取り組んでいます。

2. 生活排水処理の目標

1 生活排水処理に関する基本方針

本市では、これまで取り組んできた生活排水処理対策の実績により、生活排水処理率は98.9%と、高い水準を達成しています。

ついては、今後も引き続き生活排水を適正に処理することを、市民、事業者に対して啓発していくものとします。

なお、生活排水処理に関する基本方針については、水質の改善を図ることにとどまらず、『**清らかな水環境の復活**』をめざすものとします。

2 処理主体

本市における生活排水の処理主体は、次のとおりとします。また、計画処理区域は本市全域とします。

◆図表4-9 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等及び市
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	市

3 処理の目標

本市の令和4年度の生活雑排水処理率は98.9%で、既定計画目標値の98.7%を達成しており、全国平均92.9%（環境省が公表している令和4年度汚水処理人口普及率）と比較しても高い水準となっています。

しかしながら、し尿収集世帯や単独浄化槽設置世帯から未処理で排出される生活雑排水に対して、引き続き生活排水処理を推進し、最終的には生活排水処理率100%をめざすものとします。

本計画の数値目標年度である令和10年度、計画目標年度である令和15年度の生活雑排水処理率については、それぞれ99.1%、99.6%を目標とします。

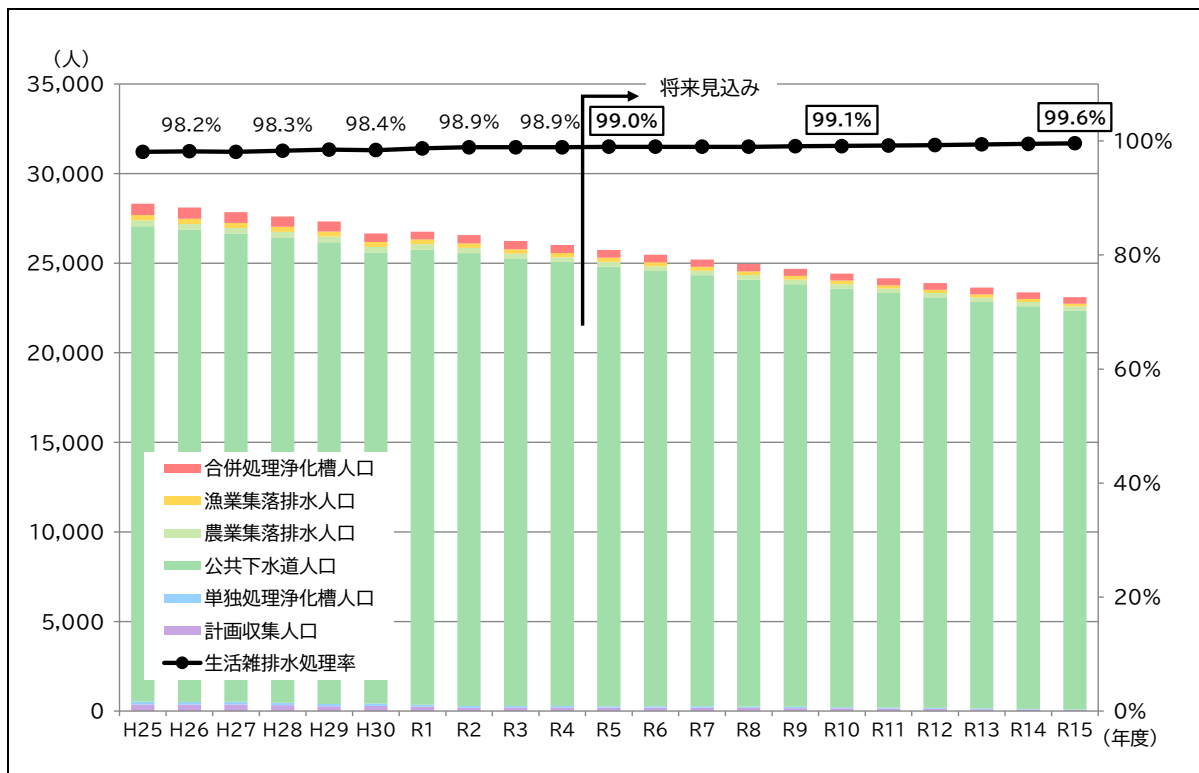
◆図表4-10 生活排水処理の目標

区 分	既定計画目標値 (令和4年度)	現 在 (令和4年度)	数値目標年度 (令和10年度)	計画目標年度 (令和15年度)
生活雑排水処理率※1	98.7%	98.9%	99.1%	99.6%
行政区域内人口 (計画処理区域内人口)	26,456人	26,014人	24,422人	23,110人
水洗化・生活雑排水処理人口※2	26,111人	25,727人	24,205人	23,021人

※1 生活雑排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口×100

※2 水洗化・生活雑排水処理人口＝公共下水道人口＋合併処理浄化槽人口＋農業集落排水人口＋漁業集落排水人口

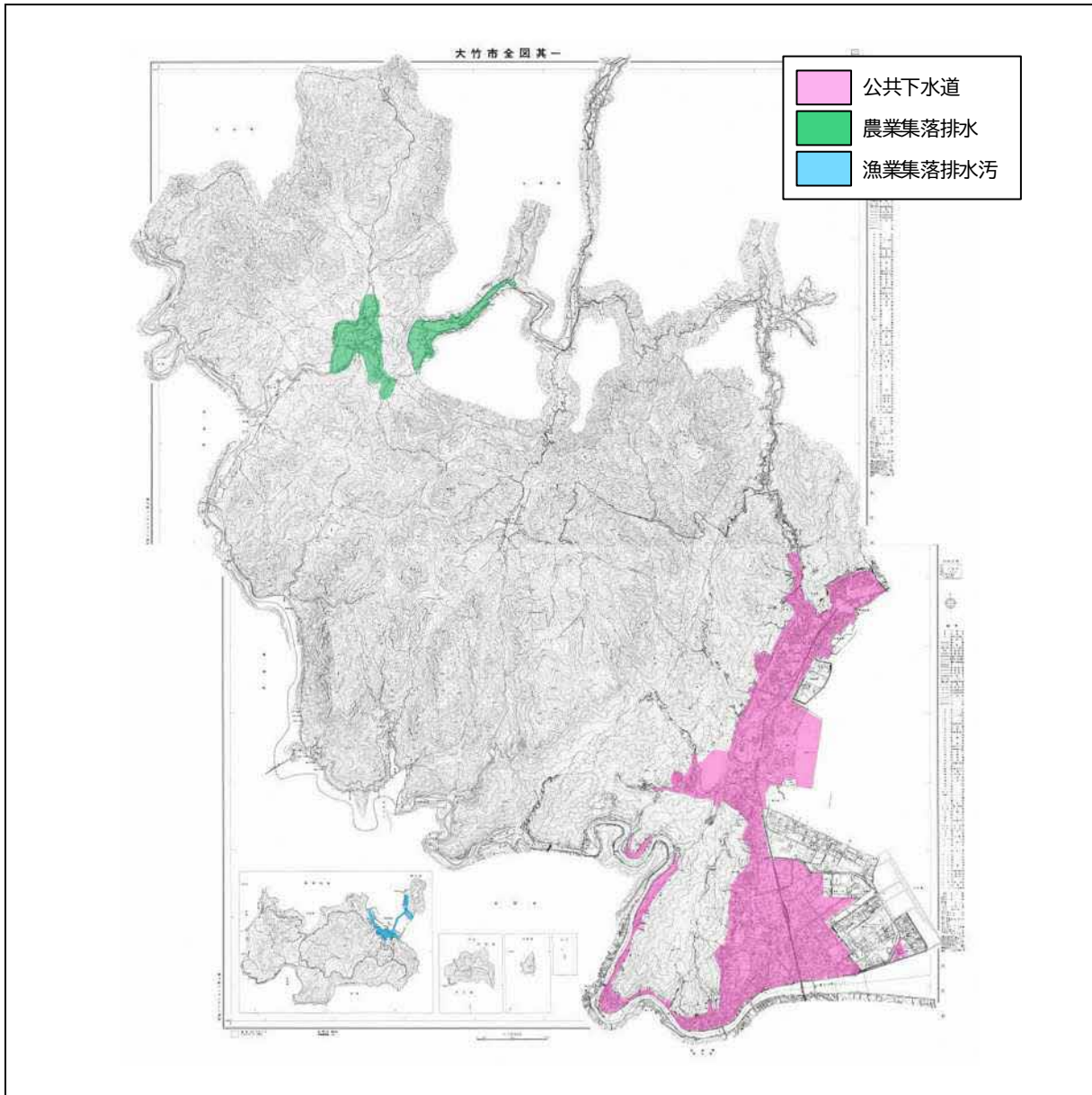
◆図表4-11 生活排水処理の将来見込み



4 生活排水処理区域

生活排水処理区域は、図表 4-12 のとおりです。集合処理施設である公共下水道、集落排水施設以外の区域は、合併処理浄化槽を普及する区域とします。

◆図表 4-12 生活排水処理区域



資料：広島県污水適正処理構想「推進計画」

3. 生活排水の処理計画

1 生活排水処理施設の整備

(1) 公共下水道

公共下水道の整備は、第 17 次変更認可計画に基づき工事を行っています。令和 4 年度末の下水道人口普及率は 95.6%です。今後も引き続き、下水道接続人口の増加を促進します。

◆図表 4-13 公共下水道の概要

事業名	第 17 次変更認可計画
事業認可面積	720.1ha
整備済面積	720.1ha (進捗率 100%*)
計画人口	24,080 人
計画処理水量	13,310m ³ /日

※令和 3 年度末時点 広島県土木建築局都市環境整備課「広島県の下水道 2022」より

資料：大竹市ホームページ「下水道事業のあらまし」

(2) 漁業集落排水処理施設

漁業集落排水処理施設は、平成 8 年度から供用を開始しています。今後も引き続き、接続人口の増加を図るものとします。

◆図表 4-14 漁業集落排水処理施設の概要

施設名	阿多田浄化センター（漁業集落排水処理施設）
事業年度	平成 4 年度～平成 7 年度
処理区域面積	10.5ha (阿多田島 8.3ha、猪子島 2.2ha)
全体計画人口	471 人
計画処理能力	日平均：128m ³
施設概要	所在地：大竹市阿多田 2 番 18 処理方法：接触ばっ気方式 汚泥処理：脱水ケーキをトラックで搬出処理

資料：大竹市ホームページ「下水道事業のあらまし」

(3) 農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設は、平成 10 年度から供用を開始しています。今後も引き続き、接続人口の増加を図るものとします。

◆図表 4-15 農業集落排水処理施設の概要

施設名	栗谷浄化センター（農業集落排水処理施設）
事業年度	平成 4 年度～平成 10 年度
処理区域面積	13.7ha
全体計画人口	710 人
計画処理能力	日平均：192m ³
施設概要	所在地：大竹市栗谷町大栗林字曾根 288 番地 処理方法：連続流入ばっ気方式 汚泥処理：バキューム車により濃縮汚泥を搬出し、市のし尿処理施設で処分

資料：大竹市ホームページ「下水道事業のあらまし」

(4) 合併処理浄化槽

公共下水道や集落排水処理区域以外でも生活排水の適切な処理を進めるため、生活雑排水の未処理世帯（単独処理浄化槽設置世帯、し尿収集世帯）に対し、合併処理浄化槽への転換を図るべく、「大竹市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」に基づき、合併処理浄化槽設置者（一部の地区）への補助を行います。

2 生活雑排水の適正処理

台所や風呂の排水などの生活雑排水は、公共下水道、集落排水処理施設、合併処理浄化槽の整備により適正処理を推進します。具体的な施策は、以下のとおりです。

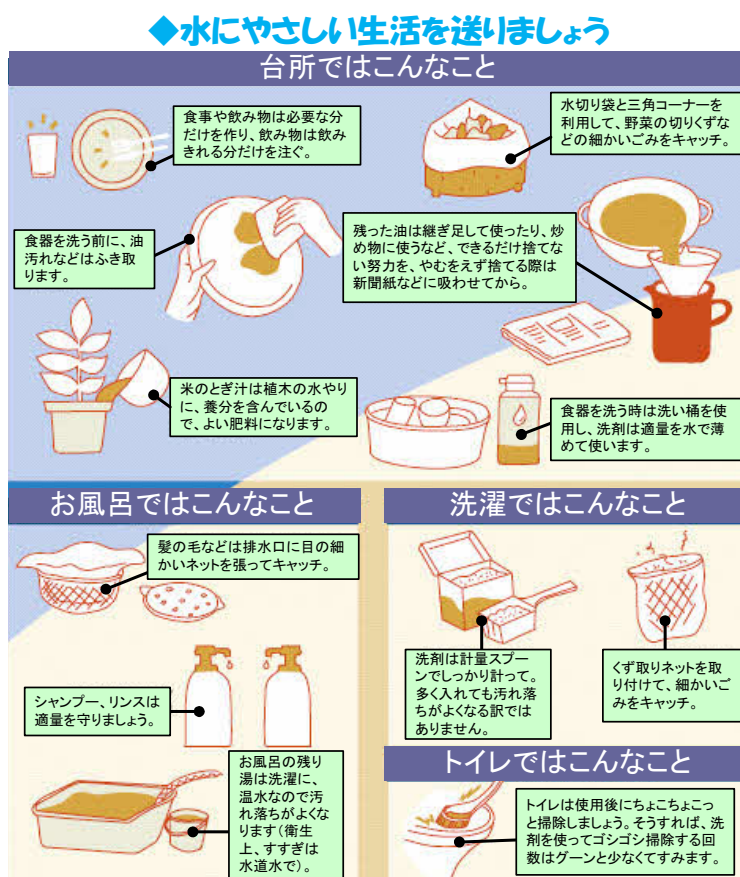
(1) 家庭での取組の促進

地域の河川や海域などの公共用水域の水環境を保全するため、環境にやさしい生活に取り組むための情報について、広報やチラシ、ホームページ等により広く啓発します。

また、公民館活動等において、環境学習が行われる場合には、担当職員の派遣等により家庭等における取組を推進していくものとしします。

(2) 水洗化の普及・啓発

公共下水道や集落排水処理施設の整備地区では、未接続の家庭等に対して早期の接続を、その他の地区では、合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽からの転換を、広報やホームページ等により啓発し、水洗化の普及を推進します。



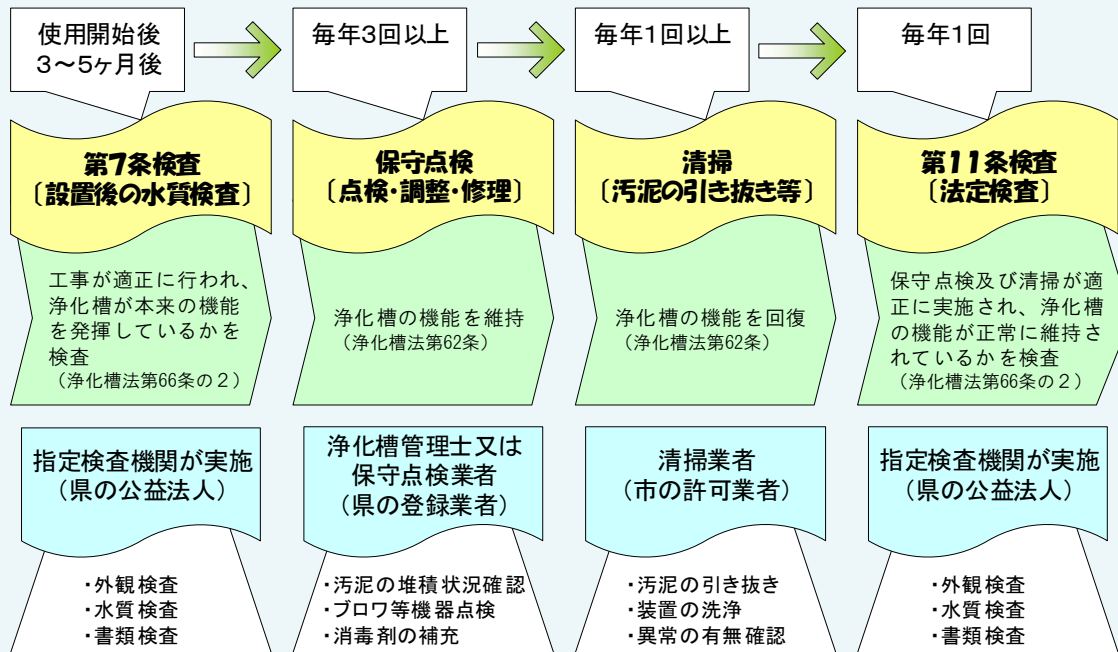
資料：環境省「生活排水読本」

3 浄化槽の適正管理

合併処理浄化槽は、その機能を発揮させるためには保守・点検、清掃等が不可欠です。このため、浄化槽設置者に対し、保守・点検、清掃等の必要性について説明等を行い、浄化槽の適正な管理を推進するものとしします。

浄化槽は法で決められた検査・点検等を行う必要があります

① 浄化槽管理の流れ



② 保守・点検

- 浄化槽保守点検業者の登録制度が実施されています。**保守点検は、県の登録を受けた保守点検業者に委託する必要があります。**
- 浄化槽の各装置が正しく働いているかを点検し、水質検査により汚泥の状態を確認します。
- 汚泥の引抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充、モーターの点検を行います。



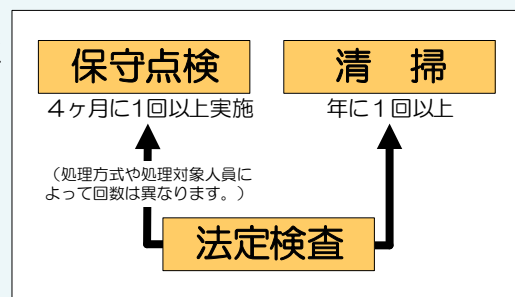
③ 清掃

- 浄化槽の清掃は、**市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託する必要があります。**
- 浄化槽に、処理によって生じた汚泥がたまりすぎると処理が不十分になったり、悪臭の原因になります。
- 汚泥などを引き抜き、付属装置を洗浄したり、掃除することが必要です。



④ 法定検査

- 法定検査は、**県の指定する検査機関が実施します。**
- 浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが「法定検査」です。
- 「**保守点検**」、「**清掃**」とは別に、法定検査を年に1回必ず受けなければなりません。その他には、使用開始後3ヶ月～5ヶ月以内に設置後の水質検査を実施します。



⑤ 記録の保存

保守点検及び清掃の記録は、3年間保管する義務があります。

4. し尿・汚泥の処理計画

1 し尿及び浄化槽汚泥の排出量等の見込み

し尿処理施設において処理するし尿及び浄化槽汚泥の処理対象人口は、数値目標年度の令和10年度において、858人になるものと見込まれます。

総人口の減少に伴い、いずれの処理形態別人口も減少するものと見込まれます。

◆図表4-16 処理対象人口の見込み (単位：人)

区 分	現 在 (令和4年度)	数値目標年度 (令和10年度)	計画目標年度 (令和15年度)
計画収集人口	200	151	62
浄化槽人口※	789	707	633
農業集落排水処理施設人口	265	248	239
合併処理浄化槽人口	437	393	367
単独処理浄化槽人口	87	66	27
合 計	989	858	695

※漁業集落排水処理施設から搬出される脱水汚泥は、し尿処理施設での処理対象外であることから、漁業集落排水施設人口は上記表には含みません。

◆図表4-17 し尿及び浄化槽汚泥量の見込み (単位：kL/年)

区 分	現 在 (令和4年度)	数値目標年度 (令和10年度)	計画目標年度 (令和15年度)
し 尿	494	296	120
浄化槽汚泥	2,398	2,278	2,091
合 計	2,892	2,574	2,211

2 排出抑制・再資源化計画

(1) 市民への啓発

浄化槽は、清掃時に定期的に汚泥を引き抜くことが必要です。その量については、浄化槽の形式により異なるため、浄化槽の形式に応じた清掃方法等について、広報やホームページ等への掲載により、浄化槽設置者に情報提供を行っていくものとします。

(2) 清掃事業者への指導

浄化槽の清掃(汚泥の引き抜き)に関し、法に基づく適正な処理について、清掃業者への指導を行い、不要な浄化槽汚泥の排出を抑制します。

(3) 汚泥等の有効利用

本市のし尿処理施設は、下水道投入方式であるため、汚泥の有効利用は公共下水道によって行うものとします。

その際、し尿処理施設の適切な維持管理に努め、公共下水道への投入量を安定化することで、有効利用を図ります。

3 収集・運搬計画

(1) 安定したし尿・浄化槽汚泥の収集

本市では、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者が行っています。今後も引き続き許可業者による収集・運搬を行うものとします。

ただし、し尿や浄化槽汚泥は、年々減少することが見込まれるため、将来を見据えた収集・運搬計画について検討を進める必要があります。

また、浄化槽の清掃やし尿の汲み取りが滞ると、市内の公衆衛生が維持できなくなるため、安定したし尿・浄化槽汚泥の収集体制を維持していくものとします。

(2) 下水道供用区域での収集

公共下水道が整備されている区域において、一部、接続されていない世帯があります。こうした世帯に対しては、し尿や浄化槽汚泥について、引き続き収集・運搬を行うものとします。

4 中間処理

本市のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理は、し尿前処理施設で行っています。当面の間、既存施設において継続して処理を行いますが、既存施設は昭和 41 年設備導入時の水槽等を活用しており、施設の老朽化が進んでいます。そのため、今後は現在整備中である新たな施設での処理を予定しています。

5 最終処分計画

し尿処理施設から発生する最終処分物は、沈砂汚泥として、委託処分しており、現行の体制を継続していくものとします。

6 災害廃棄物対策

災害時に避難場所等で発生するし尿等は、衛生上、迅速な収集対応が必要であり、そのための適切な処理体制を構築する必要があります。

本市では、「大竹市災害廃棄物処理計画」及び「大竹市地域防災計画」を策定しており、これらの計画に沿った、迅速かつ適切な処理・処分を行っていくものとします。

また、必要に応じ、県、(公社)全国都市清掃会議及び関係団体等を通じて、近隣市町、関係業者へも応援を要請するなど、関係機関との連携を図っていくものとします。

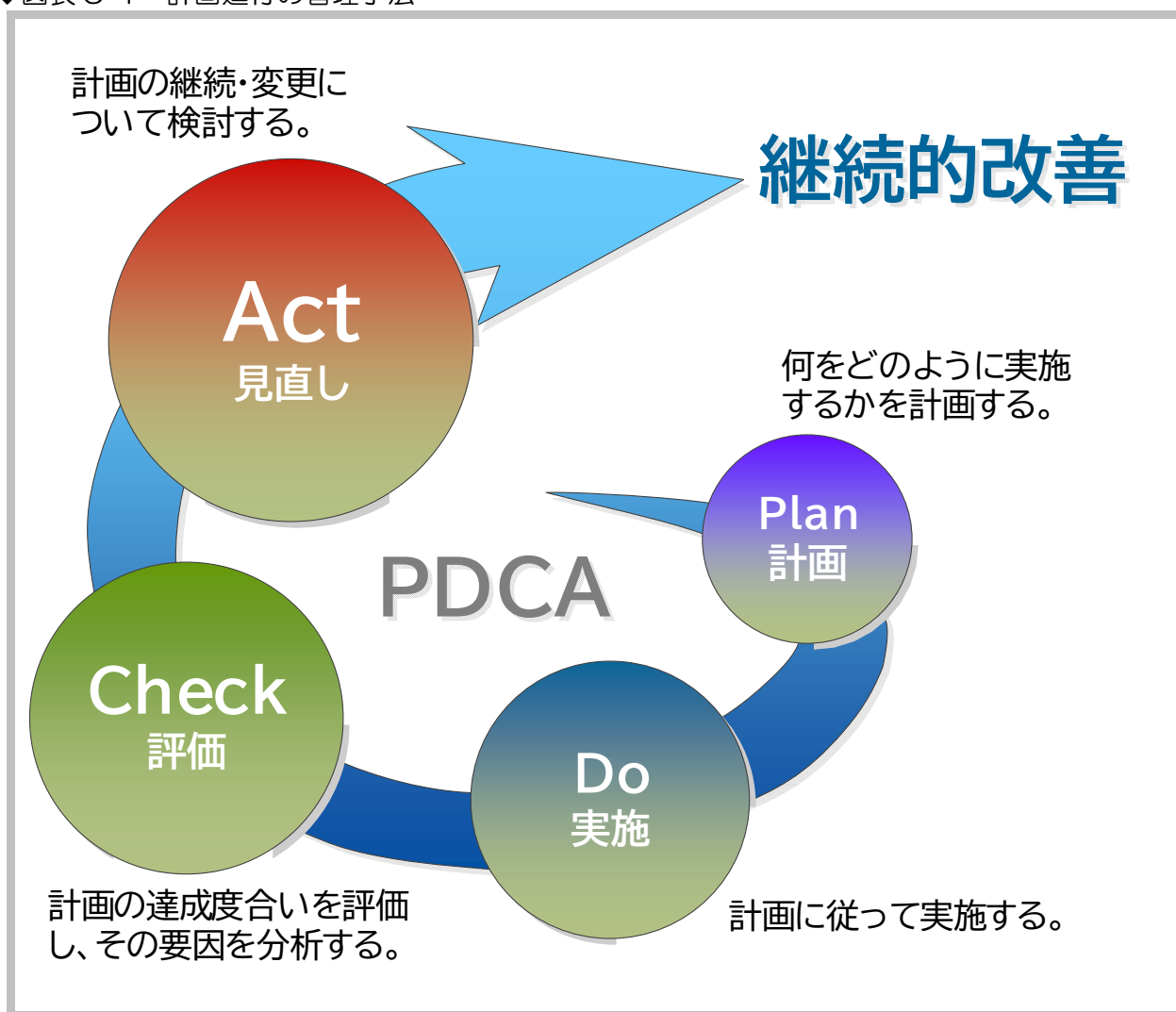
第5章 計画の進行管理

1. 計画進行の管理手法

本計画を着実に実施していくためには、取組の状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、その結果を踏まえ、必要に応じた追加施策等を講じていくことが必要です。

このため、Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCA サイクルに積極的に取り組み、継続的に進行を管理していくものとします。

◆図表 5-1 計画進行の管理手法



2. 計画進行の管理指標

本計画に記載した施策、事業を着実に実施・推進するため、毎年度、廃棄物の処理状況を清掃事業概要として取りまとめ、公表します。

なお、計画の進行管理のための指標は、次のとおりとします。

◆図表 5-2 計画進行の管理指標

〔ごみ〕	
進行に係る管理指標	算出方法
1日1人当たりの排出量（家庭系）	家庭系ごみ排出量÷収集人口÷365日
リサイクル率	資源化計（RDF製造量を除く）+資源回収団体の回収量÷（総処理量+資源回収団体の回収量）
最終処分率	埋立処分量÷（総処理量+資源回収団体の回収量）
原価（市民1人当たりの年間処理経費）	費用総合計÷処理量

〔生活排水〕	
進行に係る管理指標	算出方法
原価（市民1人当たりの年間処理経費）	（費用総合計÷処理量）×18L

参考：清掃事業の概要（令和5年度版）

卷 末 資 料

卷 末 資 料

目 次

卷末資料

大竹市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿 ----- 卷末資料-1

大竹市廃棄物減量等推進審議会 審議経過 ----- 卷末資料-2

大竹市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

区 分	団 体 名	氏 名	備 考
学識経験者	学校法人鶴学園広島工業大学	崎田 省吾	会長
公衆衛生 推進協議会	大竹市公衆衛生推進協議会	柴崎 雅文	副会長
自治会連合会	大竹市自治会連合会	角田 光彦	
商工会議所	大竹商工会議所	谷岡 茂	
指定ごみ袋 取扱業者	株式会社田宮事務器	大隅 慎也	
一般廃棄物 許可業者	大竹市清掃事業協議会	斎藤 浩之	
市民グループ	特定非営利活動法人えこらいふ大竹	中川 雅夫	
市内事業者	竹の子の里株式会社	小田 光範	
公 募	—	藤本 恵子	
公 募	—	山本 洋治	

(順不同・敬称略)

大竹市廃棄物減量等推進審議会 審議経過

期 日	審 議 内 容 等
令和5年7月4日	審議会の委員を委嘱
令和5年8月29日	<p>【報告事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審議会スケジュールと審議事項について ○ ごみ処理の現状と既定計画目標値に対する進捗 ○ ごみ組成調査結果（第1回）について
令和5年10月27日	<p>【報告事項】</p> <p>ごみ組成調査結果について</p> <p>【審議事項】</p> <p>一般廃棄物処理基本計画におけるごみ排出抑制等の目標値（ごみ組成調査結果を踏まえた目標値の設定）</p>
令和6年1月12日	<p>【審議事項】</p> <p>一般廃棄物処理基本計画（素案）について</p>
令和6年2月20日	<p>【審議事項】</p> <p>一般廃棄物処理基本計画（案）について</p>

大竹市一般廃棄物処理基本計画

お問い合わせ 大竹市 市民生活部 環境整備課

住所：〒739-0601 広島県大竹市東栄三丁目4番地

電話：0827-52-5101（直通）／ FAX：0827-52-5180

ホームページアドレス <http://www.city.otake.hiroshima.jp>

Eメールアドレス kankyo-rc@city.otake.hiroshima.jp

発行日：令和6年3月